

衆議院 第三百三十一回国会

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会議録 第八号(その一)

平成六年十一月二十九日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 佐藤 孝行君

理事 越智 伊平君 理事 川崎 二郎君

理事 田中 直紀君 理事 中川 昭一君

理事 小平 忠正君 理事 畑 英次郎君

理事 日笠 勝之君 理事 伊藤 茂君

理事 辻 一彦君 理事 赤城 徳彦君

理事 逢沢 一郎君 理事 岸本 光造君

理事 片岡 武司君 理事 熊代 昭彦君

理事 久間 章生君 理事 小杉 隆君

理事 栗原 博久君 理事 七条 明君

理事 塩崎 恭久君 理事 二田 孝治君

理事 福田 康夫君 理事 松下 忠洋君

理事 松岡 利勝君 理事 井奥 貞雄君

理事 御法川 英文君 理事 石破 茂君

理事 井上 喜一君 理事 上田 勇君

理事 今津 寛君 理事 大石 正光君

理事 遠藤 乙彦君 理事 古賀 正浩君

理事 小泉 農一君 理事 鮫島 宗明君

理事 坂本 剛二君 理事 田名部 匡省君

理事 白沢 三郎君 理事 仲村 正治君

理事 千葉 国男君 理事 広野 ただし君

理事 平田 米男君 理事 山崎 広太郎君

理事 松田 岩夫君 理事 吉田 治君

理事 山本 拓君 理事 永井 哲男君

理事 秋葉 忠利君 理事 横光 克彦君

理事 鉢呂 吉雄君 理事 錦織 淳君

理事 和田 貞夫君 理事 藤田 スミ君

理事 前原 誠司君 理事 吉井 英勝君

理事 松本 善明君 理事 石井 紘基君

理事 石井 紘基君

出席国務大臣

外務大臣 河野 洋平君

出席政府委員

大蔵大臣 武村 正義君
文部大臣 与謝野 馨君
厚生大臣 井出 正一君
農林水産大臣 大河原 太郎君
通商産業大臣 橋本 龍太郎君
自治大臣 野中 広務君
内閣官房長官 (内閣官房長官)
国務大臣 五十嵐 三三君
環境庁長官 宮下 創平君

内閣法制局第四部長 野田 哲也君
防衛政務次官 渡瀬 憲明君
環境庁企画調整局長 石坂 匡身君
外務大臣官房外務参事官 谷内 正太郎君
外務省総合外交政策局長 柳井 俊二君
外務省総合外交政策局国際社会協力部長 高野 幸二郎君
外務省経済局長 原口 幸市君
外務省経済協力局長 平林 博君
外務省条約局長 折田 正樹君
大蔵省主計局長 中島 義雄君
大蔵省関税局長 鏡味 徳房君
大蔵省国際金融局長 加藤 隆俊君
厚生省生活衛生局長 小林 秀資君
農林水産大臣官房長 高橋 政行君
農林水産省経済局長 東 久雄君
農林水産省構造改善局長 入澤 肇君

委員の異動

十一月二十九日

辞任

委員外の出席者
外務委員会調査室長 野村 忠清君
大蔵委員会調査室長 中川 浩扶君
文教委員会調査室長 長谷川 善一君
農林水産委員会調査室長 黒木 敏郎君
商工委員会調査室長 石黒 正大君
農林水産省農蚕園芸局長 日出 英輔君
農林水産省畜産局長 高木 勇樹君
食糧庁長官 上野 博史君
通商産業省通商政策局長 坂本 吉弘君
通商産業省通商政策局次長 伊佐 山建志君
通商産業省機械情報産業局長 渡辺 修君
通商産業省生活産業局長 江崎 格君
中小企業庁長官 中田 哲雄君
自治大臣官房総務審議官 二橋 正弘君
自治省財政局長 遠藤 安彦君

補欠選任

齊藤 斗志二君
木幡 弘道君
坂本 剛二君
田名部 匡省君
千葉 国男君
仲村 正治君
熊代 昭彦君
小泉 農一君
石破 茂君
白沢 三郎君
上田 勇君
広野 ただし君

同日

辞任

松田 岩夫君 井上 喜一君
藤田 スミ君 吉井 英勝君
遠藤 利明君 石井 紘基君
熊代 昭彦君 齊藤 斗志二君
井上 喜一君 松田 岩夫君
石破 茂君 坂本 剛二君
上田 勇君 千葉 国男君
小泉 農一君 山崎 広太郎君
白沢 三郎君 田名部 匡省君
広野 ただし君 仲村 正治君
吉井 英勝君 藤田 スミ君
石井 紘基君 遠藤 利明君

同日

辞任

本日の会議に付した案件
世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)
著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五号)
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)
肉類価格安定法及び畜産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)
農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)
特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)
関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六六号)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案
(内閣提出第一七号)
派遣委員からの報告聴取

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、蘭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案、農産物価格安定法の一部を改正する法律案、特許法等の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案の各案件を一括して議題といたします。

この際、昨二十八日、各案件審査のため福島県に委員を派遣いたしましたので、派遣委員から報告を求めます。中川昭一君。

○中川(昭)委員 福島県に派遣された委員を代表して、概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、日笠勝之君、辻一彦君、赤城徳彦君、栗原博久君、今津寛君、千葉国男君、仲村正治君、永井哲男君、藤田スミ君と私でございます。このほか、現地参加委員として田中直紀君、木幡弘道君及び坂本剛二君、現地参加議員として斎藤文昭君、金子徳之介君及び増子輝彦君が出席されました。

会議は、十一月二十八日正午より福島市内のウェディング・エルティにおいて開催し、意見陳述者の方々から、現在本委員会審査中のWTO設立協定外七法律案について意見を聴取し、これに対して各委員より質疑が行われました。

意見陳述者は、福島県農業協同組合中央会専務理事安田壽男君、農業西一信君、福島県飯館村村長斉藤長見君及び福島県農民運動連合会副会長佐々木健三君の四名でありました。

意見陳述者の陳述内容について、簡単にその要

旨を御報告申し上げます。

まず、安田壽男君からは、ウルグアイ・ラウンド農業合意には反対であり、基本的にWTO協定は批准されるべきではないが、批准しないことが国際信義上許されないとするならば、万全な国内対策の樹立とあわせ、平等、公平な農産物貿易ルールの確立が必要であること、農業合意関連対策の予算と従来予算との関係を明確化すべきこと等の意見が述べられました。

次に、西一信君からは、農業の使命は安全な食糧を安定的に安当な価格で消費者に提供することであると、規模拡大に必要な農地流動化の促進、土地改良負担軽減対策等の拡充強化が必要であること、新食糧法の実施に当たっては、減反面積の固定化と豊凶変動に対応した備蓄の機動的な運用を図ること、農業合意関連対策については、農業者の将来展望が開ける施策の確立が必要であること等の意見が述べられました。

次に、斉藤長見君からは、新食糧法の運用に關し、政府米の買入れ価格については、価格の下支え機能を付与し、再生産が確保される価格とすること、生産調整の実効性を確保するため、助成金を増額する必要があること、中山間地域の実情に配慮し、生産基盤、生活環境の整備に特段の措置を講ずること等の意見が述べられました。

最後に、佐々木健三君からは、WTO協定の批准に反対の立場から、過去における牛肉の自由化関連対策の経緯等にかんがみ、農業合意関連対策の実効性に疑義があること、規模拡大による生産構造の改善には限界があること、輸入食品の安全性の確保のため検査基準の強化が必要であること、新食糧法案は減反の押しつけや生産者米価の引き下げ等をもたらす、農家の生産意欲を減退させる懸念があること等の意見が述べられました。

次いで、各委員から、ウルグアイ・ラウンド農業合意等が我が国農業に及ぼす影響についての認識、農家負担の軽減対策、農業合意関連対策に対する評価、農業の将来展望、新規就農者の確保対

策、自給率向上と生産コストとの関係、WTO協定を批准しなかった場合の我が国産業・経済に及ぼす影響等についての認識、中山間地域の活性化対策、農産物の品質表示のあり方、農業生産資材価格等の引き下げ対策、自主的な生産調整の実効確保の見通しなど、多岐にわたる質疑が行われました。

以上が概要であります。会議の内容は速記により記録いたしましたので、詳細はそれにより御承知願いたいと存じます。速記録は本日の会議録に参考として掲載されますようお取り計らいをお願いいたします。

今回の会議の開催に当たりましては、地元の関係者を初め、多数の方々の御協力をいただきました。ここに深く感謝の意を表し、報告を終わります。

○佐藤委員長 以上で派遣委員からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま報告のありました現地における会議の記録が後ほどで次第、本日の会議録に参考掲載することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔会議の記録は本号(その二)に掲載〕

○佐藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小平忠正君。

○小平委員 おはようございます。改革の小平忠正です。

各大臣におかれましては、当委員会、今日まで連日まことに御苦労さまでございます。数回質疑を続けまして、この一協定七法案等々について同僚議員含めて多々質問がございまして、幾つかの問題点、疑問点、また政府の答弁によってそのあ

いまいさというか、不透明点等々が噴出したしております。

そこで、私はきょう質問の機会を与えられましたので、許された時間、私が問題とする点も含めまして、重複する点もあるかと思いますが、ぜひ関係大臣からの御答弁をいただきたいと思っております。

まず、この六年有余にわたる今回のウルグアイ・ラウンドの外交面でのいろいろな議論の経緯、また国内においても種々行われました問題点の指摘等々、これを思い起こしまして、私は、なぜ今回我が国がこのウルグアイ・ラウンドを受諾せざるを得なかったか、その点を考えますときに、言うならば我が国は、皆さん御指摘のように貿易立国である、したがって、このいわゆる自由貿易を推進する立場上、今回我が国はどうしても避けて通れない、受諾せざるを得ない、そういう御意見が大勢を占めました。

そのときに当たって、私は二つの点を特に指摘をせざるを得ないと思っております。その一つは、言うならば、どうこう言っても今日の我が国はアメリカという存在を無視しては国際政治経済は語れない、これが一点であると思えます。もう一点は、この自由貿易を推進するためにWTOを成立するためには、そういう意味において特に農業の分野に犠牲が伴う、したがって、農業界に対して十分なるラウンド後の対策を講じる、この二つが私は言うならば大きなポイントではなかったか、こう思います。

そこで、まず最初にお話ししたいことは、アメリカという国の政治の面における特徴というか、そんなことを、私が感ずるところを少しく指摘をさせていただきますが、アメリカという国は我が国とは政治システムというか、非常に違っております。

私の考えでは、アメリカは大きく三つの特徴がある。その一つは、御承知のようにツーパーティー・システム、二大政党制ですね。これはもう論ずるまでもありません。

もう一点は、ノンディシプリンというか、言うならば規律性がないということ。我が国ですと、議院内閣制で与党、野党という状況がございす。しかし、アメリカの民主党、共和党という中においては、日本流に言うところ、党議拘束がないわけでありませう。したがって、民主党であろうと共和党であろうとどうであろうと、その議員の個々の信条、信念によつてすべての案件に対して判断が自由であるということ、例えて言うならば、一般的に言うところ、アメリカは、民主党が一般的に言うところ、リベラルである、しかし、共和党はコンサーバティブ、こう言われますね。

しかし、それは地域によつてであり、また個人差によつてでありまして、一つの例を言いますと、過去にもあったことですけれども、東部の民主党の議員のグループと南部の共和党のグループが往々にして意見が一致することが多々ございまして。特にアメリカ南部の民主党の皆さんは非常にコンサーバティブである、そんなこともここにあり、したがって、そのところは政党政治であるけれども、ツーパーティー・システムで政党政治であるけれども、しかし、政党がないということも言えるのではないかと。そういう中で、大統領府と議会とがちょうどはつし渡り合つて、今までのいろいろな案件の処理がなされてまいりました。そういうことが二つ目。

それからもう一つは、ディセントラリゼーション、言うなれば非中央集権化というのか、日本とは違つてアメリカという国は、連邦議会、州議会、まああれだけ広い国ですからこれも必然的にそうなつたことではあるけれども、そういう州議会が非常に健在である。したがって、時としては連邦議会と州議会がまるつきり相反する法律をつくつたことも過去にはあった。そして、幾ら連邦政府が外交的に事を進めていっても、州レベルではそれを敢然と拒否をしてその州内の権益を守るということ、これが堂々とまかり通つてきたという、そういうことももう既に御承知のとおりであります。

そういうような状況がアメリカ政治の私は特徴ではないかと思ひます。

さて、そういう中において、先般十一月に中間選挙がございまして、日本で言うならば野党である共和党が大躍進した。そうなる、普通ならば政権がかわるはずでありますけれども、アメリカは連邦議会と大統領は別でありますので、このところは今のクリントン政権、この状態が続いております。しかし、言うならばこれはレームダック議会でありませう。もう一つおもしろいことに、アメリカという国は選挙があつても年内は選挙前の議員構成で議会が運営される。ですから、新しい議会は来年一月からのスタートになりますね。

そういう中で、今盛んに外務省を中心にこのWTOのことに關して、アメリカは予定どおり十一月の下旬には下院、そして上院には上院がこれを通過します、そういうことを、手をかえ品をかえてそういう情報を流し、また、我々にもそういう文書が流れてきております。マスコミにもそういう報道があるのも事実であります。しかし同時に、これについて疑義的な、懐疑的な、そういう情報があることも、これも事実であります。

しかし、不思議なことに、このWTOの通過が難しいという、そういう情報はどういうわけか余り、比べてみるとそちらの情報がちよつと弱いようには感じられますが、したがって、一般的にマスコミやあるいは政府の情報をそのまま受け取りますと、このWTOはアメリカにおいては問題なく通過する、そのように受け取れる節があるようには感じられます。しかし、私は、今申し上げた観点から、果たしてそれがうまくいくのか、そんなことをいまだもって懸念をしておる一人でございます。

外務大臣、そういう状況はもう私が申し上げるまでもなく先刻既に御承知のことと思ひますけれども、大臣は本当に、アメリカ上下両院はこのWTOをクリントン政権の希望どおり肅々と日程のつとて通して行くのだと、いまだもってそう

信じておられますか。そのところはいかがでございますか。

○河野国務大臣 これは何せアメリカの問題でございますから、私もとしてはできるだけ注意深く情報入手するという努力をいたしておりますが、その入手した情報を私もなりに分析をして、時にこの委員会でお尋ねがあれば申し上げます、こういうことでございす。

基本的に申しまして、ウルグアイ・ラウンド交渉、長い間のウルグアイ・ラウンド交渉のかなり多くの部分は、アメリカにおいては共和党政権下で交渉は行われていた時期が大変長うございす。今日は民主党政権として、このウルグアイ・ラウンドの最後の取りまとめに当たつては民主党がインシアチブを發揮したということは事実でございますけれども、長い経験が共和党時代にもあるわけでございます。

と同時に、今回の、お尋ねのように中間選挙の結果を踏まえて、新しく選ばれた方あるいは選び直された方々がこのWTOの問題にどういう対応をなさるかということ、我々にとつても大きな関心事でございまして、いろいろと議会の方々から直接お話を聞いたものもございす。あるいは、この委員会でも既に何度かお答えを申し上げておりますが、村山総理から直接クリントン大統領に状況を伺う、あるいは通産大臣から、あるいは私からもそれぞれアメリカの主要な方々に状況は如何という対応もいたしてまいりました。

さらに、新聞等が伝えるところを見ましても、アメリカの状況は、もうこれは小平議員は十分アメリカの事情に精通しておられますから、私が申し上げるまでもないことではございすけれども、過日、クリントン大統領とドーリス氏の間に話し合ひがまとまつたという情報もございす。これは私ももちろん確認をいたしておりますが、このクリントン大統領とドーリス氏の間の話し合ひがまとまつたことを受けて、この問題についてのアメリカ議会上下両院における処理はほぼ間違ひ

なく、今月末及び来月上旬には下院、上院それぞれ行われるものであらうというふうに現在考えているところでございす。

○小平委員 外務大臣、クリントン大統領と村山総理とのそういう電話の行き来があつた、そういうことでしようが、確かにそういう情報を受け取られていることも私は今まで何度かこの委員会でもお聞きしてまいりました。

しかし、例えばこういう点はいかがですか。最近の情報としては、共和党のドーリス上院院内総務、彼の発言によると、WTOの今後について、五人の元判事による委員会を設立をして、WTOのパネル、いわゆる紛争委員会です、これがWTO発足後五年の間に三回以上米国にとつて恣意的な判断を行った場合、言うならば不利な判断があつた場合、米國議会は、連邦議会は米國がWTOから脱退すべしとの勧告を行うことができるという、こういうようなことも今模索している。また、それが上院等で合意に達した、そんなようなことが聞えてきましたね。これはもう既に御耳に入つておると思ひます。そうですね。

そこで、そんなようなこともこれもある、また、私が今ほど申し上げたアメリカ政治の特徴からいって、御案内のように、アメリカは特に農業調整法、これは戦前に出したものであります、一九三〇年代ですね、二十二条、これによつて輸入制限措置をしておりますが、これもいわゆる連邦政府の説明では、これは撤廃する、こう言われております。これは言うならばウェーバーの関係ではありますけれども、また食肉輸入法、この輸入制限、これはガット上の根拠は何らないんですけれども、こういうものがアメリカでは堂々とまかり通つていますね。こんなような状況に対してどのように考えられておりますか。

○河野国務大臣 お答えする前に、誤解があるといけませんから一言だけ申し上げておきますが、村山、クリントン間の会話は電話ではなくて、ジャカルタでの首脳会談で直接お会いをいたしたい、そこで村山総理からクリントン大統領のこの

問題に対する決意のほどを問いたしたところ、強い決意と同時に、新しい共和党選出議員の間でも話ができるというお話があったということでございますので、その点まず最初に申し上げておきます。

今議員がお尋ねの大統領とドール共和党上院院内総務との間の了解事項でございますが、確かにお尋ねのとおり、WTOが発足した後、パネルにおきます検討の結果がアメリカにとって不利益である、かつ不当なものである、恣意的なものといえますか、不当なものであるというものが五年間の間に三回以上あったらば、脱退する勧告を議会がホワイトハウスに勧告をする、そういうことについて大統領が了解を与えた、こういう話でございます。

この点は、まさにそういう了解があったという事実関係を私どもは聞いております。そういう了解が成り立った結果、ドール氏はわかったと、それでは上院でこの問題の処理をしよう、つまりWTO実施法案の処理をしようという了解をしたという状況でありまして、私どももその事実関係をきちんと把握をして、先ほど申し上げたように、この結果、十二月、恐らく十二月一日、予定どおり上院も通過するであろうというふうに御報告を申し上げたところでございます。

○小平委員 村山総理とクリントンとのそういう意見交換はジャカルタのAPECのあのときだけですか。そうすると、その後国際政治は刻々と動いておりますけれども、最近のそういういろいろな接触はないわけですね。いかがなものかと思えますけれども、それはそれでいいです。それは大分古いときの接触だったと、時期的にも。

今、ドール院内総務はそういうことでクリントンとの話をされたということなんですが、じゃ、翻って我が国は、アメリカがそのようなことをあの手の手、今までも出ましたけれども、これからはまたいろいろなことが出てくると思うのです。果たして我が国としては、我が国の国益、権益を守るために、今政府としてはそういう我が国の

の対抗的なものというのは何か考えておられるのですか。それとも、これはすつと通っちゃって、あとはアメリカの、何といいますが、いわゆるただひたすら信じるということなんでしょうか。それとも、やはり我が国も敢然として何かそういうものをやっているという対抗措置は考えておられますか。

○河野野務大臣 これはもう議員よく御承知のとおり、WTOは日米の二国間の問題ではございません。世界百二十を超える国と地域が集まって世界貿易のルールをつくるという問題でございます。アメリカが議会の中でどういう議論をしたかということと我が国の態度というものが直接かわるものではないと思います。

御承知のことだと思いますが、先ほど申し上げましたように、ドール院内総務との議論を見ましても、パネルにおいてアメリカに対して不当かつ不利益といいますが、アメリカに対して不利益な結果が、しかもそれが恣意的に出たということがある場合に云々、こういうことでございまして、ただ単にルール上不利益をこうむるということではないのでございます。恣意的に、あくまで恣意的に米国にとって不利益な報告が出たらば云々、こういうことでございまして、私どもはWTOのパネルがそういう恣意的に特定の国に対して不利益をもたらし報告をするというふうにはまず基本的に考えておらないわけでございまして、アメリカがやったら日本がその対抗手段として何かを考えるかという、もしそういうお尋ねであるとすれば、そうしたことは考えておりません。

○小平委員 いや、私が言うのは、アメリカがやったから対抗するということではなくて、当然アメリカも、今のこのドール院内総務の姿勢というのは日本だけじゃなくて対世界をターゲットにした、そういう対処だと思ふんですね。当然我が国も、別に大臣がおっしゃるようなアメリカだけを意識していませんよ。もちろんWTOは世界機構ですよ。でも、実際問題としては日本とアメリカ

カ、これが一番でしよう。だからそういうことになったのであって、当然、理論的には対世界ですよ。でも、現実問題は対アメリカです。これは後ほど私は日本とアメリカとのいわゆる貿易の輸出入関係について問いますので、そこでまたお話しいたしますけれども、そういう意味で申し上げたのです。

それで、例えば一つの例として、自民党が野党時代に、自民党提案の議員立法として外国産牛肉輸入調整法案というものを提出しました。これは先般、我が方の仲村議員、改革の農水部長ですけれども、質問が既になりました。私もこれについて再度お考えをお聞きしたいと思うんですけれども、この議員立法、これはどちらかというと、この間も外務大臣はお答えでございまして、

当時は、今もそうですけれども、自民党総裁で最高責任者ですから、これについて知らなかったことではないと思うんですけれども、具体的なことについては大河原大臣が、当時は自民党の立場ではいわゆるそれなりの立場におられました。すよね、そういう役職か。そこで、言うならばこのことを党内で検討されて出されてこられたわけでありまして。

そこで、この調整法案というのは、これはある意味では、先ほどのお話とはちよつと違うかも知れぬけれども、目的としては我が国の畜産業界、これを守ろうという、そういうことのあらわれでしょう。当時は野党でしたけれども、今は政権与党ですよ。当然これを推進されて立法化される、その最短の道に、近道におられるんですよ。なぜこれをやられないんですか。なぜこれをつるしたままにしておかれているのですか。で、これはガット上、この問題はなんですか。

○大河原国務大臣 お答え申し上げます。先般、仲村委員からの御質疑がございましたが、あの調整法案につきましては、ガット十九条のセーフガードの規定から見ると抵触する。したがって、今後この法案の進め方については、自由民主党の方でも取り下げを検討中というふう

に承知しております。

○小平委員 ちよつとおかしいですね。今はガット十九条ですが、抵触するというふうに大臣、お答えになったけれども、私の手元に当時この法案についての趣旨説明を、当時農水委員会が自民党の中川さんが筆頭理事でしたけれども、されておるので、私、これ手元にあるんですよ。

これによりまして、こう書いていますよ。「なお、本案は、ガットとの関係を十分に考慮して起草しており、国際ルールに何ら反するものではありません。」ですから、「ガットとの関係を十分に考慮して起草しており」というので、ガット上、抵触しない、こう言っているのですよ。それであらう状況になった。中身はもう繰り返す必要ありませんよ、七〇%の関税という。これはもう私が言わなくてもいいですよ。そういうことでこういう法案を出されておるのですよ。今の答弁ですとちよつとおかしいのではないですか。

○大河原国務大臣 ガット十九条におきましては、輸入の増大等によって、あるいは価格の低下等によって国内の産業、これは物も含んだ一般規定です。セーフガードは、これについて予見されなかった重大な損害またはそのおそれがある、まずそういうことで調査をいたしまして、それを明らかにした上で発動するというところでございまして、輸入調整法では、輸入数量が国内生産量を超える場合には……(小平委員「それはわかってるんですよ」と呼ぶ)ですから、そういう発動でございまして、したがって当該法案がガット十九条に対して抵触する、したがって今回の全体のWTO協定の受け入れあるいは関連法案、一定の流れの中においては、法案を現在取り下げを検討しているということでございます。

○小平委員 このことは、今大臣がおっしゃったけれども、自民党の議員立法で出されて、農水委員会マターですよ。農水委員会の仲間、私も理事の一人ですが、そういうふうに取り下げの方向であるというふうな話は聞いておりません。

○小平委員　確かに、議員提案ですから今の答弁が適切だと思いますよ。さっきの答弁は間違っていましたよね。次に進みます、武士の情けで。

大なる貢獻をしている世界一のお客さんなんですよ。このことをきちんと肝に銘じてもらいたい。これについてはもう議論するまでもありませんよね、これは言うならば過去の統計調査ですから。ところが、逆にアメリカは今世界に向かってても大変な赤字を持っているわけですよ。これについてはそれでももう否定されませんね。これだけの多大な輸入超過であり、しかも三分の一強の輸入品が農業の分野で占められている。

も、自由貿易を完成させるためには関税の撤廃が目的だという、そういうことが方向ですね。そうなる簡単な話であつて、特に日本については、これはほかの国でも同じですけれども、その国の競争力のある産業が、輸出競争力のある産業がますます伸びていく、そして競争力のない産業はますます外国の勢いに席巻されていく、そのことが言えると思うのです。

ンバランスが解消するということとは別の問題ではないかというふうに思っております。輸出入のバランスはむしろそれぞれの国のマクロ経済政策が大きな意味を持つのであって、WTO体制がスタートをするということ、日本の貿易の経常収支のインバランスが解消するということとは直結するということではないというふうに思いま

○小平委員 いや、そういう答弁をされるとまた蒸し返しになっちゃうのですね。私は前に進もうと思ったのですよ。

直結するものじゃないと言われるけれども、実際は、どんな理屈をこねようと、言うならば貿易は貿易でしょう。しかも、その貿易のルールをつくるのが今後のこのWTOでしょう。そのWTOと実際の貿易とが直結しないという、そういうふう

に言われると……(河野国務大臣「貿易のインバランスと直結しない」と呼ぶ) インバランスもバランスも、言うならば貿易、輸出入の問題ですよ。違いますか。

○河野国務大臣 ちょっと御理解がいただけたかと思いましたが、WTOが発足することとインバランスが是正されることは直接関係しない、こう申し上げているのです。

○小平委員 それでは大臣、インバランスが是正されるにはどういう形で、それは、言うならば今までのアメリカとのいわゆる内需拡大等のいろいろな交渉とか、そういうことという意味ですか。

○河野国務大臣 経常収支のインバランスを是正するためには、今も申し上げましたように、それはそれぞれの国のマクロ政策というものがより効果的なものだということに思っております。

○小平委員 いや、それは当然です。そういう努力を国内ですることも事実です。

でも、私が指摘したことは、このWTOの意味するところは、その国にとって輸出競争力のある産業がますます輸出力を強くしていくんじゃないですかと、そのことをお聞きしたのです。何も私は、国内のいわゆる状況をどう正すかということに聞いているのじゃないのです。そういうことになるんじゃないですかということに聞いているのです。

○河野国務大臣 WTO協定というものの、WTO体制というものが世界経済の中に与える影響は、貿易の拡大といいますが、貿易・投資が促進される、拡大する、そういう点。それはつまり、すなわち物ばかりではなく、サービスに至るまで新

たな世界的なルールが確立される、あるいは何かトラブルが起こったときの解消についての、いわばパネルでございしますが、そういうもののルールが確立をする、そういうことが原因となつて世界貿易というものは拡大の方向に向かうということが一番大きな意味だということに考えております。

○小平委員 これは私の問うたことに對していわゆる迂回した答弁でありますので、この議論は時間があれば蒸し返していきたいのですが、とにかく私は、今も通産大臣から御答弁があったように、言うならば工業品、私はそれがいい悪いじゃなくて、これからの事実関係としてそういうふうになつていくのではないですかということを率直にお伺いしたのです。

それをお認めになれば、じゃその上で、輸出競争力のある産業はそうなっていく。だけれども、それではアメリカとの貿易バランスがおかしくなるし、そこは今大臣が答弁されたような形で国内努力でもって何とかそのところの解消に努めていこうと。輸出競争力のある産業はさらに強くなっていくけれども、それをお認めにならなければ、しかしそれではいかぬから何とかしようというなら、私も引き下がるのです。それを否定はされません。その努力をされるということなら私は理解します。

○河野国務大臣 質問の御趣旨をあるいは正確に私が受けとめていなかったかもしれません。繰り返して申し上げますが、WTO体制というものがスタートすれば世界の貿易は拡大の方向に進んでいくであろう、そのことは、言ってみれば競争力の強いものがよりよく海外に出ていくという、海外で動くということであるというふうに申し上げます。

○小平委員 早くそうおっしゃってこれればいいのです。その上で、それではますます輸出入のバランスがおかしくなるから、そこはこれから国内的にも努力をしてこの黒字解消に努めよう、そういうことが今後の対策だと思ふのです。その

事実を認めていただければ。だから私は、WTOというものは、確かに自由貿易を拡大するこれから国際社会に適応するものでしょうけれども、一方、こういう問題もはらんでいるので、そのところはしっかりとされたいということ。

次に進みます。

もう一点、先ほど私が冒頭に、今のアメリカ政治の特徴の中で日本との関係を申し上げましたけれども、もう一点大事な要素は、今回このラウンドは農業の世界に多大な犠牲を強いるんだ。したがって、これは細川政権もそう、総理もそう記者会見された。また、その後の閣議合意でもそういう方向が出されている。ことしの六月下旬に政権がかわつて、自社さがけ政権になつた後もその方向で、十月二十五日にはああいう対策が打ち出されたわけですね。

その間にいろんなことがありました。当時、昨年十二月の河野自民党声明、また、当時大蔵省労された当時の畑農水大臣に対する問責決議がある。それだけのことをやっておきながら、今度は十月ですが、今度は一転、ラウンドを認める党声明を出された。そこところはもうよしよししょう。これはああだこうだ言つても、その苦しさは私もわかります。私も与党の立場であつたとき非常に苦労した一人ですから、わかります。

でも、そのとき私は、農業関係者に、農民に向かって訴えたことは、我が国がここでラウンドを受け入れなかつたら国際社会で孤立をする、我が国は国際社会なくして生きていけない、モンロー主義では。したがって、受け入れざるを得ないんだ、しかし、それは農業に多大な影響を与えることになつたんだ、したがって、ラウンド後にその影響がないように万全の対策を講じるからぜひこ

こは理解してくれと、涙ながらに訴えたものです。そして、何とか農民の皆さんの理解を得てきた。内心、腹の中はおもしろくないでしょう、農家の皆さんは。でも、我が国が置かれた状況を理解していただけてこまで来たわけですから、三月にマラケシュの政府間調印

をやつて、いよいよ今大詰めに來ております。このWTO協定を承認するためには国内対策、これが万全になつていらないとすることがきちんとして農家の皆さんに理解してもらわなければ、これでは約束違反です。

私も自分の、ちよつとまとめて原稿にもしていませんが、やはり読むよりは脈絡が飛ぶかもしれないけれども、私の意見を今申し上げておきますけれども、当委員会でもこの問題、同僚の皆さんから随分質問が出された。そのときに出てくる答弁は、別枠かというのを聞いておりますけれども、農水大臣からは新規事業であるとか、また大蔵大臣からは新しい事業とか、いろんなことを言われますけれども、大蔵大臣も聞いてくださ

いね、それを要約するところは、別枠でないですよということなんです。だから私は、それでは理解はされませんよ。

どうですか。別枠で確保するから、六兆百億円、この中身はまたちよつとこの後もお聞きしたいと思ふんですが、別枠で確保するから安心して農業にいそしんでもらいたい、明快に、簡潔にそう、財政を持っておられる大蔵大臣として所管の農水大臣、お二方からそういうようなことはおっしゃつていただけないのですか。そのことだけをちよつとお答えください。

○大河原国務大臣 お答え申し上げます。しばしばお答え申し上げておるとおりでございます。この国内対策に伴う事業費は、六カ年のための新しい事業であるということでございます。特に、別枠問題等いろいろ議論されますので、我々としては、従来の農林関係予算に影響を及ぼさないものとするということでお答え申し上げておきます。

すなわち、前回も御答弁申し上げましたが、その新しい事業、この事業の財源等を調達するために、従来の予算を削減、抑制、そういうことは避けなければならぬし、避けるということをお願いしたところでございます。

○武村国務大臣 従来の農林水産予算に支障を来

さないように配慮をしながら、文字どおり、ガット・ウルグアイ・ラウンドという日本農政の非常時に対応する新しい農政の道を開いていくための事業を六年間で集約したものでありますから、どうぞ農家の皆さん、この政府の姿勢をきちっと御認識をいただいて、この国で新しい農政を興していくために一層御苦勞をいただきたいというふうに思っている次第であります。

○小平委員 今までの答弁と何ら変わってないと思うんですね。

農業予算に支障のないようにやっていくという、支障ないということは、農業予算は農業予算として来年度予算に向かっても予算要求をしていきながら別にこの対策は講じるという、そういうことが農業予算に支障ないということでしょう。ということとは、別枠ということでしょう。違うんですか。何でもそうですよ、税金もそうですけれども、やはり物事はわかりやすくしなければだめですよ、国民に向かつて。そうですね。

今大臣の答弁では、農業予算に支障ないようにやっていくんだ、そうおっしゃったから、じゃ六兆百億円も組んだら、それは別枠だと、そのところがはつきりしなければ。私も当時与党の一員としてこの苦渋の選択をした一人です。ですから、基本的にはこの協定は、またこの関係法案は通そうというところで当初臨んだんですよ、この委員会に。でも、その大事なところがほごにされたのでは、話が違ってしまうとなっちゃうのですよね。

それで、この六兆百億円、さあ公共事業三兆五千五百億円。最初三兆円何がしかのものが一夜にして六兆円に膨らんだ。一夜ではないんですか、数日間呻吟されたわけですね。まあ首を横に振られていたけれども、要は六兆にふえた。そのときに、じゃこの公共事業についてもお聞きしたいんですが、これは半額国庫負担ということですね。そういうことですね、大蔵大臣。この三兆五千五百億円の公共事業、これは国庫負担は半額ということですね。そのことだけでいいですよ。

○武村国務大臣 約半分です。

○小平委員 約半分ということでお聞きしました。

となると、この公共事業は、残り半分は道府県やあるいは地方自治体、受益者が負担する、そういうことになりますね。さあ、そうすると、今、これはもう数年言われていることなんですよけれども、農家の皆さんが負債で今もうあつあつぶれているんですよ、負債対策で。その理由の大きな一つに、受益者負担ということがあるんですよ。

農業、営農に以上は、土地改良を中心にした営農改善計画、これはもう未来永劫ついて回りますよ。一回何かをつくったからそれでいいというわけにいかないんですよ。営農する以上は、未来永劫、構造改善やいろんな基盤整備や施設拡大や、これはついて回りますよ。

そうすると、ありがたいことに国の事業がある。しかし、そこに受益者負担がある、地方負担がある。しかも、当初の予定どおり、予定した年度内にそれが終わらない。言うならばそれは必然的に受益者負担がふえていって、要するに金利が金利を生む状況になっているんですよ。そういう中で、果たして今、こんな約半分の国庫負担なんというところで生産者は新規事業に着手できるでしょうか。そういう問題が一つですよ。

それと、今既にもう農水省や、また物によってダムとか建設省共管のものもありますよね。そういう中で、既に継続事業もあるけれども、これから新規にという事業も控えている。そういうものを、新規事業なんかをあちこちから集めてきて、これだけになりましたからこれがラウンド対策用の事業ですよと言ったのでは、これはたまたまものではないのですよね。

ですから、大蔵大臣にも農水大臣にも、確認したいのは、今各地域で、自治体を含めて準備しておられる新規事業、これから頭を出したいという新規事業については、このラウンド対策の六兆円の中に含まれているこの公共事業分とは別なものだ、それは従来どおりの予算要求をしいていい、そういうことなのですか。それともそれは一緒にくたのものなのですか。そこはどうなのですか。

○大河原国務大臣 しばしばお答え申し上げていますが、この農業基盤整備事業についても、広区画・連担化を図るような生産性向上の生産基盤整備事業等々、あるいは中山間地帯においては地形条件にかなったような基盤整備事業等々、御案内の土地改良第四次長期計画、平成十四年まで、その中で予定されているような事業を重点かつ加速的にこれを行う、取り上げるという点でございます。したがって、ほかのそれ以外の事業も着実にこれは実施するわけでございますけれども、加速的かつ重点的にそれらの事業を取り上げて進めるということでございます。

○小平委員 大臣答弁、おなれになってまいしうから、言葉というのは非常に、聞いてみると、うんというふうには聞こえますけれども、よく中身を反すうしますと、重点的に加速的にというけれども、それは改めてラウンド対策予算を組まなくたってもう既にあるものなのではないでしょうか。今までも何度もお答えになったというけれども、そこは私は、この質問の冒頭に断りしたように、疑問点があるから私は重ねて質問すると申し上げました、重複するかもしれないけれども、疑問点があるから今お聞きしているのですよ。大臣がおっしゃったことは、私から言い返すならば、何も改めて六兆百億円の公共事業の予算を組まなくたって従来からあることじゃないのですか。違いますか。

○大河原国務大臣 重ねて申し上げますが、平成十四年までの第四次土地改良長期計画、この中で、今申し上げましたように緊急の生産性向上対策を講ずるあるいは中山間地対策を講ずる、その事業を取り上げて重点的に加速的に実施をいたすということでございます。

なお、委員御案内のとおり、農地の整備率は大体まだ全国五〇%でございます、全体の事業の

推進、特に今申し上げたウルグアイ・ラウンド対策で緊急を要する事業について行い、さようなことになっておるわけでございます。

○小平委員 今大臣がおっしゃったのは、土地改良長期計画、これだと思ふのですよ。これは平成五年四月九日閣議決定で、農水省が出されたものです。平成五年四月九日といったら、まだ自民党、宮澤政権下ですね。このときはまだラウンドの合意もしてないのですよ。その前に平成五年から十年間で四十一兆円の土地改良長期計画を出されているのですよ。こんなものまだ緒についてないでしょう。これはラウンド対策ではなくて、要するに我が国の農業を主体にした土地改良について十年でしつかりやっていこうということを立てたものでしょう。だから、大臣、こういうことを拾い集めてきて三兆五千億円に数を合わせるのでは、それでは皆さん納得しないということなんですよ。

そこでもう一点、私は率直な意見として、わかりやすい意見として、生産者は、六兆百億円というものが出されたらどういことが具体的にいいのかというのを、それを公にしてもらえば私は納得も得られたかと思うのだけれども、今日までの答弁、各委員の皆さんからの質問に対する答弁を繰り返す中で、たまたま空回り、同じことを空回りしているのですよ。そのことが私はわかりづらいということを言っているのですよ。

こういうことがあるということは私は否定しませんよ、こういう計画が出されているということ。四十一兆円、十年間で。となると、十年間でこれをやったら一年間四兆円じゃないですか。六兆円六十年間なら、一十年間で四兆円でもう三分の二終わっちゃうのですよ、単純に割ってあげば。そういうことじゃないと思うのですよ。

それともう一点、大臣、新規事業というのは、これは非常に時間がかかることです。これはもう釈迦に説法ですけども、大蔵大臣、これは何か事業一つしよとしたら、公共事業というのははまさしく公共事業ですよ、道路や橋やダム、また

いろいろな基盤整備を含めたそういう公共事業、それに着手しようというときは、まず最初はその地域の人が、関係者が集まって、その地域の合意を取りつける。そして関係市町村あるいは農協なんかも、あるいは土地改良区なんかも包含をしてテールについて、そこで鉛筆をなめる、図面を引くということですね。それがいろいろほかの事業やその地域に抵触しないか、いろいろの調査しますよね。それから、その地方自治体の予算的な裏づけも検討しますよね。そして、その後、言うならば北海道でしたら道です、要するに県レベルに上げていく。そこでたたくわけでしょう。それからさらに、今度は建設省でしょう、農水省でしょう。

しかも、そこまでのいくにも結構年数がかかるし、また上げてやるときは最初からすぐ新規着工でないんですよ。最初は新規調査ですよ。新規調査に入ったら、後は何年間か今度はいわゆる継続全計ですね、全計とよく言われますけれども、継続全計ですよね。そして初めて、それが終わったら新規着工でしょう。それで後は、過去の例を言うならば、予定どおり終わらずに年々々々それが延びていて、完了までもう予定を、ひどい場合には十年のものが二十年になるとか、五年のものが七年になるとかといつてふていちゃうのですよ。

そういう状況ですから、この六兆円というのが今打ち出されても、来年すぐにこれが見えるものでないでしょう。そうですね、新規というものは、時間がかかりますよね。ですから、なおのことそこそこをもちと明快にわかりやすく政府としては明らかにする必要があります、私はそういうふうに申し上げているのです。いかがですか。

○大河原国務大臣 小平委員、土地改良事業における今の調査から全体設計、事業という点についての通常のお話でございました。そのとおりでございます。

ただ、我々がこのたび取り上げる基盤整備事業の重点かつ加速的な推進というのは、そういう直

ちにこたえ得る地域、これに対して、従来は基盤整備事業においても全体の予算枠等で各地区に対する配分等で制約があり、進捗がなかなか進まない。それに対して、重点的に予算を配分して、この実施期間内を目途に早期の効果を発現するという点を最も重点に置いて事業を取り上げる、それで、事業担当部門において、消化し得る限度というものについても十分配慮いたしまして今回の事業量を決めたというわけでございます。

○小平委員 抽象的な御答弁で、もう反論もよし

ただ、大蔵大臣、先日の朝刊各紙を見ますと、ことは景気回復がこういう状況で、税収も、歳入も思うようにならぬ、それで来年度の予算編成は四十年ぶりの圧縮予算か、そういうような報道もされていきます。そういうことが政府からの見解としても出ていくのでしょうか、もし、公共事業ではそういう景気刺激も配慮して数%のアップというふうなことも言われていますが、反面、我が国の大蔵省の立場からいえばそういう状況ですね。

そういう中で、今大河原大臣がおっしゃったようなことで取り組んでいくのに、きちんとその農業予算については別途そういうことで配慮して、これが今、この十二月下旬に予算編成を控えていますね、そのところはちゃんと予算措置はしているだけなのですか。そのところは大臣のよう

にお答えいただけますか。

○武村国務大臣 いよいよ来年度の予算編成の時期を迎えているわけでありまして、編成作業はもう始まっているわけでありまして、最近になりました、最近の経済動向、そして税収の展望、税収を中心とした歳入歳出全体の大枠の議論を始めているところでありまして、容易ならざる事態であるというふうにも認識をいたしております。

税収はもう三年間予算を下回りました。歳入欠損も二年続きまして、恐らく今年度も予算で見積もっている税収を下回ることははばかるのではな

いか。四年続きの減ということになります。そんな状況でありますだけに、概算要求の各省庁要求枠に対しても、かなり厳しい精査を避けることはできないというふうに思っております。

その中にこのガット・ウルグアイ・ラウンド対策も立っているわけでありまして、先般政府・与党で決めた六兆百億円の、これは六年間であります。今この事業費に限りてどうかというお答えは避けませんが、しかしこれは、これだけ政治的な幅広い議論の結果、お約束として発表をいたしたことでありますから、これだけを例外的にどうこう扱うということではありませんが、少なくともこの事業の初年度の予算に盛り込むための努力は、まさにあらゆる努力をして期待にこたえていきたいというふうに思っている次第であります。

○小平委員 大臣、もっと明快な答弁を、まあできないのでしようね。でも、これは大事なことであります。ラウンドのWTO、これは当委員会を通りました、すぐ後に控えている予算編成で、あけてみたら何も配慮がなかった、そこに対する予算措置がなかったというのは、これでは踏んだりけったりで、まさしくこれはもう政治に対する不信なんというのを通り越して、もっと、何といいますが、言葉ではもう表現できない気持ちで農民は持つてしようね。そこはしっかりと取り組んでいってもらいたいと思います。

実は、私はこの後、新食糧法を中心に質問を用意しておるのですが、まだ入り口の段階でもう時間があつたかなくなつてしまつて、とても時間が足りないのですが、生産調整、このことからお尋ねいたします。

御承知のように、昨年のああいふ未曾有の大冷害を受けて、消費者に安定的にお米を供給するということ、その意味から緊急輸入をせざるを得なかった。そして、ことに向かつては、在庫もあつた。うなまとして網渡りの備蓄体制だったものですから、減反緩和をして増田、復田を奨励しましたよ

ね。ところが、ことしは幸い大豊作、これは政府としても予想に反する大豊作だった。作況一〇九ですから、単純に言うならば九十万トン余分な在庫ができた。

その事情はそういうことですけれども、ただ、今ここで、じゃお米が余つてきたから来年は減反強化せいで、それも強制でなくて、そうしなきゃならぬ検討だというふうにならわれないすけれども、ただ、まだ今食糧法は現在法のもとです。うなま、まだ新食糧法はできていないのですから。現食糧法です。というところは、建前は全量政府管理です。うなま、そうすると、生産調整というのは、政府の姿勢というのはいわゆる拘束力を持ちます。うなま、そういう中において、これははっきり言つて約束違反です。うなま、それについては大臣、どのように御答弁いただけますか。

○大河原国務大臣 お話にもございましたように、昨年の大凶作、したがって平成六年産米と七年産米で二カ年間で百三十万トンの備蓄を積み上げる、そういう方針でございましたが、ただいまお話がございましたように、作況指数一〇九というふうなことで来年度の十月末では百五十万トンぐらいいの在庫が造成される、一年で造成される。したがって、この点については自主流通米の、今日既にいろいろな生産者の声も聞かれますけれども、自主流通米の売れ残りなり価格の大幅な下落という問題が出ておるわけでございます。

したがって、来年の生産調整をどういたすかという点についてはその面からの検討も必要でございますが、一方、昨年の復田の際の生産調整の面積の削減の際には、稲作農家経営の安定というところで二年間は据え置くという方針を政府として打ち出しておるわけでございます。それは、今申し上げましたような自主流通米の販売環境が著しく悪化する、その点を考慮して、いかに扱うかという点で生産者団体等と現在その協議をしておるところでございます。これがあつたままの姿で

ございます。
○小平委員 そのありのままの姿、その状況は先刻私どもも承知いたしておりますし、これはまた生産団体や生産者を含めて関係者すべてが承知をいたしております、今大臣がおっしゃったことについては。

問題はそういうことじゃないのです。それはもちろん天候いかんですから、これは予測しがたいものがあります。しかし、そういうことの幅を持って、次年度は不作かもしれない、平年作かもしれない、豊作かもしれない、そういう中で次年度以降の予想を持って予定を立てるのが、これが所管の役所の仕事です。要するに、見通しが誤ったわけですよ。一つは、緊急輸入にしても、当初から見たら大幅にこれまじく輸入超過ですよ。九十八万トン、タイ米、中国米中心に九十八万トンの在庫というものは、九十八というのはいくらに百万トンですよ。百万トンの輸入超過をしている。これは見通しの誤り、まさしくそれに尽きます。もうこんなこと言う必要はないですよ、どんな事情があるにしろ。

もう一つは、確かにこれは豊作だった。今大臣の御答弁では、それでは来年度のそういうようなことで問題があるから生産調整の必要これあり、そういうことですけれども、それに実際に携わる生産者から見たら、農政の失敗のツケが農民にきているわけですよ。そうでしょう。昨年ああいいう予定を組んだけれども、状況が変わったから予定を変更する、次の年また予定を変更するといけば、農水省は何も困らないですよ。ところが、そのたびに被害を受けるのはほかからぬ生産者ですよ。生産者の後ろにまだあるならいいですよ。最後に行ったそこから後ろはないのですから。そういうことでは私はいかぬと思うのです。したがって、確かに今九十八万トン、これは別で処理すると言われていますけれども、七万六千ヘクタールの減反緩和によって二年間で百三十万トン、それから豊作による九十万トン、また春以降の消費減少による量が大体三十万トン、そのよ

うに話が流れてきていますけれども、合わせると二百五十万トンぐらいですよ。大変な状況に今あるというところはわかります。

でも、それは何かというと、減反緩和したこと輸入を緊急にしたことも、言うならば消費者に安定的にお米を供給するための施策だったわけですね。そうでしょう。パニックを起こさない、この一億二千万の国民に安定的にお米を供給するためにそういう措置がとられたわけですよ。その結果こうなつたのです。そうしたら、そのツケを農民に回すのではなくて、政府が財政措置をもってその責任を負うべきでないですか。そのところはどうか。

○大河原国務大臣 緊急輸入米については、委員御指摘のように、これは棚上げ的な処理をして国内米に影響を与えない。問題は、豊作に基づく自主流通米の値崩れなり売れ残り、それが農家所得にも直結するわけでございますので、これについては来年度の生産調整をいかにするかという話でございます。したがって、直接それを補てんをするとかそういう問題とは切り離して考えるべきだということに考えております。

○小平委員 このまま放置すれば値崩れする、したがって切り離して考えられる。まるで人ごとみたいですよ。別な言い方をすれば、いやこのまま放置してもいいのですよ、生産調整しなくても。そのかわり値崩れ、価格が暴落して困るのは農民なんだ、実はこの発言、ある農水省高官からも私は聞きました。とんでもない話ですよ。そのところ影響が出ないよう、行く前に政府で考えてあげるべきでしょう。

しかも、これは来年減反強化するという前提があるならいいですよ。でも、昨年、御承知のようにあの状況を受けて減反緩和対策ワーキングチームをつくりました、我々与党のときに。私もメンバーの一人だったのです。それで生産者に向かってこう言いました、安心して復旧せよ、そう説明いたしました。この活性化対策残余期間のうちには、もう一年間ありますからね、減反強化はいた

しません、政府もそう言っています、だから安心して復旧されたら、そう説明した一人です。結果的にそれは、政治の信頼という意味においてまさしく信頼を失ってしまっているのですよ。

じゃ、なぜあのときあんなことを言われたか。いろいろ話をしましたら、天候状況なんというのは予測できなかった、そういうことでは私はやはり理解は得られないと思うのです。やはり私は、これはどんな世界でも同じことですよ。けれども、信頼ということを失ったら終わりだと思ふのです。特に政治の世界は信頼が一番私は大事だと思ふのです。そのもとに有権者は支持を与えてくれるのですからね。それが集まってこの議会、国会があり、政府ができるわけですね。

私は、そういう意味においては、今回は非常にこのことは大きな問題だと思ふのです。私も、生産調整の必要性は要らないと言っているのではありません。このまま放置すれば大変だということとはわかってはいるのです。でも、ただ短絡的に、お米が余ったから農民に減反強化せいと言ふ、これじゃ農水省が汗をかいて血を流しているところをどこに見えるのか。全然見えないですよ。やはり約束は約束としていかなきゃならぬですよ。

私は、政治の要諦というのは、かつて自民党の、政治改革に熱心であられた三木先生が座右の言として信なくんば立たずという、そういう言葉があります。まさしくそれに尽きることであつて、やはり今回は、今新しいこのWTOの発効に伴い新食糧法の制定に向かうわけですよ。中身についてはいろいろと質問しようと思ふのです。中身ですけれども時間がありませんでやめますけれども、そのまず入り口の問題として、今まだこの現行の食糧法のとこですよ、このときに政府は責任を持って、短絡的に農民に犠牲を強いるのではなくて、政府がそこでどうやってそのところを受けとめていくかということ、そのことについて対処してもらいたい、こう思います。どうですか、そのところは。

○大河原国務大臣 御所論十二分に承りました。我々としては、今検討中の問題でございます。大方の納得を得るような結論をどう出すかという点については全力を挙げ考えていきたい、さように思っております。

○小平委員 実は私は、最後の締め総ですか、そこで総理にも質問をさせていただく予定がございましたので、先ほどの国内対策の関係、またさらには今の問題等で確認をいたしますけれども、一つは、国内対策の点については、統一見解というのか、具体的にどの程度まで踏み込んでいけるのかということについてのもう少し前に進んだ御答弁をいただきたいと思つておるんです。

そこでもう一点、きょうは厚生大臣にも御出席いただいたのですけれども、順番等があつてちよつときようは御質問まで行きませんでしたので、そこはあしからず。少し検査問題等で御質問したかったのですが、ちよつと時間もかかりましたので後日に譲ります。本当に御苦勞さまでした。

それでは最後に、この新食糧法の細目についてはきょうは入られませんでしたけれども、私も条文を「総則」からずっと読んでみました。そうすると、基本は市場経済、市場原理に投じるといふ、形を変えるという方向になつておるんですね。でも反面、それでは果たして価格が、大事な国民の基幹食糧であるお米の価格が乱高下するのではないか、あるいは流通の面において安定的な供給、あるいは生産者の側から見れば次年度に對しての生産体制がとれるかという問題、また食糧安全保障上から備蓄の問題、そういうことについてどういふふうで持っていけるかということがなかなかはっきりと見えてないんですよ。

よくこうやっていきますと、ほとんどすべてが今後の政省令で決める、こうなつておるんですね。そうすね。一応今の国際間の合意では、来年四月一日から農業分野については発効しようという、そういうような合意ができておるわけですね。ところが、例えばこの新食糧法は、これが可

決されれば、平成七年、来年秋を目途に施行期日を設定する、これは要するに政省令ですね。これは日時的なことでありすけれども、ほとんどがそういうことで、いわゆる新食糧法では、これはたまたま期日のことを申し上げましたが、でも、今申し上げた点々を含めて、言うならば不明確に私は見えるんですね。それをそのままにしてこれを認めると言われてもなかなか、これはやはり責任がありますからね、議員の一人として。

そういう点も含めて実は何点が御質問したかったのですけれども、時間がありませんので、大臣、最後に、これらについてはどのように今後進めていかれるのか、その大枠のスケジュールというか、そういうものをお聞きをしておきたいと思っています。

○大河原国務大臣 お答え申し上げますが、小平委員のお受け取りが、大事なところが政省令とおっしゃっておりますが、基幹的といえますか、枠組みその他、制度の必要かつ重要な部分については法律案として御提案を申し上げているつもりでございます。政省令等については、委員もお酌み取り願えると思いますが、手続的な諸要素が大変多いわけございまして、制度の根幹に触れるようなことを政省令に譲っていることはないと申し上げたいと思います。

○小平委員 今個々のことについて質問する時間はありませんので、具体的に反論をすることはできませんけれども、例えば備蓄という問題についても、百五十万トンと政府は言われている。アローアンスはありますよね。でも、これについて民間がどのように関与するのかということ、これはもはつきりとは見えてこない。今後政府が、言葉を悪く言うならば、都合いいようにやっていくあれもあるでしょう。

また、今度は市場経済に投入する中において、いろんな、何といいますが、第一種登録出荷取扱業者、そういう団体ですね、自主流通法人、卸、小売にしても登録制にするとか、登録でも、そこ

に具体的なことがないので、果たして今までの認可、許可制とどう違うんだとか、そういうことについてのあれがまさしく不透明で、ですから私は、この新食糧法、今までは違つて全面的に市場経済にゆだねるんだと言いつつも、背景には従来どおり農水省が管理をしていくんだというところが見え隠れするのも感じられるんですね。

でも、それはそれで私は、価格というのは大事な要素ですから、適宜政府がそこに関与すること、これは大事ですから、まるっきり、何ということですか、野ざらしにせいか、それは言っていないけれども、しかし、そんなこともありませんで、非常にこの問題についてまだまだ説明せなきやならない、いろいろと政府の答弁も受けなきやならぬという問題もあるし、そういうことを含めて、機会があれば次回に質問をさせていただきます、こんなことを思いながら、時間も来ましたので、これにて終わります。どうもありがとうございます。

○佐藤委員長 小平君の質疑は終了いたしました。次に、上田勇君。

○上田(勇)委員 改革の上田勇でございます。ガット・ウルグアイ・ラウンドも、八六年以来、もう終わることがないんではないかと思われ

た長い交渉でありましたけれども、ようやく終盤を迎えております。まずは、これまで長年にわたりました交渉に当たられた関係省庁の皆様、謹んでその御努力に対して敬意を表したいというふうに思っています。

私は、本合意は、農業分野を中心としたしまして極めて厳しい内容が含まれる一方で、世界貿易機関、WTOの設立を初め、サービスや知的所有権、投資の分野などで大きな前進もあり、全体としては十分に評価するに足る内容であるというふうに考えている次第であります。

とはいうものの、協定の内容や今後のWTOの展開方向などにつきまして、当委員会におきまし

て十分な議論を行つて内容を明らかにしていくことが、これからの幅広い理解を得ていく上で重要であると思っております。今日は、私が考えて十分明らかになっていないと思われる点、また疑問を感じている点などについて若干質問をさせていただきます。

初めに、輸出にかかわる規制の問題について、食糧等、原料の大輸入国であります我が国にとりましては極めて重大な関心事でありますので、質問をさせていただきますというふうに思います。

貿易の自由化というのは、これは各国の輸入に関する障壁や規制をできるだけ少なくしていくということと同時に、やはり輸出にかかわる規制もこれは撤廃していかなくちゃいけないというふうなところでありまして。しかし、どうもウルグアイ・ラウンドの交渉の中で、この輸出規制の問題というのが十分に議論されたかどうか、甚だ疑問を感じるところであります。

これまでの輸出規制の事例を挙げさせてもらえば、かつて米国が国内の需給の逼迫による大豆の輸出禁止、あるいは旧ソ連に対してアメリカのカ、アフガニスタン侵攻に伴う穀物の禁輸であるとか、また現在も続いておりますが、米国を初めとする各国による原木、丸太の輸出規制、そういった例があると思ひます。

現行のガットの中では、この輸出規制の問題というのは、条文を挙げますと第十一項とか第二十条とかで認められているわけですが、二十条とかで認められているわけですが、こういう状況が今回の協定ではどのように改善されるのか。特に食糧の半分以上を海外に依存する我が国にとりましては、アメリカを初めといたしまして輸出国のこうした規制がどのようになるかと

いうのは、極めて重大な問題であるというふうに考えます。どのように改善されるのか、外務大臣の方からお伺いしたいと思います。

○河野国務大臣 確かに、議員お尋ねのように、WTO協定は貿易の自由化と規律の強化を図ったものでございまして、こうした交渉の成果は輸

出国のみならず輸入国にとつても本来利益をもたらすものでなければならぬと思ひますし、そうした仕組みになっておるわけでございます。

この協定では、輸入国にかかわる規律の強化だけではなくて、輸出国にかかわる規律の強化が行われているという点をまず申し上げたいと思ひます。例えば農業協定におきましては、我が国がその撤廃を強く求めてまいりました農産品に関する輸出補助金の交付についても一定の規律が導入され、輸入国の利益に配慮がなされております。また、我が国の強い主張もあつて、食糧の輸出の禁止または制限を新設する国は、輸入加盟国の食糧安全保障に与える影響に十分な考慮を払うとともに、同協定の規定に従つて協議、通報を行う旨の規定が盛り込まれ、輸出規制に対する規律が強化されております。

したがしまして、全体としては輸出国、輸入国間の利益のバランスが新たに図られているというふうに考えているわけでございます。

○上田(勇)委員 確かに農業合意の中には、ただいま大臣から御答弁いただきました輸出禁止に対する文言があるわけですが、この言葉の意味するところは極めてあいまいなものであるということでは否定できないと思ひます。

こうしたことにつきまして、これは輸入国であります我が国の立場、これを十分主張して、それが反映された結果だというふうに評価されておるのかどうか、大臣、お伺いしたいと思います。

○河野国務大臣 長年にわたる我が国の主張というものがかなり反映されているというふうに思ひます。

○上田(勇)委員 食糧といったものは人間の生存にとつて必要不可欠なものでありますし、またそこまでは極端な話をしなくても、農産物の多くというのは価格弾力性が高い商品ですので、輸出規制とかが課せられた場合には国内価格が高騰し、国民生活に重大な影響が及ぶことも予想されます。仮にこうした事態が生じた場合に、緊急な対応が必要だと思ひますが、通常のこれまでのガットの

今後のWTOの協議の中で、この食糧等の輸出規制をやはりもっと厳しく制限するような内容が

○上田(勇委員) ただいまの御答弁で、そういったことを主張したんだけども実現できなかった。もうこれは、ある意味では多数の国が合意した協定であつて、今さらそれをどうのこうの言う

○東政府委員　アメリカの原木の輸出規制というふうに、我々一般に輸出規制と申しておりますけれども、州有林を輸出向けに売り渡さないということでごいまして、民有林の方は規制がないということ、アメリカ側の言い分は、ガット上の違反は必ずしもない。もう一つは、ガットの二十条で天然資源の保全という意味もあるのだというような主張をいたしております。

ただ、私たちは、やはり国内と海外との間で違った形での規制をやっているということについて

今後とも、貿易と環境の問題はウルグアイ・ラウンド後の重要課題の一つとして、WTOに設置されることになっております貿易と環境に関する委員会やOECDなどの場で具体的な検討が進め

られる予定であり、政府としてもこれに積極的に参加する考えであります。

なお、農業貿易につきましては、ウルグアイ・ラウンド農業交渉中の議論を受けて、WTO協定中の農業協定に、環境保護その他の非貿易的関心事項に配慮すべき旨の規定が設けられていることを付言いたします。

○上田(勇)委員 今回、関税定率法が一部改正されて、その法律案の中で、貿易ルール等の公正な運用を確保するという観点から特殊関税制度が設けられているわけでありまして、今いろいろこの輸出制限については問題がある、あるいは公正なルールといったものが必ずしも確保されていない面もあるというようなことでありますけれども、そういう輸出規制によって貿易を歪曲する措置に対しては、今回のいわゆる特殊関税制度の中ではどのような対抗手段が使えるのか、あるいは使えないのか、その点、御見解をお伺いしたいと思います。

○鏡味政府委員 御質問の特殊関税につきましては、不当廉売関税あるいは相殺関税、緊急関税、それから報復関税等がございますが、最初申し上げました三つの特殊関税につきましては、今回のウルグアイ・ラウンド交渉におきまして、その課税期間の上限とか、そういったルール、規律の強化が図られております。そういったルールの明確化のもとで、こういった特殊関税について、運用がよりやりやすくなると思うことができます。

それからもう一つ、報復関税につきましても、WTOの紛争解決手続のもとでこの報復関税制度が運用できるようになっておりまして、国際的なルールの強化のもとで、こういった特殊関税の運用がより従来よりも行いやすくなる、こういう状況にあると考えております。

○上田(勇)委員 ただいまの答弁では、そういった輸出規制などの措置に対してそれを対抗手段として使えるのかどうか、ちよつと明確ではなかったのですが、私が大蔵省さんからいただいている

ような資料を見ると、どうもこれはもうかなり、何というのでしょうか、先方の貿易に関する措置が限定的に規定されているわけでありまして、こうした輸出規制等について、こうした対抗手段をとるといったことは難しいのではないかと、いうふうに思います。

それで、そうした今までのいろいろな何々を言っていた中で、やはりこれは、その輸出規制に対するルールといったものも非常にいいままであるし、仮にそういう事態が起きた場合における協議や紛争処理といった手続についても、特別の措置もない。また、対抗措置等についても必ずしも十分なものがないと見えてくると、食糧、原料の多くを海外から輸入している我が国のような輸入国の利益が守られているとは到底考えられない。

政府としては、もう今回の協定は協議合意に至っているということであると思いますが、こうした我が国のような輸入国の利益が今後さらに公正に守られるように、新しく設立されますWTOの場でしっかりと主張をしていただいて、交渉に当たっていただきたいというふうに考えているところであります。

ちよつと話を交えておきたいのですが、今回の農業合意によりまして、これまで数量制限が行われてきた農産物、乳製品とか落花生等でありまして、それについては関税化されて、国境措置として関税相当量が設定されている。この関税相当量というのは、八六年から八八年の内外価格差をもとに設定されているわけでありまして、けれども、この期間のいわゆる為替相場といったものを資料等から見てみますと、年平均で百六十円台から百二十円台の間であります。現在のレートは、もう百円を割って九十八円、実に最大で四

〇%を超える円高が進んでいる。

こうした大幅な為替相場の変動があった中で、この協定で設定されたTEで本当に十分な国境措置として足り得るのか、疑問を感じております。急激な為替レートの変動といったのは実際にあつ

たことでありますし、こうした固定的な関税相当量といったものでなくて、こういう為替変動も考慮した対策といったものも考慮していかなければいけないのではないかというふうに考えますが、農水大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○大河原国務大臣 委員御案内のとおり、国境措置については、ガットの原則で、関税を原則とするということでございます。したがって、数量割当て品目十品目については、関税化の際に、内外価格差を前提とした相当高い関税相当量が設定されたわけでございます。

したがって、我々としては、実施期間中に一五%の削減もございしますが、ほぼ当面はその影響を回避し得るものと考えますが、御指摘のように、為替相場の変動とか、さらには、何と云いますか、じわじわ国際市場の影響が国内農産物市場にも及ぶ、そういう点を考えますと、やはり高い関税相当量が張られたからというわけにはまいらぬというわけでございまして、我々としては、まさにそのそれぞれの品目についての生産性の向上なり、担い手の効率的、安定的な経営をつくることによつてこれに対応していかなければならぬ、さように存じておるところでございます。

○上田(勇)委員 この関税と、それから為替レートの変動による影響の問題について、非常に端的な例が出てくるのが、既にもう自由化されています牛肉ではないかというふうに思います。

これは、八八年の日米合意の際には、自由化初年度の九一年に設定された関税率、その時点の為替レート、百三十円台であったわけでありまして、けれども、それが本年に至つては、関税率もその合意によつて引き下げられ、レートも百円を割っているところでありまして。

これは、試算してみますと、実質的な輸入障壁というのがこの六年間で二つの一になつてしまっているわけですね。これではとても国内の生産者としては対応できないのではないか。六年間で二つの一に国境措置が削られて、その中で、合理

化しろといつても、それには到底、対応するのはかなり難しい、もう不可能に近いのではないかというふうに思います。

しかも、今回の合意では、八八年当時で考えられた関税率を、さらにそれを引き下げるという形の延長をして、さらに六年間でこのまた四分の一近くも関税率を引き下げるという内容になっている。八八年の当初から考えれば、実質的には、この十年ちよつとの間に六割以上の輸入障壁が引き下げられるという結果になっているわけであり

ます。

為替レートの変動を勘案して、もともと牛肉にかつていた関税のベースとなるような税率の見直しをして、実質的な国境措置の水準が確保できるような交渉を今回行うべきであつたというふうに考えますが、そうした努力は払われたのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○大河原国務大臣 牛肉については、数量割当て制で、長い長い日米交渉においても数量割当て制を堅持いたしました。最後には、ガットに提訴されればこれはクロと判定されるという判断もございまして、数量割当てを廃止したという経緯があるわけでございます。したがって、牛肉輸入量がやや抑制的に、国内の消費量に比べて抑制的に行われたために、自由化に伴つて一度に輸入量がふえたという経緯があるわけでございます。

で、今御指摘の点でございますが、実施期間中、関税が五〇%から三八・五%に落ちる、そういう点もございまして、米国その他輸出国とウルグアイ・ラウンド農業交渉において折衝をいたしまして、牛肉につきましては、緊急調整措置として、前三十年の四半期別の輸入を見まして、それが一七%以上になつた場合には五〇%に関税を引き上げるといふ緊急調整措置を交渉によつて獲得したわけでございます。全部が、今御指摘のような点について国境措置が、万全ではございませんけれども、そのような措置をしたことを申し上げます。

○上田(勇)委員 今回の交渉の中で関税化された品目のT.Eといったものが従量税という形で設定されていまして、これは確かに為替変動に対して比較的、実質的水準が変化しないというメリットがあるというふうには理解しておるのですが、そうであれば、これまで牛肉のように従価税が設定される品目についても、こうした為替の変動の非常に大きい時期にこれはやはり従量税に変更するように交渉すべきではなかったのか。実際にそのような提案をされたのか、あるいはまた各国どういう反応があったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○東政府委員 実は、農産物の関税の交渉のときの基準になる税率が、従量税であれ従価税であれ、一九八六年でございました。そのときの牛肉の関税は、議員御承知のとおり二五%だったのです。その後、自由化との関連で五〇%に引き上げたという事態がございまして、二五%というものに交渉の途中で大変固執されました。二五%から最低一五%下げろという激しい交渉でございまして、最後の段階でああいう、結局こちら側の主張をのませて五〇から下げろということになりましたけれども、そのときに既に従価税でやっておりましたものについて従量税に直すということは、それはもう八六年の税率というのを基準にしているためにできなかったということでございます。

○上田(勇)委員 持ち時間がもうなくなりまして、まだ幾つか、何点かお伺いしたい点もあったのですけれども。

いずれにしても、この農業合意、大変国内農家にとっては厳しい選択であります。また、六年後には見直しがある、そういうのがもう決まっているわけでありまして、ぜひとも、最初に申し上げた輸入国と輸出国のバランスの問題、それとやはり国内農家に対する十分なソフトランディングに必要な国境措置についての設定、また途中でちょつと触れさせていただきましたが、今後特に重要になってくると思います貿易と環境の問題、これはマラケシの閣僚会議において貿易と環境に関する委員会が設置された、これは非常に重大な進展であるというふうにご覧いただいております。

いづれにしても、次の六年後の農業合意の見直しに当たっては、この貿易と環境における議論についても、そうした委員会の中で我が国がリーダーシップを発揮して議論をリードして、農業と環境、あるいは貿易と環境といった問題について議論を尽くして合意に至るように最大の努力を払っていくべきだと思います。そして、そうした結果を、今度の六年後の農業合意の見直しに当たります、その際においてはこの委員会における議論の成果をこの新しい農業貿易のルールの中に盛り込めるよう、政府として積極的な対応を強く望みます。

最後に、このことにつきまして外務大臣の御所見を伺いまして、質問を終わらせていただきます。○河野国務大臣 御指摘の趣旨は十分理解できますので、我々としてできるだけ努力をいたしたいと思っております。

○佐藤委員長 上田君の質疑は終了いたしました。午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。井上喜一君。

○井上(喜)委員 もうWTOの審議も後半と思いますが、終わりにだんだん近づきつつあると思うのでありますが、機会を与えていただきましたので御質問させていただきたいと思っております。

実は私、こうやって閣僚の席を見たいと思います、なじみの方も随分いらっしゃいますし、とり

わけ農林大臣の大河原大臣は、私が入りましたときの直接の上司でもございましたし、その後、職場を一緒にしたこともございまして大変質問がしにくいのでありますけれども、野党の立場として、しかし言うべきことは言わないといけないという、そういう立場から質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、私、お伺いしたいのは、政党でありますとか、あるいは国会議員というのですか、政治家と言つてよろしいかと思いますが、この発言につきまして、最近いささか無責任な発言が横行しているのじゃないか、こんな感じがいたすわけでございます。発言がぐるぐる変わるということがあります。

政治家があるいは政党が発言をする、主張していくというのは当然でありますけれども、ある一定の事実に基づきまして、それに対する主張でございまして。個々の、そのときそのときに応じた主張もありますれば、党として公約という形で一般の有権者に訴えるということもあるわけでございまして。今、日本は議会制民主主義をとっております。民意を国会に反映していく、政治に反映していくためには、国会を通して行つ、これが建前でございます。そういう意味で、国会議員ないしは政党の持ちます発言の重みというのは非常に大きいというふうに思うのでございます。

今、自民党総裁であり外務大臣であります河野大臣がおられますが、こういう発言が議事録に残っているのです。これは昨年の八月二十五日でありますから、まだ一年三カ月間ぐらいしかたっていない。これは細川さんに対する質問なんです。

日米安保条約や日韓基本条約、自衛隊を認めない、PKOへの参加にあればどの物理的抵抗をされた社会党の政策や方針は、一体どこへ行つてしまったのでしょうか。東西対立が崩壊したためだと説明なさるのであれば、それは総選挙の前にその説明をなさるべきではありませんか。総選挙前にはそうした説明は一言もなく

て、この選挙後のこうした状況を見れば、社会党に一票を投じた有権者から疑義が呈せられるのは当然のことだと思ひます。

こういう発言なんですね。そういうことを言つて非常に厳しく追及しながら、今日の状況になつていられるわけでありまして、こういったことも国民は大変戸惑いを感じておられると思ひます。戸惑いを感じておられる。各種の世論調査を見ましても、最近、政治に対する不信感がかなり多くなつておられると思ひますけれども、こういったことも私は大きな一因ではないかと思ひます。

政治倫理の問題といひますのは、政治資金のことにつきまして非常にこれは取り上げられてまいりましたけれども、私は、政治倫理の確立というのは単に金銭のことだけじゃないに、こういう道義の問題、一たん公党が約束する、あるいは公党の責任者が主張したこと、これを簡単に変えていくような、このことについては、まさに政治の倫理からいひまして大きな問題をばらんとおるといふふうに思ひます。

一体どういふふうにか公党の公約なり個々の発言というふうなものをお考えになつておられるのか、自民党総裁としての外務大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○河野国務大臣 私は、この夏に、当時の、かつての、あるいは旧と言つた方がいいかもわかりませんが、旧連立政権が政権を投げ出された、そういう政局が混乱した状況の中で、社会党の村山委員長と十分なお話し合いを申し上げ、政局混乱のこうした状況を何とかして直さなければいかぬ、そのためにはそれぞれの党がそれぞれの主張を、かたくなにぶつけ合うだけではなくて、政局を安定させるために、時に話し合つて合意点を見つければ政局を取捨する、政局取捨の責任が第一党、第二党にあるのではないかと、ぜひひとつ、そうした点にかんがみて、政策の整合性をつけて一緒に政局を取捨しようではないかということをお願いして、村山委員長も合意をされたわけでござい

私は、選挙の際の公約というものは大事だと思えます。政党の持つ国民に対する主張というものが大事だと思えます。しかし、と同時に、現実に政局が混乱している、そういう状況の中では、政治家は政局取捨について真摯に虚心坦懐に話し合うということもまた必要ではないでしょうか。その際、自己の主張に最後までこだわり抜いて、そして政局は混乱する一方という状況であってはならないというふうに私は思います。国民に対する態度というものは、公党の責任というものがどうやって果たすかということは、それぞれ責任感というものが裏づけられた行動によってなされるものというふうに考えております。

○井上(喜)委員 政党の発言といふのは、野党の場合にありましては、政権の座に着いた場合に実現をしていく、あるいは実現に努力をしていく、そういう約束だと思ふのです。単に評論家として言う、あるいはこれを言った方が調子がいじやないか、一般受けをするじやないか、こういうようなことだけで発言をしていくというのは私はいかぬものかと思ふのであります。

政局というものはいつも流動的でありまして、まさにかつて大先輩が言ったように、何が起つてもおかしくない、あしたのことはよくわからないという状況を念頭に置きながら、政党なりあるいは各政治家というのは発言をしたり約束をしているのではないかと思ふのです。ですから私は、今の御答弁を聞きまして、必ずしも十分には納得をしないのであります。

農業関係についても私は申し上げたいのであります。

昨年(十二月)の十四日でありましたが、自民党は党声明というのをしておられます。これは外務大臣、党声明というのをしておられます。昨年の十二月、平成五年十二月十四日です。これは河野総裁が責任者であったと思ふのであります。これはこういうことを言っているのです。

農業分野では包括的関税化の例外はいささ認めないという非現実的提案への対応のため、ダンケル最終合意案を上回るミニマム・アクセスを受け入れ、米・乳製品等の輸入拡大への道を開いたことは、国会決議に明らかに反する行為といわざるをえません。

そもそも今回の決定は米のみならず乳製品など基幹作物の供給の主体を外国にゆだねるものであり、日本の農業を崩壊させ、ひいては国土や自然環境の維持を危うくし、

云々と書いてありまして、後の方は「ドゥニ調停案の受け入れを決定したことは全く不可解」ということを断言している。そして、一番最後のところで、「このような不公平な調整案を閣議了解した細川内閣の姿勢を強く糾弾する」、こういうことを言っているわけですね。要するに、賛成しがたいということだと私は思ふのであります。

ところが、ことしの十月二十五日にはまた同じく党声明を自由民主党が出しておられるのですが、それを見ますと、いろんなことが書いてありますけれども、「国際間の約束を果たすことが極めて重要」ということが書いてあるのです。これは、さきの政権がやつてもそのことは重要なんだ、こういうことなんですね。それから、この対策を決定をしたということで、最後に、国際信義を守っていきいたいとか書いてあるのですが、これは、細川政権が発足いたしましたときも、自民党の方から外交の継続性の重要さということをよく皆さん主張されたと思ふのであります。これは当然のことなんですね。

このような協定は、協定でありますから国際間を縛る協定でありまして、こういうたものは軽々しく変更ができない、こういうことはもう百も承知の上での昨年のこの党の声明であったと思ふのであります。それがことしになりましたらこう変わるわけですね。一体どうしてこんなに簡単に、しかも当然わかっていうことですよ、国際協定で信義を守らぬといかぬということとは。

どうしてこんなに軽々しく変わるのか、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

○河野国務大臣 昨年十二月の党声明は、政府がドゥニ調停案を受け入れたという段階で出した党声明でございます。その後マラケシュにおきまして、ラウンドの最終的な合意というものは四月に行われているわけございまして、その段階で明らかに国際的な合意というものができたわけですから。

ドゥニ調停案の受け入れというその十二月の党声明におきましては、ちよつと私、原文を持っておりませんので正確ではないかもしれませんが、全体の姿がまだ見えないということその声明の中に書いています。その十二月の声明は、ドゥニ調停案を受け入れたということは日本の農業にとって大きな打撃であるということが、その十二月の声明の主たる意味であるというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○井上(喜)委員 それなら、全体がわかつておればそれはこういった党声明を出さなかつたということですか。

○河野国務大臣 いずれにせよ、ウルグアイ・ラウンド交渉の中で農業問題が日本農業に大変厳しいものであつたということは、議員も恐らくお認めになるのではないのでしょうか。我々は率直に、当時野党におりまして、野党の立場でこの受け入れについて、日本の農業が受ける大きな打撃というものがかんがえて、農村、農民がいかにこの問題を感しているかということを、何といつても我が党が恐らく農業関係者との接点が一番大きいわけでありまして、そうした気持ちで党声明を出したわけでございます。

○井上(喜)委員 このWTOの条約が大変大きなまた重大な意味を持っている、とりわけ農業につきまして影響が大きいだろう、これはもう言うまでもないことでありますけれども、だからといって発言自身が無責任な発言であつていいということではないわけでありまして、

これは自民党は反対をずつとしてくるんだらうということを期待したと思ふのです。ましてや政権の座に着いたのですから。そういった期待を裏切るようになるのじやないか、私はそんな感じがいたすわけでございます。

大勢の意見を聞いておりましたが、主張したことが簡単に覆られるということとは、どうも有権者をなめているのじやないかというようなことを言う人がいるわけですね。私は、そういう有権者をなめているのじやないかという意味を持つのではないかと思ふのであります。これからは恐らく、どのようにされるのかよくわかりませんが、やはり責任者あるいは公の政党の発言というのはそれほど重いものだというのをよく御認識をいただきたい、このように思ひます。

○河野国務大臣 議員も十分おわかりの上で御発言をいただいていることと思ひますけれども、十二月の時点のドゥニ調停案の受け入れの段階よりは、四月のマラケシュにおきます最終文書の確定に閣僚が署名をした段階というのは一歩も二歩も、あるいはここで最終文書に確認の署名をするわけでございますから、それは大変大きな、まあけりをつけたという状況になっていると思ひます。

その段階において、つまり百二十を超える国と地域が集まつて最終合意文書を確認をするという状況になれば、これはなかなかこの問題は反対できない、これから抜けることはできないというふうに考えるのは、多くの方々によってそういうふうに考えられるのだから私は思ひます。

そうならば、我が党の立場は、さらば、農村、農業に従事する方々に対してどういう対応をとるかということに、真剣にそうしたことを考えるということになって、今度は政府・与党、真剣な議論の中で対策が整つて、そして今回の十月の声明になったということであつて、我々は無責任な対応をしたわけでもないけれども、言われるような態度をとつたわけではないということではぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○井上(書)委員 まあこれはいろいろ問題もあると思いますが、次に参りたいと思います。

この世界貿易機構の協定でありますけれども、大変大部なものであります。なかなか全体を讀むというのが難しいのであります。私も全体を承知しているわけではございませんけれども、私どもが説明をお聞きしたり、あるいは簡単な資料を讀ませていただきました限りでも、大変包括的なもの、そして非常に組織的ですね。それから、なおかつ、画期的なものであるか、そういう中身を含んでいると思います。

これは単に貿易というのじゃなしに、世界の社会や経済のこれからの枠組みをつくっていくのじゃないか、こんな感じがするわけでありまして、ある意味では政治の枠組みなんかとも関係してくるのかわかりません。そんな私は感じがいたすわけでありまして。

これからの日本の国際関係を処理していきます場合には、こういう枠組みを前提にしながら関係各国との関係を発展させていかなくちゃいけないのじゃないか、こう思うのであります。こういうこと、この条約の意味は大変なものがあると思いますし、またこれによる我が国への影響、これは今、今というのじゃなしにもう少し先のことを、五年、十年ぐらい先、あるいはもうちょっとその先を考えていただいていると思うのですが、どんなふうにお考えなのか。つまり、このWTOの条約自身の意味と、これが日本の社会経済あるいは政治に及ぼす影響につきまして、外務大臣の御見解を伺いたいと思います。

○河野国務大臣 これは議員まさに御指摘のように、このWTO体制といいますが、こうしたものができる過程、つまりもう六年も七年も前からこうした構想を練っておられて、恐らくその当時はまだ東西冷戦の終盤だったということを考えますと、その東西の冷戦構造も終わってまさに世界が一つになっていく、そういう状況の中で貿易経済の問題について一つのルールをつくっていくということでございますから、これはもう恐らく当

初考えていたころよりも大きな問題になった。そして、世界の一つの方向性のようなものを考える得る状況というものはできてきたというふうに思います。

我が国にとりましては、かねてから言われているように、我が国が貿易立国として生きるというその状況は今日でも基本的には変わらないということであるとするれば、このことによつて貿易経済というものがルール化されてきた、つまり物ばかりではなくてサービスの分野にまで統一したルールができてきた。まあ完全とはまだ申しませんが、けれども、それをルール化するという状況になってきた。このことは、これは国際的な機関が仮に計算するとすれば、貿易量は格段に伸びる、そうした中で日本の貿易量も、これは輸出入両方でございまして、大変な伸びを示すということを言っておられる。

さらには、中国を初めとする発展途上国といいますが、こういう国々の持つ潜在的な力というものも花開いてくる可能性があるということなども考えて、我々は、この新しいWTOのもとで大いに国際的に目を向けるという、なお一層国際的な視野を持たなければならぬということだと思ひます。国際社会の中に相互依存関係というものをより強く持つて進んでいく方向というものが我々の最も重要な、頭に入れないといけない問題だろうと思ひます。

○井上(書)委員 このWTOの協定は、私は、単に物が国際的に動く、またそういう量が拡大していくということだけではなしに、ある意味ではそういったWTOの体制の中に日本の社会構造なりあるいは産業構造というのですか、やはりそういったものを合わせていくような努力があるのだらうと思ひます。

今までも、各国がありまして、それぞれが独自性を保ちながら単に貿易を拡大していくというだけではなしに、それはもちろんありますが、あわせて、そういう国内の状況といいますが、体制というのですか、そういうものを変えてい

く、変革をしていくという、そういうことが一段と求められているのじゃないか。そういう意味で、やっぱり日本の社会に對しまして非常に大きな影響があるのじゃないかと思ひます。その点、いかがですか。

○河野国務大臣 御指摘のとおりだと思います。だからこそ、農業問題でありますとか環境問題でありますとか、そういったことについても慎重にといたしますが、十分に考えた上で、どういう新たなルールでありまして、か考え方を持つて取り組むかということが重要になってくる。それは我々が十分考えなければならぬところではないか。国によつてはやはり得手不得手がありますし、そうしたことを考えて、ただ単に弱肉強食の世界になるということであつてはならないということもまた我々は考えておく必要があると思ひます。

○井上(書)委員 このWTOの協定によりまして特に深刻な影響を受けますのは日本の農業だと思ひます。やっぱり弱い分野ですね。自由競争で非常に弱い分野が影響を受けるのだらうと思ひますが、その代表としてこの農業分野が取り上げられるのじゃないか、こういうふうに思ひます。

そこで、農林大臣にお伺いしたいのでありますけれども、今までの私あるいは外務大臣の言われましたことに、農林大臣、基本的に御異論はないと思ひますが、大体どういうような状況が十年ぐらい先に出てきているのか。要するに国際環境としてどのような状況が想定されるのか、あるいは想定すべきなのか。これはよくわかりません。それはまさに将来のことですからわからぬといへばわからないのです。

ただ、国内体制をこれからとっていくとする場合に、やはりある種の前提を置く必要があると思ひます。もうこれは大したことはないの、一時しのぎでやればよいのだというならば、まあそれはそれでよろしいのです。しかし、そういう前提があるはずなんです。しかし、私は、どう

も状況が非常に変わつてきている。まして五年とか十年先に非常に状況が変わると思ひます。

確かに協定自身には過渡的な対応がとられているのですね。とられているけれども、その過渡期間とは何かとして、その先ですね。これはよくわかつていないのであります。やはり対策を立てる上の前提として、どういう状況に、特に国際環境ですよ、あるいは日本の農業が当面する問題と言つてもいいと思ひますが、どういう状況になつていくのか、ひとつその辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○大河原国務大臣 委員の外務大臣との質疑応答の方向でございまして、農業協定の受け入れに伴つて、お話しのように当面の手当て、これはとりあえずなされていく点もございまして、中長期的に見ますと、国際市場の国内市場への影響というのを考えますと、その影響が強くなると思ひます。十二分なこれに対する配慮が必要であらうということ、本格的な新しい農業構造を確立して生産性の高い農業をつくる、それによつて国際競争にも耐えるという方向で日本農業をいっばりストラッしなければならぬというふうに思ひます。

ただ、もう一点は、このような農業については例外、物の貿易として工業製品なんかと同じように取り扱つたルールがございまして、我々は交渉期間中においても、農業の持つている特別な役割、食糧安全保障とかあるいは環境あるいは国土保全、そういう持つている非貿易的関心事項、こういうものについてはいろいろの主張をいたしましたが、必ずしも十分ではなかった。

今後の世界の人口問題とか食糧問題、そういうものを考えますと、単なるウルグアイ・ラウンドの延長上であつていかどうかということ、また、必ずしもそれが許されなくなるのじゃないかという面まで広い視野を持つて見て、そしてその農業についての新しい貿易ルールづくり、これについても努力をいたさなければならぬとい

う点もあると思います。

○井上(喜)委員 今次のWTOの協定にいたしましても、これは大方七年間ぐらいかかったと思うのでありまして、大変激しい議論ですね。当初の議論からたどりますと、非常に極端ともいえる自由化案というようなものを基礎にして原案がつくられ、それをめぐっての攻防がありまして、苦勞の末今回のような協定にたどりついたのでありますが、これは十年後あるいは五年後と言ってもいいと思うのでありますが、恐らく状況としましては、今回のウルグアイ・ラウンドの交渉以上に厳しい国際環境になるのじゃないかというのを想定するのは、私はまあこれは普通じゃないかと思うのです。

それで、どのように交渉してどう決着させるかは別問題でありまして、国際環境そのものとしましては大変な厳しいものが出てくる。このウルグアイ・ラウンドで展開された議論以上に厳しい議論が出てくるのだと思うのです。それは、ほかならないそういった環境が厳しくなってきたからだと思うのです。

さらに、農業と一般のものとの、何といいますが、パッケージで考えていくような思想も一段と強くなってくるのじゃないかと思うのですが、その辺の先につきましては、今のお考えですと、やっぱり農業は農業としてこれは別に考えた方がいいじゃないかと、確かにそれは厳しくなるかも知れませんが、私、それはその状況においてよく判断をして交渉していけばいいじゃないかというような御答弁に理解したのでありますが、それは間違っていますか。

○大河原国務大臣 我々としては、農業貿易については、工業製品一般のルールという現在のルールについては、今後、世界の人口問題、食糧問題、我が国の輸入国としての立場等を見て、できる限りこの訂正を求める努力をいたさなければならぬ、そういう視点がまことに大事であるというふうに私は思っております。

○井上(喜)委員 さて、それでは次に進まします。

て、これからの対策の前提になるようなことについて二、三お尋ねをしたりあるいは確認をしておきたいと思うのであります。

その一つは、この農業協定の実施期間というのがありますね。この実施期間が満了いたしましたときに先がどうなるのかということですね。これは中身はどうも二つに分かれておりまして、一般のといいますか、特例以外の一般の農産物の交渉、交渉といいますがその取り扱いと、それから米なんかの特例措置を認められましたね、それについての対応の仕方が違っているのです。多少違っている。それは、実施期間満了の一年前に交渉は開始するのだということですね。つまり、六年に入ってから交渉は開始するのだけれども、いろんな条件を勘案しながら交渉をする、こういうことではあります。

私がお聞きをいたしたいのは、つまり、六年たちますとまたこれは白紙に戻するようなことがあり得るのかということですね。これは解釈としてはあり得るというふうにお考えになるかも知れませんが、一応交渉ということになると思うのであります。これは外務省と農林省、それぞれお聞かせをいただきたいのです。

○委員長退席、田中(直)委員長代理着席

○原口政府委員 今先生御指摘のとおり、六年目が終わるところで各国がとっている措置、それが出発点になるという理解でございます。

○東政府委員 基本的には、全体として今外務省からお答えのとおりだと思っております。農業協定にしましては、二十条というところで六年間のその削減の経過、それからその世界貿易に對する影響、さらには、これは当時の外務大臣が行かれて、特に入れていただいた非貿易的関心事

項等についての議論をしてやっていくということになっております。

今、原口経済局長からそのときの状況ということですが、基準年とかそういうものについてはちよつとまた別の話だと思っております。その状況を踏まえての交渉ということにはなるかと思っております。

○井上(喜)委員 特例措置につきましてはどうなんでしょうか。これは二十条ですか、ここは。いや、二十じゃないか。これは第何条になるのですかね。特例措置の実施期間の終了後における継続の可否についての交渉については、非貿易的関心事の要素を考慮に入れ、実施期間の終了一年前に開始される交渉の中で交渉を行うということ、その結果、またこの特例措置、つまり自由化でない、こういうミニマムアクセス等を設定するこの特例措置の適用の継続につき合意される場合には、加盟国は当該交渉で決定される追加的かつ受け入れ可能な譲許を与えるということですね。

つまり、特例措置を継続しようと思えば、現行譲許したものさらに追加的かつ受け入れ可能な譲許を与えるということなんです。私は、農林省の説明では、これは必ずしも追加的なものが必要ではないんだ、要するにそれは全体の交渉の姿との関連があるので、これだけで、例えば米なら米だけで追加的な譲許を与えるということじゃないんだ、こういう説明を我々は受けてきたと思うのであります。外務省の説明はそうじゃないか、たように思うのです。それは追加的なんだ、何か追加的なそういう譲許をしないといけないんだ、そうしなければこういう特例措置は継続できないんだという説明だったように思うのです。この点についてそれぞれ農林、外務、お答えをいただきたい。

○原口政府委員 六年の実施期間の終了する一年前、すなわち五年目の終了時点におきまして特例措置についての扱いをどうするかということもまた議論するわけでございますが、その際に、七年

目以降特例措置を継続することであると、今先生御指摘のとおり追加的かつ受け入れ可能な譲許を与えるということになっておりますが、その具体的な内容につきましてはその交渉の中で確定されていくということで、現時点でその具体的中身がどうなるかということは申し上げかねる次第でございます。

○東政府委員 特例措置の再交渉といいますが、交渉の件につきましては、その附属書五というところに特例措置が書いてございまして、その中に具体的なことが書いてございます。しかし、これは先ほど申し上げました二十条のところのレビューという、いわゆる再交渉といいますが、そのところの一環としてやられるわけでございします。

それで、その中に書いてあります御承知の追加的受け入れ可能な譲許が必要だということにつきまして、先ほど外務省の原口経済局長がお答えしたとおりでございます。ここにその品目に関するとかんとかは一切書いてございしませんという状況で、そういう意味で特に定まっているものではない、その段階で交渉事項になり判断されるべきことであるということでございます。

○井上(喜)委員 そうしますと、具体的には交渉の中で決まってくる、それは当たり前のことでありますけれども、協定の解釈自身としては、必ずしも個別品目ごとにこれを考えて追加的な譲許をする必要はないと、そういうぐあいに理解してよろしいのですか。

○東政府委員 外務省の経済局長からもお答えをされているとおり、その時点で判断されることで、この文章そのものにその品目に関するというような規定は一切ございせんので、幅広く考えていいことだと思っております。

○原口政府委員 先ほどお答えしましたところにつけ加えることはございせん、要するに具体的内容は一切決まっております。したがって、その品目に関して追加的なことをやるのかやらないのかということも含めまして、五年目以降、五

年から六年にかけての一年間の交渉の中で各国と交渉して決めていくことだと理解しております。

○井上(喜)委員 それから、今後の対応の前提条件となる第二は、日本農業が今現実どういう状況になっているのかというその認識だと思っております。よく言われますように、日本の農業というのは担い手も大変高齢化をしております。新規参入だつて十分でないわけでありまして、青年が農業に従事をする員数なんというのは、新しく医者として免許を受ける人よりも少ないというようになつてきているとか、あるいは自給率の点から見ましても生産量がだんだん落ちてきているとか、あるいは輸入がふえてくるのか、そういうようなことがほとんど進行しているわけですね。

これは具体的な資料を見ましても非常によく出ていると思つておりますが、例えば専業農家、農業だけで原則として生活をしている農家というふうには理解されておりますけれども、これなんかを見ましても、今四十四万七千戸なんです。全体で大体三百七十万戸ぐらいある中で四十四万七千戸ですね。それから第一種という、所得の半分以上を農業で稼いでいるという農家、これも四十二万九千、約四十三万戸ですね。それから、いわゆる第二種兼業というところで、農業から得る収入が全体の収入の中で五〇%以下というのが大体二百萬戸ということでありまして、どちらかといつた農家は大きくはなつていまして、確かにそういうけれども、それにいたしましても兼業農家がふえてきている。しかも、高齢化をしていて体質が弱まってきたり。これは皆さんが指摘することでありましてね。

また、農業をする環境としましても、混住化が進むとか、大変環境も悪くなつてきているというふうなことも言えると思つております。こういうことについては、どうですか官房長官、我々は内地の方なんです、北海道の方でもそんなこ

とが言えるのだろうと思つてますが、どういう認識を、農業の現状ですね、現状というのは本問題なのか、いやいや、まあうまくやつていようというふうなことなのか、その点についてちょっと認識をお聞かせいただきたいのです。

○五十嵐国務大臣 今北海道の農業について特別にお話がありましたけれども、北海道の農業の場合、御案内のようにかなり大規模化が進んでおりまして、酪農、畑作、水田、それぞれの形態で悩みも多いためありますが、しかし、今日まで本當に血の出るような努力をそれぞれ続けながら、一定の近代化がなされつつあるというふうに思ひます。

しかし、そのことはまた同時に膨大な設備投資等の負債というものを背負つておるといふことになるわけでありまして、そういうたくさんの負債をしよういながら、しかもそれだけの努力をし、近代化を進め、規模も拡大しつつも、やはり国際的な波の中ではとても大きなハンディがあるというところで、それはそれは容易ならぬ苦労を重ねているというふうに思ひます。

北海道がそうですから、これはまた本州の零細な農業につきましても当然もつと厳しい、今兼業農家のお話もございましたけれども、それら等を含めてさまざまな問題があるというふうに思ひます。

ただし、今回こういうようなWTOの御審議をいただきながら、そういう新しい体制における我が国の農業をどういうふうにしつかり建設していくかというこの御議論をいただいているわけでありまして、まさにこの機会にむしろ我が国の農業を、これを契機にしてより水準の高いものにつくり上げていく。本當に、国民もまた農家も、しっかりと自信の持てるような農業、農村をつくつていくというところに向かつて、私もこの際全力を挙げて努力していく。やはり自給力を高めるというところに関しては国民すべてがそのことへの期待を持つていられるというふうな存じておりますので、そういう方向に向かつての一層の努

力をしていかなくちやならぬ、こういうぐあいに思つておる次第でございます。

○井上(喜)委員 適切なお答えをいただいたのでありますが、農業がこのような状況になつてきているというのはそれ相応の原因があるわけですね。ただ自然にこうなつてきたのじゃないか、やはりそれだけの理由がありましてなつていられるわけでありまして、そういう原因に対して的確な対応をしなければ今官房長官が言われましたようなこともできないわけでありまして、その辺、今日なかなか所得が伸びない、あるいは経営者が高齢化しているとか、あるいは負債があるとか、こういう原因をどういうぐあいに考えていますか。どうして今のようになつてきたのか、どういうぐあいにその理由といひますか原因を考えておられますか。

○五十嵐国務大臣 素人で御質問にお答えできるようなことではないというふうに思ひますが、やはり我が国の場合、言うまでもなく、諸外国から比べますと規模が極めて狭いということがございまして、欧米諸国から見ますと、生産性という面では基本的にやはり難しい条件というものがあつた。そういう条件の中では、単位面積当たりで比較すると、本當に農家の苦勞の中でそれなりの生産性は高めているというふうに思ひますが、しかし、規模全体の条件に大きくハンディがあるというふうなことから、そういう中にもかかわらず、国際的な諸国の状況と比較して、今日のよう自由化の中ではなかなか容易ならぬ局面を迎えているもの、こういうぐあいに思つておる次第であります。

○井上(喜)委員 いろいろ原因はありますけれども、やはり主たる原因といひますのは、そういう状況の変化に政策の対応がとれなかったか、あるいは的確な対応が十分できなかったか、そういう面も多分にあるのじゃないかと思ひます。そのほかの要因もあるのかもわかりません。そういう意味で、これからとりま政策というのは非常に重要に私はなつてきていると思ひます。

す。

そのときに、いかなる政策あるいは基本の考え方をとっていくかということでありまして、今日、日本の農業がおりますのは戦後三十八年の自民党農政とこれまた切つても切れない関係にあると私は思ひます。いいところもあつた、あるいはこの点は足りなかったとかこの点はおくれたとか、いろいろなものとあつたと思ひます。あるいは立場によりましては、いいことばかりやつてきたのだということであればそれで結構なんです、この三十八年間の自民党農政の功罪、いいところ、悪いところ、どういふものがあったのか。それを今日の農業、現実の姿とのかかり合いの中でひとつお話をいただきたいと思ひます。

○大河原国務大臣 井上委員の御質問は、戦後の農業政策といひますか、農政そのものについての推移とその評価というふうな大変難しいお話になるかと思ひますけれども、いろいろの御質疑がなしておこまじうから申し上げますと、戦後、二十年代から三十年代の初めは、御案内のとおり食糧問題、食糧増産、これを目標として農政が展開したわけでございます。食糧生産力、米の生産力が上がつてきて、高度成長が一方で始まつて、そして農業基本法に端的に見えろように、他産業部門との所得均衡の問題、あるいは需要の大きな変化からの選択的拡大、そういうような施策を一方でしてきていたわけでございます。

そういうことからさらに進みまして、価格政策を中心として一方ではそれらをやってきたのですが、それでは相ならぬということで、構造政策、規模拡大と農地の流動化というふうなことが政策の重点になつたわけでございますが、これについては、都市化とかあるいはそれに伴う地価の高騰とかによつて、自作地を中心とした農地移動がなかなか困難で、したがつて、土地利用型の農業などは進まなかった。

そこに加えて、開放経済ということ、それについてはいろいろ、牛肉・オレンジ等も日米交渉

その他で五年刻みの交渉を延ばしに延ばしてやってきたというようなこともございましたが、その開放経済の影響というものが農業にも訪れてきているというわけで、それに対するいろいろな対応をしてきたということでございます。

言うなれば、やはり所得問題とありますので価格政策に対するウェイトがかかって、構造政策はやらなくてはいかぬということである。打ち出されるけれども、実際問題として、零細な家族経営というものを前提とするとなかなか困難で、その進展がなかったということございまして、そういう過程で今日まで至ったというのがありのままの姿ではあるまいか、さように思っております。そこにこのガット・ウルグアイ・ラウンドのような新しい国際環境というものがぶつかったということでございます。

○井上(喜)委員 どうもこの功罪がよくわからなかったであります。一応の経過をお聞きしたのでありますけれども、功罪を明らかにした上でこれからはどのような展開をしていくのかという、そういう道筋が見えてくるのではないかと考えたのであります。なかなか難しいし、また言いにくい問題でもありましょうから、これはこれとしまして、その自民党農政の中の一つの時期を画しているのがやはり農業基本法の制定だと思っておりますね。

これはたしか昭和三十六年ごろだったと思うのであります。これについてはどういふような評価をされておりますか。もし問題があるとすれば、どういふような問題が今この基本法関連で出てきているのか、御説明いただきたいと思うのであります。

○大河原国務大臣 委員も御案内のとおり、高度成長が始まりまして、産業部門間、農業と非農業部門間の生産性の格差、そういうものが著しくなっています。その均衡、これはヨーロッパでも当時同じです。家族農業経営というのは経済成長におくれやすい、それに対して、それをどういふふうにしてカバーしていくかということに対する

問題を提起して、自立経営というような基本法の概念を制定しております。

もう一つは、農産物消費の多様化といいますが、果樹とかその他の畜産物、選択的拡大、それに対する方向を打ち出したというふうなことが農業基本法としては時代に即した農政の基本方向だったと思うわけでございますが、今日は条件が、一々申し上げませんが大きく変わった。そして、農業基本法の視点であれしているところは、食糧問題です。食糧問題の視点が欠けておる。

それから、農業の多面的役割でございますが、これが特に今後の農政としては重要視されなければならぬのではないかと。そういう点で、やはり基本法に対するレビューといえますか、新しいこの種の大枠の制定という場合に念頭に置くべきものではあるまいか、さように思っております。

○井上(喜)委員 そこで、これからいよいよ具体の対策の中に入ります。農業と農家の農村の現実、今果たしております機能とかあるいは役割につきましましては、総理を初め農林大臣もいろいろところで繰り返しお述べになっておられます。経済的にもあるいは社会的にも文化的にもいろいろ大切な役割を果たしている、こういうこととありますから、これは当然の前提としてよろしいのじゃないかと思うのであります。

そこで私は、今のこの時代、WTOの協定を批准をするこの段階で、この段階といえますのは、比喩は適切でないかも知れませんが、やはり戦後の農地改革に匹敵するような大きな時代の転換期にきていると思うのであります。そういうふうにもう一度、ですからそういう意味で、政府はもう一度でありますし、農家にもそういうことをはっきり明示をしていく、理解をしていただく、こういうことが必要だと思ふので、ある意味の方向づけの法律ですね、今後の農業の方向、農業政策の方向みたいなものをきっちり私はしたいといかないのじゃないか。

それともう一つは、やはり予算でもってその対応をきちんとしていくという、この両面だと思ふのであります。しかし今回の場合は、一応対策は、金の面での対応は言われているのでありますけれども、制度的な枠組みのようなもの、そういうものが出ないのです。これは将来出されるのですか、どうなんでしょうか。

○大河原国務大臣 今御指摘の農政の方向づけにつきましては、今回の国内対策の前提となりまして農政審議会の半年以上の議論でも、委員がお話になりました農業基本法の改正の要否について検討しろというような提案がありました。対策大綱では一歩進みまして、改正について検討を開始するということございまして、そこで農政の方向づけを当然行うべきものであるというふうに思っております。

○井上(喜)委員 そこで私は、まだこの段階に参りましてはわかりませんが、このWTOの中の農業協定がどういふものかという理解がまだ十分に浸透していないように思うのであります。もちろん識者の間では理解はされておりますが、一般にはまだそれほど理解は進んでいないのじゃないかと私は思うのであります。そういうことで、これからやはりきちっとその辺のところをしないといけないと思ふのですが、それにいたしまして、ある種の枠組みみたいなものをきっちとせぬといかぬと思うのであります。

私が枠組みと言っておりますのは、例えば経営というものは個々の農家がやりますから、これはそれらの農家が責任を持ってやることだと思ふのですが、その前の、例えば需給見通しとして大まかにどれぐらいの見通しを持っているのか。国内でおおむねどれぐらいをつくるのか、何割ぐらいか、あるいは輸入にどれぐらい依存していくのかとか、そういうようなことで、例えば一つは、農業所得としてはどの程度のことを考えているのか、こういうことですね。

あるいは価格水準としては、今官房長官のお話がありましたように、日本が裸で外国とは競争できないのですからある種の保護措置は必要なのではないか、ということですね。

ですね。これは必要なのであります。どの程度ぐらいまで、まあ競争できると言ったらおかしいので、競争できないから、価格としてはどの程度のところまで持っていくのかということですね。どう考えておられるのか。その場合の国際比価なんか、一ドル百円の前提で見ればどれぐらいのところなのか。そういうような主要なところについて明らかにしていただく。その上で、農家の経営としては大体どれぐらいの経営規模でやるのかとか、あるいは経営の中身をどうするのかといううなことも恐らく決まってくる、農家としては判断をして決めていくと思うのであります。

まずその前段の、私が言いましたそのところについての政府の考えを聞かせていただきたいのです。

○大河原国務大臣 二点あるかと思いますが、まず、委員御提案の需要と供給の見直し、これについては農政審議会でも提案がありまして、今後、十年後を想定した農産物の需要と供給の長期見直し、これは生産者が意欲があるような、インセンシショナルな、政策意欲的な見直しになると思ひますが、その検討を既に農政審議会の、あれは企画部会ですか、そこで検討を開始しております。

それから、経営の目標その他についてのいろいろのお尋ねでございますが、井上委員も御案内と思ひますが、一昨年、新しい食料・農業・農村対策の展開方向ということで、二十一世紀に向けての経営の問題を農政審議会でも検討しまして、稲作なりあるいは畑作、野菜作、果樹作、あるいは肉用牛あるいは酪農、それぞれについて、端的に言えば、生涯所得が地域の他産業従事者と均衡する、それから労働時間についても均衡する、そういうような効率的、安定的経営をつくるということとでそれぞれの経営類型を示しております。それに向かつて、農業経営基盤強化法等の法律の制定もあつて、そういう経営について認定をいたしまして政策をそれに集中する、そういう方針をとっております。

その場合の生産コストの問題も、それぞれの経営によって六割とか五割、一々申し上げませんが削減されるだろう、そういうような目標も立てておるわけでございまして、今度の国内政策についても、経営の目標としては、そのような経営を育成、確保するために政策を集中する、そういうことになっておるわけでございます。

○井上(喜)委員 今、需給見通しも、それは確かに事細かに検討しないときつちりはつくれないでしょうけれども、大まかに、大体どの程度までを自給していくのか、それは大体見当がいいと思うのです。だってこれから農家はやるかやらないかを決めないといかぬわけでしょう、やるという農家もあると思うのだけれども。直に前提になる条件がはつきりしていないとこれは取り組めないと思うのです。どの程度まで国内生産で賄っていくのか、どの程度を輸入に依存するのかということですよ。そんなきつちりした数字でなくともいいのですが、大臣としての、おれはこうこうこう思うのだという、そこをお聞かせいただきたいのです。

それから所得は、どうも他産業並みの労働時間と、また同じような水準の所得ということだと思ふのですが、これはそういう基本の考え方はいいと思うのです。その場合の農産物価格というのはどういふように想定しておられますか。

○大河原国務大臣 農産物価格は、価格水準というのは、価格一定で所得なりなんなりをはじく以外には、どの程度その水準としてはつきりしたことが言えるかどうかといったような問題があるわけでございまして、傾向としては、それぞれの作物は国際化の影響で価格水準は下がっていくだろうという想定で考えるべきだと思ふわけでございます。

○井上(喜)委員 そういう前提でありますと、農業所得といましてもどうもはつきりしてきませんし、ましてや経営規模なんというのは、規模を議論しかけましても所得がこへ出てこないと思ふのです。だから、価格水準を今よりも幾分低

下をさせていくみたいなの、そのようなお話でありますが、余り変わらない、そういうような価格水準を想定しておられるのですか、幾分下がるかもわからないけれども、その場合の国際比価との関係はどういふぐあいにお考えなのか、お聞かせいただきたいのです。

○大河原国務大臣 この種の作業では、相対価格一定といまして、それでそれぞれの資材価格もあるいは農産物価格も大体一定だ、バランスがとれているというようなことで作業する以外には、なかなかおっしゃるようになります。十年後なら十年後の価格はいかなるかという点について、それを前提にした所得の算定その他はなかなか難しいのではあるまいかと私も思っております。

○井上(喜)委員 そうしますと、経営規模とかあるいは農業所得等については、まあ一応のそういった前提で計算してみたその計算結果だということ、そういうものなんですね。それがだから現実のものとして保証されるといいますか、目標にするようなものでもない、私はそんな感じを受けて聞かせていただきました。

そこで、あとの予算の関係に入りますが、皆さん方は随分御苦勞があつたと思ふのでありますが、意外と新聞論調というのは厳しいですね。例えば「農業自立足踏み」だとか、あるいは「額」先行、バラまき決着だとか「政策論を置き去り」とか、それから「意義付けよりカネ論議」といふような話ですね。それから「ほど遠い体質強化」「なぜ事業費表示か 目新しさはどこに」どうなる年間予算、こういうような論評で、かなりこれは厳しい中身だと思ふのです。おれらはそうじゃないんだと、一生懸命やっ

たんだと、こういうお考えかも知れませんが、こういう論評に対してどういふようにお考えですか。まず官房長官ひとつ、それから農林大臣にお伺いしたいのです。

(田中(直)委員長代理退席、委員長着席)
○大河原国務大臣 今回の国内対策については、

我々の努力も不足して十分な御理解を求める点において足らなかつたという点もあるかと思ひますけれども、考え方といたしましては、先ほどの御質疑のやりとりでも明らかなように、先ほど官房長官の話にもございましたが、当面の影響、これを食い止めるのはもちろん、中長期にわたって見ると、しっかりと、まあ簡潔に言いますと新しい農業構造をつくらなければならぬということ、それは一昨年の新農政で示したような経営類型を、それぞれの作物についての経営、効率的、安定的な担い手と言つておられますけれども、そういうものを急速につくり上げて、それが農業生産の大宗を担うようにいたすということでございます。

そのための施策としては、農地の流動化を過去の二倍、三倍に加速するとか、あるいは基盤の整備、高生産性の農業基盤整備事業を重点かつ加速的に行うというように、さらには、前向き前進のために重荷になる負債整理あるいは土地改良事業の負担金、これに対する対応をするとか、さらには生産性向上あるいは高付加価値のための共同利用施設、この事業を行うとか、あるいは後継者、新規就農者の確保をするとか、それぞれの政策を行うことによって農業の抜本的なわばリストラを実現したい、さういふ政策でございます。

いろいろな御批判もありますけれども、その点については、そのような政策の裏づけとしての総事業費六兆百億円というふうに考えておりますので、必ずしもそのような批判については私どもは当たっているとは思ひません、さういふふうに考えています。

○五十嵐国務大臣 今ある農水大臣からお話がありましたとおりでございます。向こう六年間のこの対策大綱に基づく必要な新しい施策について、御案内のように六兆百億円という思い切つた予算を予定させていただきました。

いろいろなマスコミ等の批判があるのは承知しておりますが、これはしかし、批判も見てみま

やはり両面からの批判があるわけでありま。それはいづれもしつかり我々としては教訓と受けとめたいと思ひますが、しかし、さまざまの政策を積み上げてのこの大綱の方向というもののこそ、我々としては今日日本農業の再建の道である、今日の非常に厳しい中でこれが行くべき道だといふ考えでありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○井上(喜)委員 私は、新しい対策というのはどちらかといいますと自民党の農業政策の延長線上だと思ふので、今まで厳しく自民党農政を批判してこられたのは社会党だと思ふのです。さういふ社会党という立場から見ましても、今言つたような御答弁になるのですか。

○五十嵐国務大臣 そういう視点を含めて考えてこそ、さういふ今言ひましたような積極的なこれからの方途を探っていくことにならうと思ひます。

○井上(喜)委員 この対策費なんですが、次は大蔵大臣にお伺いしますが、対策費というのは、通常の年度予算、さういふ中にもあるとは思ふのだけれども、大蔵大臣の策費の主なもの、例の六兆百億円ですか、そこに入っているという理解でよろしいのですか、どうですか。

○武村国務大臣 大綱というものをまず政府・与党で合意をいたしました。これは、各般にわたるまさに新しい力強い農業構造を生み出していくための施策を取り上げているわけでありま。その中の事業費に焦点を絞つて六兆百億円をまとめさせていただきました。

○井上(喜)委員 さうしますと、対策費の主要なものがこの中に入っているということだと思ふのです。

それで、よく議論になります別枠議論ですね。別枠。新聞なんか見ますと、別枠ととれるような、さういふような感じなんですね。これはだから、通常の予算については影響させない、通常の何かしるべき伸び率を加えたような予算があつて、そのほかに事業費として六兆年間、六兆百億

円があるという、こういうことでよろしいのですか。要するに、政治的な判断としてはそういうような考えでよろしいのですか。

○武村国務大臣 別枠という言葉は概算要求とかかわりである言葉だろと思うのであります。私どもは別枠であるとかないとかいう言い方はいたしていませんでして、これは予算編成の中で適切に対処していこう、これが概算要求のときの政府全体の公式な判断でございました。あくまでも、枠がどうだという形式よりも、新しい事業であるという表現は、まさに中身、性格をとらえて申し上げているわけでありまして。

いずれにしても、六年間でございまして、六年間の別枠という議論そのものはシーリングの常識からいっても当たらない話なんですけれども、今年度の予算がまず第一年度になりますので、ぜひ、たびたび繰り返し申し上げておりますように、大変大事な転換期の日本農業、新しい方向に進んでいくための初年度という認識を持ちまして対応をさせていただきたいと思っております。

○井上(書)委員 そういたしますと、まあ金額としては六兆百億円だけれども、要は、そういう仕分けができればいいので、何も別枠として考える必要はないんだ、こういうぐあいに私は今お聞きをしたのであります。確かに先の予算にも絡むので、別に先までセットするという話じゃないのだけれども、政治的に、一般の理解は六兆百億円は外枠だということだけれども、そうじゃないということですね。一般予算と一緒にやって、その中で六兆百億円、六年間が仕分けができればいいじゃないか、こういうことで、これはまさに仕分けの話なんです。どうですか。

○大河原国務大臣 仕分けということではなくて、今も大蔵大臣が申しましたように、国内対策に必要な総事業費六兆百億円で、国費部分があるわけですね、それについては、事業を実施するためにその財政的な裏づけは必ずするということが一つ。

それから、従来の農林予算に対して支障を及ぼさないようにするということは、新しい事業は必ずやるけれども、その財源を従来の農林予算から削減、抑制をすることによって生み出すことを避ける、避けるというか、そういうことについては配慮する、財源を生み出すような抑制、削減は配慮するというところでございまして。

別枠という場合だと、従来の農林予算の上にこの新しい事業が上に乗る、機械的に乗る、乗るというように意味で別枠別枠ということが言われることがございまして、従来の農林関係予算は、井上委員も御案内のとおり、毎年の予算編成で要求があり、査定があるということでございます。従来の農林予算は、でございまして、新しい事業についてはまさに新しい事業で、重要な事業で、この対策を実施するのだということで、それについてはその財政的な裏づけをするのだ、そういうふうな理解を願ったと思っております。

○井上(書)委員 どうもはつきりしないところがあるのですが、要は、別枠と言おうと言うまいと、従来の予算は予算としてきちっとつけて、そのほかにこの対策費として予定されたものをきっちりつけていただきたい、そういうことを要望しておきたいと思っております。

ずっと質問をする予定でありましたのが、時間がありませんので、私、意見を述べるといいますか、ちょっと希望意見だけ申し上げておきたいと思っております。

私は、いろいろな対策が考えられると思うのでありますが、一つは、いい経営の農家をつくり出していくということ、それはすなわち離農対策が裏側にあるのですよね。しかし、なかなか離農なんというところは言いにくいというふうなこともあったでしょう、今まで言わなかったのではありませんけれども、私は、やはりそこはやるべきこととはやった方がいいのじゃないかと思うのです。

その一つとしては、こういうものがありまして、今、農業者年金で、農業者年金も経営移譲

とかあるいは経営の規模拡大に絡めた制度でありまして、あれ自身一つの立派な制度だと思っております。その中に離農給付金制度というのがあるのですよ。これは農業者年金をもらう資格のある人には出さない制度になっているのですけれども、それだけの条件によって百万、それから七十万、三十万、こういうのを出して離農を促進していくという制度なんです。

それで、離農給付金を受けられる条件は三つありまして、一つは、経営を移譲する、要するに離農者の要件としてはこうだよというものがあつたのですよ。それから、経営移譲を受ける相手方の条件というのがあつたわけですね。それはそれで、それからもう一つは、農地の処分の方法の条件です。これは、売るとか貸すとかということなんです。

それから、私も今は三ヘクタール以上ないと何か百万やらないなんというふうなことになるのだけれども、例えば農機具なんかを処分しないといけないとか、あるいは畜舎を処分しないといけないのですよ。だから、こういうのは今はいくらも買ってくれないわけですね。ですから、農地につきましては、これは流動化の事業である程度今度そういう離農する農家の農地を買い取るような制度を拡充しておられますわね。これは非常にいい制度だと思っておりますが、そのほかに、私は、余り年金と絡ませないで、農業者年金と絡ませないで、離農する人にこういった離農給付金を、かかるべき金額を出しまして、それで促進していくということをもっと考えた方がいいのじゃないかと思っております。

それからもう一つは、予算の制度でいろいろなことを中央官庁は考えまして、これは一種の押しつけなんです。そうじゃないに、日本列島みたに非常に長いところで、恐らく何千キロもあるところで、そのような立地条件に応じて農業をやっているわけですから、そういうような地域に応じた農業経営をしていく、お互いが創意や工夫

を凝らしながらやっていくということが必要だと思っております。

そういう意味で、かつてあると創生事業というように、これは交付税の中でありましたけれども、各市町村に一億円配付しましたわね。これと同じような発想の事業をやってみたらいいのじゃないかと私は思うのですよ、何億円か積んで、どういうような利用をするかはその地域の者に考えさせて、単にばらまきじゃこれは困りますから、責任を持ってやってもらいたいというふうな、そういう発想の予算というのは私は絶対必要になってきているのじゃないか。そういう時期じゃないかと思うのですよ。何でもかんでも中央で決めて、お役所主導でやるという時代ではないと思うので、それをぜひ検討いただきたいと思います。二点。

それから、もう時間がなくなってきたのですが、ぜひひとつこの際、今のは答弁よろしいですよ。いや、答弁いただくならいいたいてよろしいのですが、兼業農家についてのお考えを伺わせていただきたいと思います。

特に第二種兼業農家、これはもうどんどんあっているわけですね。今でも二百万户、三百万近くの方が第二種兼業農家なんです。しかも、かなりの農業生産もやっているわけですよ。また、こういう人たちのある種の地域社会で果たしている役割といいますか、そういうのも大きなものがあると思うので、これはどういうぐあいに取り扱うというか、どういうような位置づけを政策上されるのか。これは大規模農家だけを相手にするのではなく、そんな農家はもう対象外だということなのか。そういう農家には、第二種兼業農家についてはしかしかか政策を用意をして、政策上こういうような位置づけをしているのだというふうなことがあれば、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○大河原国務大臣 御提案の農業者年金制度についての離農奨励金の活用問題、これは検討をさせていただきます。

それから第二点の地域の自主性に即した助成、これは実は今回の対策でも、国費に関連する事業費六兆百億以外に地方財政措置として一兆二千億、あの中二千億については、ふるさと創生の農林漁業版というようにことで措置をされておるということでございます。新たな議論をさらに進めていきますと、包括的ということで、農林予算一本で地方交付税と区別がつかなくなるという面もありまして、政策目的の浸透とその普遍的な、弾力的な予算措置との関係についてはどのように調整するか、これは一つの検討課題だと思えます。

あと一つは兼業農家の問題、これは農政上の位置づけの問題ですが、おっしゃるとおり、兼業農家は七割近く戸数としてのウエートを占めております。かつては兼業農家については、何というか、臨時雇いのなもので、何か貧農というような概念が相当時期までありましたけれども、今日は農家経済調査を見ても明らかのように、農家所得としてはむしろ専業農家よりも上だ、所得としては上だという意味で安定した層でございますが、地域の農業の構成者としては、やはり専業農家あるいは担い手、これを中核とした農業生産の中に作業の受委託その他いろいろな形で参加をしてきておるといふ点で、まさに地域の合意といえます。か、地域の話し合いで進めていくけれども、そのためのいろいろな農業サイドからの施策、それは特に重点を置く必要はないというふうに思っております。

○井上(喜)委員　あと、関係の法律なんです、これももう時間ありませんので私の意見だけを申し上げておきたいと思うのです。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案、ありますね。私、この中でどうしても理解できないのは、いわゆる農家の位置づけなんですよ。本来、農家というのは創意や工夫を生かしていい経営をやっている、こういうことを皆さんおっしゃるわけですよ。そういう意味で、まさに自主的な意思でもって農業経営をやっていく。つ

まり、物を生産して物を売っていくという、そういうことを基本的に認めぬといかぬと思うのです。この農家は、この法律の中では、販売します場合は、もちろん生産調整の数量は決まりますが、販売いたします場合に、単協なんか等と、つまり計画流通量と言っておりますね、それから計画外流通量と言っているのですが、言葉はどうかと思うのですが、単協なんかに売るのが計画流通量で、例えば消費者団体とかなんかに売るのは計画外流通量になっていきますよ。

私、非常にわかりやすく話をしているのですが、その場合に、単協なんかに売るのが義務づけられていますね、契約しないといけないというぐあいには契約を義務づけていますね。それで、契約しなければ過料ですよ。過料というのは、裁判所の関与なしに行政庁が自由に過料を科すことができるのです。

それから、消費者団体に売ろうな量を届け出なさいと言っていますね。農林大臣に届け出なさいと言っているわけですよ。具体的には食糧事務所なんかでしよう、多分、届け出なかつたら、これも過料なんですよ。過料ですよ。これを変更する場合に、また変更届を出さなかつたら過料ですよ。こういうのをどういうぐあいに思われま

私、答弁はもう時間ありませんからよろしいのですけれども、やはり独立した農家が自主的に判断して、よし作付をしよう、できた米はこう売ろうという、そこを尊重していくのが基本だと思ふのです。それで、最も有利に売るためにはこうしようじゃないかと、そういうことだと思ふのです。生産調整をしないといけないとなれば、それは生産調整をしないといけないけれども、それはあくまで圃場でもって確認できるはずですよ、ここの圃場でつくっている、つくっていないとかね。

だから、そのある量についてはしかじかの相手先を特定して契約しないといけないうんだ、契約しなかつたら過料だぞというのです。五万円です

よ。それから消費者団体なんかに売する場合も、届け出なければ過料だぞというのです。私、これよくわからない、この規制が。こういう点はもう少しやはり時代に合った考え方でいかぬといかぬのと違いますか。これが第一点です。

それからもう一つは、私、備蓄についてもよくわからないのです。これは政府が備蓄をするというのもあるし、それから、どうも民間が備蓄をするという、自主流通何とか法人ですか、備蓄をするようなことにもなっておりますね。その関係もよくわからないのです。あるいは輸入米なんかも備蓄が入るのか入らぬのか、これもよくわからない。

けれども、私は思うのに、備蓄を政府の責任でする量というのはあらかじめ決めた方がいいと思ふのです。政令が何かで。そんな感じがいたします。それから備蓄米を買う場合も、買う要件ですね、どういうときに買うのかというようなことをやはり決めるべきじゃないかと思ふます。それから、調整保管の制度もありますが、調整保管の発動要件なんかもある程度決めておいたらいと思ふのです。

この法律は、政府にとっては物すごいやりやすい法律になっているのです。もういいと判断したときにやれるようになっていまして、そうじゃなしに、需給とか価格の安定であれば、やはり農家からも一定の目安になるような、そういうのはきちっとした方がいいんじゃないかと私は思ふます。そういう印象を受けました。

それからもう一点、最後に、ほかの法律も改正すべき法律があると思ふますね、畜産物価格安定法なんかは。今自由化しているのですから。あの法律は自由化はしない前提の法律ですよ。それからまた、今度は豚肉なんかの関税が変わつてきて、私は、私は今の制度は、今の制度といえます。は、WTOというこの協定を批准するに当たつて、そこそこを来す中身になっていくように思ふのです。そういうところをちょっと指摘をいたしまして、もう時間だということになりました

ので、終わります。

○大河原国務大臣　一言だけ。井上委員も新法案を読んでいただいたと思いますが、例えば今の農家の販売については、計画流通制度にのるかどうかは農家のオプションという法律制度になっておりまして、結びつけて罰則というようなことにはなっておりません。法律を読んでいただければよくわかると思ひます。

それから、そのほか畜産物価格安定法については、御案内のように、差額関税をするときにもう既に自由化したわけでございますから、その点についても御認識が今のお話とは違ふのではあるまいかというふうに思うわけでございます。

○井上(喜)委員　私の時間は終了したのですが、ちよつと食い込んでいいということでありまして、もう長くありませんが。

確かに、計画流通制度にのるかどうかはオプションがあるけれども、いずれにしたって、どっちのオプションにする片方を選択しますからね。例えば、一〇〇ありまして五〇を計画流通制度にのせるとします。五〇については契約をしないといけないのです。出荷業者と。しなかつたら過料なんですよ。それから、そのほかの五〇についても届け出ぬといかぬのです。届け出なかつたら過料なんですよ。そこを言っているわけですよ。何のためにそういう過料まで科すのですか、私はわからないというところを言っているのです。

それから、後の牛肉とか豚肉の話をしましたけれども、今の制度は、牛肉の場合は買入れて売り渡す制度になっているのです。この今の時期に、それじゃ買入れ制度なんてできるのです。この制度で、需給とか価格の安定のこの制度で、買入れ制度になっていません。生産調整というのが基本ですよ、この価格の安定は。それで、その調整保管とか何かは補完的にやるようになっていくだけども、自由化をしてきまして、もう買入れ入れというのはいかぬのです。もうそういう状況になっていきますから、私は

これは当然改正せぬといかぬと思いますよ。

それから、大臣、恐らくこれはレクチャーを受けておられないと思うのですけれども、豚肉につきましては、御承知のとおり、これも価格安定制度ですよ。安定基準価格と安定上位価格とあるのですよ。それから、真ん中の中心の価格が基準輸入価格になっているのですよ。この基準輸入価格について引き下げることをコミットしたのですよ。それと今の安定制度というのは整合しますか。整合しないでしょう。する場合もあるけれども、しない場合もあると思いますよ。だから、今の制度が機能しないということを言っているのですよ、安定制度が。どこがおかしいのですか。おかしくないですよ。だから、そういうところを検討しないといけないと言っているのですよ。今それは間に合わないかというのですよ。そういうことを検討して、法律の制度をきちっとした方がよろしいのじゃないかということを申し上げているのです。

以上です。

○佐藤委員長 答弁を求めるのですか。

○井上(喜)委員 いや、もう答弁は、特になければ結構であります。

○佐藤委員長 それでは、井上君の質疑はこれに終了いたしました。

次に、今津寛君。

○今津委員 どうも委員長、御苦勞までございます。委員長並びに与党の方に御了解をいただきたいと思いますが、実は直接議題に関係ありませんけれども、緊急のことでもありますので、お許しをいただいで、ザイールにあります、ゴマで活躍をしている我が国自衛隊の諸君のことについて質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願ひ申し上げます。

今こういう時期にも、あの厳しい状況の中で我が国の名誉と誇りをかけて頑張っていたにいたる自衛隊の諸君に、私も心から感謝をしなればならない、そういうふうに私は実は思っているわけでありまして。

先般、私は、改革の視察団の一員として現地へ行ってまいりました。現地には輸送隊あるいは難民救援隊、それぞれ活躍しておりますけれども、特に難民救援隊の方の、給水を除くほとんどの部門が私の地元の第二師団から行っているものでありますから、市民の一人としても激励を兼ねて、そして視察してまいったわけでありまして。

その中で感じましたことは、実は、結論から申し上げますと、政治家の責任を本当に私たちは果たしているのかどうかという自責の念であります。私はカンボジアも視察してきましたが、カンボジアのときにはUNTAACという国連の組織があつて、自衛隊は後方支援の一部の役目を受け持つということでありました。今回のルワンダの難民救援隊は、輸送あるいは防疫、病気が起こらないようにする、それから医療、そして給水、こういう人道的支援が目的で、我が国みずからの判断で出動したわけでありまして、実際現地にいきますと、装備をした軍隊といましようか、それは自衛隊じゃないわけでありまして、そういう人道的支援のほかに、実質的にはその地域全体の治安、それから例えば側溝の工事などもするようなことを現地の隊長は言っていましたけれども、そういうものも実は余儀なくされているという状態でありまして。

ですから、自衛隊の存在そのものが、あのゴマ市あるいは難民キャンプ、あの周辺地域の治安を初めとして平常な状態を保つのに大きな力になっている、こういう現実を私は見てきたわけでございます。本場に御苦勞なことだ、こういうことを日本のマスコミの人たちはもともと正確に伝えてほしいな、そんなふうに感じました。特に、フランス軍などが撤退した後、日本の自衛隊は非常に努力をいたしております、市長さんや知事さんからも聞きまして、日本の自衛隊には心から感謝をしているというようなことであります。

しかし、これからのことを考えますと、大変実は心配をいたしております、十二月という期限

を切つて行っておりますけれども、しかし、一体何が起るか分からないという状態であることは、渡瀬防衛政務次官も、先ほどまで現地を視察されたようでありましてからおわかりだと思ひます。私と同じ認識であると思ひます。

すなわち、我が国の憲法によつて、人道的支援という目的で自衛隊を派遣をした。しかし、その自衛隊は、今国連の常任理事国で議論をしておるのは、その後五千人規模の国連を中心とする軍隊を派遣をするということですから、これを議論しているわけですから、五千人の装備をした軍隊が出動しなければ治安の維持もできないということと、今わずか二百六十人の日本の自衛隊が孤軍奮闘している、こういう状態です。ですから、私はかなり心配をしながら、しかし、頑張つてくれと、隊員の皆さん方の労をねぎらいながら激励をして帰つてきたわけでありまして、そういう状態について、外務大臣、どういう御認識でおられるか、聞かせていただきたいと思ひます。

○河野国務大臣 現地を御視察いただいたわけ

で、まことにありがとうございます。現地御視察の今津議員の御認識は最もリアルなものであらうと思ひますが、私も実は常々いろいろな報告を受けております。私はその報告を見まして、今津議員と同じように、ふなれな遠隔の地で大変に努力しておられる隊員の方々の努力には心から敬意を表し、感謝をしております。と同時に、隊員の諸君が現地の人たちに信頼をされている、そういうことを大変うれしく思っているわけでございます。

もし私の言葉が足らなければ渡瀬防務次官から補足をしていただいたいと思ひますが、私どもの認識は、日本の自衛隊が、今、今津議員おっしゃったように、給水、医療、輸送、防疫と四つの目的を持って現地に行っておりますが、その現地でキャンプをつくつて仕事の拠点としておりますのはゴマ空港のほど近くであつて、そこから、例えば二十キロとか三十キロとかいう地点に難民キャンプがあるという地理的状況だと我々聞いて

おるわけでございます。

そして、自衛隊のおります地域から二十数キロあるいは三十数キロ離れた難民キャンプの中でのいろいろな問題がどうもありそうだという報告がニューヨークの国連にもあつて、そこでガリ事務総長は心配をして、いろいろ考えねばならぬ、こういう状況になっている。

しかし一方、日本の自衛隊がおりますゴマ空港周辺、あるいはゴマ市内においては難民キャンプの中とは少し情勢が違つていうことであつて、もちろんそうであつても、時に道路の封鎖があつたり小競り合いがあつたりということはあるのかもしれないけれども、それは難民キャンプの中の様子とはいささか様相を異にしておるといふふう聞いております、もちろん十分注意をし、恐らく緊張の連続でありましよう。気をつけてやつてもらわなければなりません、難民キャンプの中にいるのではないかと思はれるような情報があつたりする場合もございますけれども、それとはいささか状況が違つ、こういう認識をいたしております。

○今津委員 本日の議題じゃありませんので余り深くは言えませんが、実はきのうかおとといの産経新聞に、下町で火事があつたのですが、お年寄り夫婦が火の中に取り残された、それで近所の人々がみんなで力を合わせて、そしてその老夫婦を助けたということが美談として実は社会面のトップに載つていて、火事の中でも、実は自衛隊は、日本の場合法律がございまして、火事の中には飛び込めない。今のところ、周辺、例えば火事があつた場合には、バケツで運んだりとか、それから避難をしてきた荷物をトラックに入れてあげたり、こういうことしかできない法律になっているわけですよ。

しかし、現地では、実際は火事の中に飛び込んだような感じ、実際としてはそうでありまして、しかも私は市長さんや知事さんに、自衛隊というのは人道目的で出動しているわけで、したがつて小銃しか持たない。したがつて、治安目的

ではありませんが、そのところは自衛隊に過大な期待をしないでくださいということはおくぐれも言っていたのです。

でもやはり、三日の日にNGOの車がとられたときに自衛隊は武装して出動いたしてあります。それから、二十五日でしょうか、難民キャンプの中で二十人以上の死傷者が出た。こういうときには、どうしても現地からしてみたら、日本の自衛隊は、それは持っている兵器というのは自分の身を守るだけのものなのですが、しかし現実としては軍隊として見ますから、それ以上の、私どもができないことをやはり向こうは要求をするというふうなことでございまして、私は、カンボジアのとき、高田警部補が亡くなったあたりあるいはボランテアの中田さんが亡くなった、あの教訓を残念ながら我々まださちつと生かしてないのではないかと心配をしているわけでございします。

今後のことについてはこれからやはり法的整備、PKFの解除とかそういうものも我々は考えていかなきゃならない、そういうふうな私思うわけでありますが、外務大臣いかがでございしますか。

○河野国務大臣 御指摘のとおり、我々は一一つの経験を踏まえて、その経験を生かしていかなければならないと思います。ただ、法律の整備、あるいはマンデートのつけ方などにつきまして、私はどちらかというとやはり抑制的に考えるべきではないかというふうに思っております。

もちろんこれはいろいろ事情がございまして、一つ一つのケースについて考えなければならぬことではないかと思っております。余り一般論で言うべきものではないかと思っておりますが、私は、例えばカンボジアの経験を生かして自衛隊の諸君には十分注意をしてもらいたいと思っておりますし、我々もあのことをやはり頭に置かなければなりません。他方、自衛隊を派遣いたします相手国、あるいはその必要性、そういうことをよく考えて対応しなければならぬ。余りに一つの事象にとらわれ過ぎるの

もよくないのではないかと。まだまだ十分な経験を積んでいるわけではないのですから、抑制的な考え方を持って臨むぐらゐの気持ちが大勢だというふうに私は思っております。

○今津委員 私はやはり、火事の中に飛び込むときは、それなりのきちっとした安全な形をして、そしてお手伝いをするべきだというふうに思っています。今回の場合は、現地へ行ってみて、かなり予想していたものとは違つて展開になってきていることも事実ですから、行った以上、やはりその中で最大限の努力をしなければならぬということ、大臣の御苦勞はわかるわけですが、私の意見を述べさせていただいたわけでありまして、最後に、渡瀬防衛政務次官が先般視察をされておるのであります。防衛庁としてどういうふうにお考えになつておられるか。

それと、現地からは、自衛隊が優秀ですからとどまってくれ、こういう要請はかなり私は現実としてあると思うのです。しかしこれは、自衛隊は期限が来たら撤収するべきだ、そしてその後のことはHCRの仕事だと私は思いますが、自衛隊の撤収時期などを含めて御答弁いただきたいと思ひます。

○渡瀬防衛政務次官 閣議決定されておりますこのルワンダ難民救援の国際平和協力業務、これは十二月末をもって終了するということになっておりまして、目下のところ、その予定どおり十二月初旬に撤収準備、業務の縮小を始めて、陸上部隊が十二月の二十日前後、航空自衛隊の輸送部隊はそれから撤収するというところで、今予定どおり進んでおります。なお、このことはHCRにも通告済みであります。私も現地の責任者と会いましたところ、完全に了解はしております。その後のいろいろな業務の調整等に今入つておる、そういう段階でございします。

なお、せっかく行つてまいりましたのでちよつと感想を申し述べさせていただきますと、あの赤道直下の高地に百万人近くの難民が来て露骨をしておるのでございします。そして、もう本当に着の

み着のままの生活をしておりますから、生活問題あるいは治安問題あるいは病気の問題、そういうものが本当に想像以上に緊張した状態であるのは事実であります。そこで我が自衛隊は本当によく、整々として軍紀正しくやつておるなという感じがあります。これは現地の責任者、どなたに会つてもそういう感想を言つておられました。非常に私は誇りを持って帰つてまいりました。それだけに非常に名残を惜しむ空気が厳然としてあります。

撤収に若干時間がかかりますが、その間の無事を本当に祈りたい気持ちであります。これは外交当局にもそういう観点から万全の御手配をお願いしたい、そのような気持ちであります。

○今津委員 どうもありがとうございます。撤収については無事をただ祈るだけでございまして、防衛庁としてもいろいろ配慮をひとつお願い申し上げたいと思ひます。

最後に、ブロンクというオランダの開発協力大臣が現地へ行つたときの感想を述べておられます。このことだけ御紹介申し上げたいと思ひます。

日本の自衛隊にお目にかかれたのは今回の出張中自分たちが唯一ひとつでできる瞬間であつた。まさに必要とされる仕事をしておられると感した。また、失礼な言い方にもなるかと思うが、特に軍隊を含めた現地の組織と比べて全く質の異なる立派な組織で、会談後、大臣以下、敬意を感じつつ宿営地を後にした次第である。緊張の続く仕事のところをお目にかかれて感謝している。謝意と任務の御成功をお祈りしていることを改めてお伝えいたたくべくお願いするとともに、本国の支援、理解を維持されることが重要と考える旨付言させていただいた。

これはオランダの大臣の感想でございまして、自衛隊の皆様方に心から感謝を申し上げたいと思ひます。どうもありがとうございます。何回もさて、国会決議との関連でございします。

繰り返してまことに申しわけないのですけれども、少し明快に整理をしたいのでお許しをいただきたいと思ひます。

今までも、言うまでもありませんが、国会決議が米の輸入自由化問題について三回ございします。五十五年四月の第九十一国会、五十九年七月の第百一国会、そして六十二年九月の第百十三回国会。この国会決議というものは非常に重いものであると思ひますし、いわば私ども、松岡さん、さつきいたのですが、いなくなりまして、自民党の特別行動議員連盟というのがございまして、その中でも、私がかつて自民党でお世話になつたときに、国会決議というのは憲法と同じ重みを持つものである、こういう主張をしながら、例外なき関税化、これについては反対をするということ主張した経験を私も持っているわけでありします。

内閣法制局にお聞きをしたいと思ひますが、この国会決議の持つ意義、拘束力などについて、簡単に結構ですから、お聞かせいただきたいと思ひます。

○野田政府委員 国会決議の拘束力につきましてはお尋ねにお答えいたします。一般論としてお答え申し上げます。

いわゆる国会決議は、議決の形式で行われる衆議院または参議院の意思表示でありまして、国会を構成する各議院の意思として示された決議の趣旨を尊重して政府が行政を遂行すべきことは当然のことであると考へます。その意味におきまして、政府は国会決議の趣旨を尊重し、その実現に努力すべき政治的な責務を負うものと考えます。

しかしながら、いわゆる国会決議は法律とは異なるものでありまして、法律と同様な意味での法的拘束力はないものと考えております。

○今津委員 これは平成五年二月三日の予算委員会で見委員の質問にも全く同様の答弁があるわけでありまして、この委員会でもいろいろ議論が出ておりましたが、平成六年六月二十三日、当時社

会党委員長、今も委員長ですが、村山現総理が枠外ということも明確に言ったあの大会のときに、自民党は、総合農政調査会長の山本富雄先生が出席されているのですが、そのときに、三度の国会決議に基づいて与党も野党も批准国会に臨めばいい。要するに、これはその当時与党の連立与党が自由化に踏み切ろうとしても、しかし国会の決議というものは重いものだ、我々は、国会議員は国会決議に基づいて行動するからというようなことを、生産者あるいは系統の代表の方々に明確に約束しているのではありません。

また、山本先生だけではなくて、公正なガット合意を求める自民党特別行動議員代表団というのに私も参加をいたしておりましたが、「そのために、たとえ日本政府が、ガット交渉でコメの関税化を受け入れたとしても、それを実施するための国内法改正は、国会において成立せず、」もう明言しているわけです。「事実上、日本政府は、ガット交渉において、コメ関税化の合意ができない現状にあります。」これはできませんよということを言っているわけですから、させないということを言っているわけでもあります。

それから、日本の農業を守る特別行動議員連盟、先ほど私が申し上げましたが、これは血判状で示している。私と松岡さん、血判状を示して、これは当時官房長官にお届けしたのかもしれないが、そんなこともありません。

日本農政刷新同志会、これは桜井先生が会長でありましたけれども、それはもつと強くて、当時、政府におかれては、拒否、代表団引き上げの措置も辞さない強い姿勢で臨め、こういうことを言っていますし、自民党の農林水産物貿易対策委員会、これは保利先生が会長でないかと思いますが、これも同様な確認事項というものを出しているわけでもあります。

こういう状況の中で、当時の連立与党が苦渋の選択をし、そして国際間の、先ほど大臣のお話がありました、約束の中で、我々がこれを受けながら新しい道をむしろ前向きに進んでいくんだ、

こういうことでありますが、大臣、これについて、自民党の昨年十二月までの主張と、その後の今回の国会に臨む自民党の姿勢と、やはりきちっと国民にわかるようにもう一度御説明いただきたいと思ひます。

○河野国務大臣 今津議員が今整理されたのは、極めてうまく整理をされたというふうに私は伺いました。

私も自由民主党は、過去三回にわたる国会決議というものがございまして、それは尊重されるべきものだといふふうにかねがね考えておりました。そういう状況の中で、しかし一方、ウルグアイ・ラウンド交渉というものが進んでくる、ダンケル提案さらにはドゥニ調停案、さまざまな調停案が出てくる中で、私どもは日本の農業というものの存続というものを考えて、できる限り我が国の主張が反映されるべく最後まで努力をしてほしいということをお願いし申し上げてきたわけでございます。

自由民主党が野に下った後も、細川政権下におきまして、私どもは最後まで、交渉は我が国の主張というものを反映されるべく最後まできちんと主張してほしいということを申し上げておきたわけでございますが、これが今、今津議員お話しのとおり、細川政権下におきまして、苦渋の選択でしたか、総理の御判断でドゥニ調停案を受け入れるという御判断が出たわけでございます。そのことについては自由民主党としては大変驚き、我々の同志、理解者である農民の方々の気持ち、もちろん気持ちばかりではない、直接的な表現もございまして、こうしたものも聞き、そして党声明も出し、国会でもそうした声を背景にしていろいろと議論をしたということでございまして、四月になってウルグアイ・ラウンド交渉が全面的に合意をする、最終文書の確認のための署名が行われるという事態になったわけでございます。

しかしながら、それでもなおかつ、国内的には

さまざまな議論がございました。今、議員がおっしゃいますような国内手続においてまだまだ交渉の余地がある。その交渉の余地というのは、もちろん政府との間の交渉の余地ということになるのかと思ひますが、しかしそれもその四月の最終文書が確定をし、さらにその数カ月後に政権が交代するという状況、それは村山政権になるという意図ですが、村山政権になるという状態になりました。村山内閣は外交は継続という原則を打ち出され、私どもも外交の継続、しかもこれは多国間の約束事であるということにかんがみ、さらば、農業、農村対策に厳しい財政状況の中であつても、政府・与党一体となつてできる限りの農業対策、農村対策というものを打ち出して、それによつてこのWTO法案には賛成をするということになったという経過でございます。

○今津委員 大臣、それだけに、今さら言うまでもありませんが、昨年の十二月十七日の閣議了解事項、すなわち「政府としては、この農業合意の受入れが農業に携わる人々にもたらす影響を最小限に食い止める、その不安を払拭し、安心して営農にいそむことができるようにするとともに、我が国農業の将来展望を切り拓いていくため、農業の多面的機能にも留意しながら、」云々ということとありますが、こういう内容でなきやならぬということですね。これが前提になっているということだと思ひます。

そして、今国会に提案されました法案並びに条約というものが、国民の皆さん方のこういう不安を払拭するといふものでなければならぬ、すなわち国民の皆さん方の理解を得なければならぬ、そういう内容になっていなければ、その前提そのものが崩れていくといふふうに私は申し上げたいと思ひます。

そういう面においては、きのう、中央と地方と公聴会が開催されましたけれども、私は福島の方公聴会に出席をさせていただきまして、けれども、四人の陳述人の方はすべて、大変不安な心境を吐露されておりました、今回の提案に賛成であ

るといふ方はただの一人もいなかったわけであり

ある人などは、今度の六兆百億というのは今死にかかっている病人に香典をくれているようなものだ、こういう言葉が果たして過当かどうかかわかりませんが、そういうような表現で反対だということも明確に言っている方もいたわけでございます。ずっと委員会でも議論している限りにおいては、残念ながら、いまだに私どもも十分な国内対策がとられていないといふ内容であります。昨日、福島公聴会において、記者会見で、改革の日笠理事が、法案についてはすべて賛成なわけではないという姿勢で我々はいらぬということも明確に申し上げたのは、実はそこに理由があるわけでございます。

さて、こういう本がございまして、これは、私、実はアメリカへ松岡君と一緒にいったときに、アメリカの国会議員が持っていたものでありますけれども、日本のお米がいかに大事かということをお米と英語で書いてあるわけですが、先輩の皆さんも全部そうだったと思うのですが、昔はご飯を粗末にしたら目がつぶれるよと言われて育ったものだからねえ、とっておじいちゃんとうなずき合つと、最後の一粒までいいねい食べさせてしまいました。これは文の中の一部分ですけれども、一節ですけれども、こういうふうな私たちは育てられたのであります。

昨年の冷害のときに二百万トンに及ぶ外米を緊急輸入いたしました、私は、その後の私ども国民の態度、姿勢というものはまことに残念であると思ひます。

これは大河原農林水産大臣にお聞きをしたいと思ひますが、一つは、ある電気屋さんがお客を呼ぶためにお米を売りましたね。これは日本の法律ではできないことになっているわけでありまして、しかし、何と数千人の行列ができて、そしてマスコミの方を買つたといふふう聞いています。これは、これは事実かどうか分かりません。これは、

例えばアメリカあたりであれば、むしろ批判されて、そういう商いをしようとしている人は糾弾をされて、社会的にやっつけていけないのではないかと、いうふうには私に思うのです。

そういう社会正義というものがきちっと、日本の場合はマスコミも出さないということだとか、あるいはタイのお百姓さんが御苦労されてつくられたタイ米を、セツト販売の中の日本のお米だけ食べるけれどもタイ米は捨てるという事実があつたりして、これはそんなに多くはなかったと思ひますけれども、これはタイの方にしてみたら、もう日本という国にどんなことがあつたて助けてやらぬぞ、そんなふうには私に思うのです。

そういう面では、本来は文部大臣に聞くお話かもしれませんが、昨今の日本国内の状況を見ますと、いろんな悲惨な事件も起きておりますし、スキャンダルも起きていますし、自分勝手他人のことはどうでもいいというような風潮があつて、そういうものが食糧あるいはお米などにもあらわれていると思うと非常に残念であると思ひますが、これについて率直な御感想をお聞かせいただきたいと思います。

○大河原国務大臣 今、外米の緊急輸入とその後の国内の流通に際しての御指摘がございましたが、そのとおりだと思ひまして、食糧問題を言いながら、飽食の時代で、それになれた日本人の一つのおごりだと思つておられます。

それから、やはりこういうことに対しては、我々としても十分考えなくちゃいけないというのは、国内産米に対する国民、消費者の強い嗜好という点についても感じるところでございます。

○今津委員 どうか関係閣僚におかれましては、食糧を大切に、そういう考え方を国民に植えつけていただくように、特に子供たちに教えていただくようお願いを申し上げたいと思ひます。

ところで、農業政策の基本なんですけれども、農業をどうとらえていくのか、農業は産業なの

か、あるいは産業ではない、例えばこの本などは、命よりも最も大切な日本の文化そのものである、こう書いてあるわけです。そして産業であれば、これはやはり規制の緩和というものは当然必要になつてくるわけでして、自由な競争というものを導入しなければならぬ。しかし、そうではなくて日本の国の存在そのものをつつていく大切なものとすれば、地球環境とか災害対策とか、そういうものを含めて、そういう問題だとすれば、やはり私は、国がその大切さというものを国民に知らしめて、そして理解をしていただいて、国が積極的に、全力挙げてそういう農業の保護に取り組んでいくべきものだと思いますが、それについて農林水産大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○大河原国務大臣 やつぱり農業も一つの産業であることは間違いないと思ひますが、しかし、今お話ございましたように、国民生活の基礎物資である食糧の安定供給なり、あるいは今も今津委員の申されましたような多面的な機能を果たしている、伝統文化の維持という役割を果たしている、各般の問題で、単なる経済効率だけで律せられない産業であるということ、また我が国は特にしかりでございますけれども、家族農業経営というような経営体で農業が支えられておる。このことは、やはりこういう成長経済といひますか、そういう中ではどうしてもおくれがちになる。それに対する各般のやつぱりサポートと申しますか、そういうものは必要である、さように考えております。

○今津委員 そういう意味で、国民の皆さん方の理解をいただいて、そして将来のために、我々日本という国が存続するためにも、どうかよろしくお願ひをしたいと思います。

さて、山本拓君の議論以来、いわゆる枠内なのか枠外なのか、別なのか、これはもう数回ずつこの議論ばかりしているわけですが、私も先ほどから聞いていてもやつぱりわからないわけですね。わからないのです。だから、具体的にお聞き

をしますので、わかるように今御説明いただきましたと思うのでありますけれども、先ほど小平委員の質問に、三兆五千五百億の公共事業費の国費は約半分だ、こういう御答弁だったので、六兆百億、全体としては国費あるいは市町村負担、受益者負担、割合はどんなふうになっているのでしょうか、大蔵大臣。

○武村国務大臣 同じように、約半分でございす。国費は全体の約半分と御理解いただきたいと思ひます。

○今津委員 そうすると、全体として国費は半分ということになりますから、先ほど小平議員は三兆五千五百億の公共事業の市町村の負担あるいは受益者負担だつて大変じゃないかということですから、六兆の半分ということになりますと、また負担がそれだけあふれるわけですから、さらにこの心配があるということ。

それから大臣、農林水産省の予算、平成四年、五年、六年とどういうふうな動いているか、数字を教えてくださいたいと思ひます。

○高橋政政府委員 大体三兆四千億程度で推移してきております。

○今津委員 農林水産省の予算は、四年が三兆三千百億、五年が三兆三千六百億、平成六年が三兆四千億、御案内のとおりであります。先ほど大蔵大臣、御説明ありましたが、七月二十六日に概算要求の方針を決定しておりますが、投資的経費は五%以上乗せしてよろしい、しかし経常経費は削減だ、こういうような方針を出しているようでありす。

今度のこのウルグアイ・ラウンド対策費というものがあるけれども、これはもちろんあつて出てきているわけですから、全くないと思はれず、平成七年度は大体どういふ感じの予算になるわけですか、金額。平成七年度ですね。

○武村国務大臣 これはまだ明確に申し上げることはできません。

御承知のように、これから予算編成は正念場を迎えるわけですが、何といたしまして全

体のフレームといひますか、歳入の展望をまずしっかりと見詰めなければなりません。特に税収がどうなるか、これは経済情勢にも影響されますが、はつきりしていることは、四年連続で予算を下回る状況に至つておりますだけに、来年度の税収の見積もりというのは大変厳しいと言わなければなりません。そういう歳入全体の枠の中に、この予算編成の最終の姿を求めていくわけでございます。概算要求はあくまでも要求でございますから、この要求額を各省とあるいは事業項目ごとに一つ一つ精査をしながら最終の判断をさせていただきます。

○今津委員 近年、特に後継者対策、担い手対策などを中心として思い切つてやはり農業予算をつけるべきだという自由民主党の考え方、しかし旧連立のときには何かランクが下になつていて、そしてこれはもう間違つていっているのではないかと、その判断は間違つていっているのではないかと、その中で議論をしたことを覚えていられるのですが、年々、四年、五年、六年と約五百億円ぐらゐずつ実は農林省の予算というのは伸びているのです。

そこで、平成七年度はこれからもちろん予算編成をするわけですが、このウルグアイ・ラウンド対策についてはその予算編成のときに考えるんだ、こういうようなことも大臣がお話なさつていられるわけですが、いわゆる通常の農林水産省の予算の増減、これと今回の六兆百億円のかかり合いというのは、すなわち簡単に言ひますと、通常のいわゆる農林水産省の予算とこの六兆百億円の関係を、もう少し明快に御説明していただきたいと思います。

○武村国務大臣 概算要求全体に対する姿勢は、先ほど申し上げましたように、歳入の見直しをしっかりと踏まえながら判断をしていくことになろうかと思ひます。既に概算要求の方針としましては、閣議では一つ一つの制度の根本にまでさかのぼつて見直しをしていただきたというところを言つておりますし、たとえ必要な予算であつて

も、相互間の優先順位を論議をいただいて、より優先度の高いところに予算をつけていく、逆に言えば優先度の低くなったものは目をつむって縮小する、あるいは削ることもあるということでごさいます。そのことが予算査定であり、予算精査ということだと思っております。

○今津委員 農林大臣に同じような御質問をさせていたしたいと思います。

○大河原国務大臣 ただいま大蔵大臣も申し上げましたが、国内対策の第一年度、新しい事業、これに対する財政的裏づけは政府・与党として責任を持って措置するという認識でございます。

○今津委員 農林大臣に同じような御質問をさせていたしたいと思います。

○大河原国務大臣 今、今津委員お尋ねの金額を申し上げますと、高生産性農業基盤整備促進事業、これが二兆二千億でございます。それから、複合経営地域対策、これが七千億でございます。それから、複合経営地域対策、二兆億でございます。以上です。

○今津委員 要するに、平成六年度は三兆四千億円の農林水産省予算なんですが、これには入る予算なんです。入らない予算なんです。例えば平成七年度としては、この六兆百億円のうちの、これは別の予算なんです。これの中に組み入れられる予算なんです。

○大河原国務大臣 繰り返して申し上げておきますように、六兆百億、七年度はそのうちの一部分が計上されるわけで、これは全く新しい事業でございまして、従来の予算には入らないというわけです。

○今津委員 それではもう一度確認しますが、ちよつと先ほどの小平さんのときよりも不明確だったのですが、それじゃ、要するにいわゆる枠外と、村山総理があの日比谷公会堂で枠外と言った、その枠外であるという認識でよろしいのですか。

○今津委員 それでは、年次計画をお知らせいたしたいと思っております。六年間の。○大河原国務大臣 年次計画はまだございませ

○今津委員 要するに、平成六年度は三兆四千億円の農林水産省予算なんですが、これには入る予算なんです。入らない予算なんです。例えば平成七年度としては、この六兆百億円のうちの、これは別の予算なんです。これの中に組み入れられる予算なんです。

○大河原国務大臣 繰り返して申し上げておきますように、六兆百億、七年度はそのうちの一部分が計上されるわけで、これは全く新しい事業でございまして、従来の予算には入らないというわけです。

○今津委員 それではもう一度確認しますが、ちよつと先ほどの小平さんのときよりも不明確だったのですが、それじゃ、要するにいわゆる枠外と、村山総理があの日比谷公会堂で枠外と言った、その枠外であるという認識でよろしいのですか。

○今津委員 それでは、年次計画をお知らせいたしたいと思っております。六年間の。○大河原国務大臣 年次計画はまだございませ

○今津委員 要するに、平成六年度は三兆四千億円の農林水産省予算なんですが、これには入る予算なんです。入らない予算なんです。例えば平成七年度としては、この六兆百億円のうちの、これは別の予算なんです。これの中に組み入れられる予算なんです。

○大河原国務大臣 繰り返して申し上げておきますように、六兆百億、七年度はそのうちの一部分が計上されるわけで、これは全く新しい事業でございまして、従来の予算には入らないというわけです。

○今津委員 それではもう一度確認しますが、ちよつと先ほどの小平さんのときよりも不明確だったのですが、それじゃ、要するにいわゆる枠外と、村山総理があの日比谷公会堂で枠外と言った、その枠外であるという認識でよろしいのですか。

○今津委員 それでは、年次計画をお知らせいたしたいと思っております。六年間の。○大河原国務大臣 年次計画はまだございませ

○今津委員 要するに、平成六年度は三兆四千億円の農林水産省予算なんですが、これには入る予算なんです。入らない予算なんです。例えば平成七年度としては、この六兆百億円のうちの、これは別の予算なんです。これの中に組み入れられる予算なんです。

○大河原国務大臣 繰り返して申し上げておきますように、六兆百億、七年度はそのうちの一部分が計上されるわけで、これは全く新しい事業でございまして、従来の予算には入らないというわけです。

○今津委員 それではもう一度確認しますが、ちよつと先ほどの小平さんのときよりも不明確だったのですが、それじゃ、要するにいわゆる枠外と、村山総理があの日比谷公会堂で枠外と言った、その枠外であるという認識でよろしいのですか。

○今津委員 それでは、年次計画をお知らせいたしたいと思っております。六年間の。○大河原国務大臣 年次計画はまだございませ

○今津委員 要するに、平成六年度は三兆四千億円の農林水産省予算なんですが、これには入る予算なんです。入らない予算なんです。例えば平成七年度としては、この六兆百億円のうちの、これは別の予算なんです。これの中に組み入れられる予算なんです。

○大河原国務大臣 繰り返して申し上げておきますように、六兆百億、七年度はそのうちの一部分が計上されるわけで、これは全く新しい事業でございまして、従来の予算には入らないというわけです。

○今津委員 それではもう一度確認しますが、ちよつと先ほどの小平さんのときよりも不明確だったのですが、それじゃ、要するにいわゆる枠外と、村山総理があの日比谷公会堂で枠外と言った、その枠外であるという認識でよろしいのですか。

○今津委員 それでは、年次計画をお知らせいたしたいと思っております。六年間の。○大河原国務大臣 年次計画はまだございませ

きない状態だということは、今私の議論を聞いていてもわかったと思うのです。

それは今、石破先生が私の関連でこの問題についてはいやりますので、一応私はこれでこの問題についてはやめますが、しかし全く納得してはいない。そして、予算編成のときでなければその概要が明確にならないということですから、それならば、今の時点で私も改革としては法案、条約の賛否はできない、私は実はそう思うわけでございます。

時間でありましたが、養蚕のことについてちょっと聞きをさせていただきたいと思います。

私、自民党のときに繭糸の小委員長をやっていたものですから、養蚕農家が大変苦しんでおられる、あるいは機屋さんが困っておられる、そういう姿を見ているものですから、そういう感じで御質問したいと思います。

時間がなくて、端的に申し上げたいと思えますが、繭糸、絹織物の輸入については、中国、韓国との政府間協議が行われ、通産大臣の輸入承認制がとられているが、このような中で、輸入承認の対象となっていない絹織物を輸入管理の行われていない二次製品に見せかけて輸入しているいわゆる偽装二次製品、この輸入問題については、本年四月から通産省が従来の取り扱いを見直したと聞いているわけでありますが、その措置の概要及びその効果について、橋本通産大臣、お知らせいただきたいと思います。

○橋本通産大臣 過去の経緯はよく委員が御承知でありますので、要点のみお答えをいたします。

絹二次製品と偽って脱法的輸入を行うケースが頻発してまいりました中で、本年四月一日から事前確認制の対象範囲の拡大、制度の運用強化など、絹製品の輸入管理を強化し、悪質な脱法的輸入を防止することといたしました。

その内容は、一つは事前確認制の対象国の拡大でありまして、和装用の下着あるいは帯等の和装用絹製品につきましては、これまで中国、韓国、

台湾からの輸入についての偽装二次製品かどうかの事前確認の対象としておりましたが、今回、その他の国からの輸入についても事前確認の対象に加え、偽装品かどうかのチェックを行っております。

また、事前確認制の対象品目の拡大といたしまして、洋装の刺しゅうの布、細幅織物、精練後の混交織物というのでしょうか、ちよつと私、術語がよくわかりませんが、刺しゅうの入った絹製のベッドリネンについて、新たに偽装品かどうかの事前確認の対象に追加をいたしましたというところでございます。

で、四月にこの規制を実施して以来、脱法的輸入が行われているという事実は現在までのところ確認をいたしておりません。今後ともに厳重なチェックをしてまいりたいと考えております。

なお、事前確認制の運用強化といたしまして、書面審査が中心でありましたが、今回、現物の審査を大幅に拡大し、偽装品のチェックを厳密に行うことといたしました。

○今津委員 この間、汽車の中で本を読んでいたら、タイカンボジアで五万円ぐらいで日本の着物に刺しゅうをするんだそうです。そうすると、日本では五百万円ぐらいで着物を売っているんだそうです。びっくりしちゃうんだですけれども、要するに流通でかなり高くなっている。そして、養蚕農家とか機屋さんの持っている利益分といふのでしょいか、これはもう全く採算線にいつていないという状況の中で、外国からいいものがどんどん入ってくる状況になってさらに厳しい状態になっていくのではないかと。もう壊滅状態に追い込まれていくということなんですね。

例えば、養蚕業で九千七百九十円であったものが、結局最後のところは、最終価格というのは、一つの例としては三十五万円ぐらいになって、三%ぐらいが養蚕の取り分。もちろん経費も入っているわけですから、全くそれはもう取り分にも何にもならないという状態で、途中の流通コストというものをやっぱ整理しなければこの業界と

いうのは相当厳しい状態というのがさらに続いていくだろうという予想がするわけでございます。この流通の整理といましようか、削減といましようか、そういうことについてこれからどういふふうに通産省としてお取り組みいただくか、お聞かせいただきたいと思います。

○橋本通産大臣 日本の和装業界といましますものが、景気の低迷ばかりではなく、生活様式が洋装化、環境が洋装化をしたところから需要が減少して、非常に厳しい状態にあるということをお私どもとして受けとめております。同時に、確かに今委員も御指摘になりましたように、和装業界の流通構造というものが非常に複雑でありまして、広範囲にわたって古い取引慣行が温存されているという事態は十分認識しております。

で、昨年十二月に答申されました新繊維ビジョンに基づきまして、これは繊維業界全体でありますけれども、繊維産業全体として市場の求めるものを把握、生産販売するという、市場志向型産業の構築を図っているところであります。和装業界につきましても、取引慣行の改善を図り、今後、情報化を通じた流通構造の改革を進められるように支援をしていくつもりであります。

また、このほかに絹の需要振興対策として、絹の新製品開発試作事業などの施策も実施しております。今後とも引き続き和装業界の構造改善を促進していきたいと考えております。

○今津委員 もう一問させていただきますかと思えますが、今回のWTOの協定の繊維分野の取り決めを受けて、我が国の絹糸、絹織物の輸入規制は十年以内に自由化することとなっているのでありますけれども、今言った状況でありますから、これは国内の蚕糸業に重大な影響を与えていくといふことであります。したがって、絹糸、絹織物の自由化時期については、繊維協定上許される十年後ぎりぎりの設定をするべきだといふふうに個人は考えるわけでありまして、今後の検討もこのような点を十分に踏まえていただけるかどうか、大臣、いかがでしょうか。

○橋本通産大臣 通産省といたしましては、今後、関係業界の意見を十分に聞かせていただくながら、また政府部内での調整も図りながら計画を策定していく考え方であります。

○今津委員 ということで、やはり通産当局の理解とそれから指導がなければなかなか養蚕といふものは成り立っていかない産業だと思えますので、農林水産省だけではやはり限度がありますから、よろしくお願いをしたいと思います。

石破さんの時間を私の方へまだ少しだけ欲しいということなので、続けさせていただきます。

○中川(昭)委員長代理 それじゃ、結構です。

○今津委員 持ち時間二時間の中で。

○中川(昭)委員長代理 石破さんが終わる時間までに終わっていたらいい。

我が国と韓国とのこのウルグアイ・ラウンド対策に対する姿勢の違いですね。韓国が後進国といふことで、この間雑誌を見ていると、韓国のマスコミの人なのですが、日本では自分生活をしていけるけれども、自分が韓国に住んでいたときよりも日本の方がいけば生活程度が低いんですよ、我々韓国の方が実は高度な生活を一人一人していますよなということが週刊誌に出ていましたけれども、その韓国が日本より後進国扱いで特例を受けているわけですね。

そこで、それに対して日本は、不公平ではないか。韓国と日本と比較をして、日本はもっと頑張る余地があったのではないかとあとのときの議論というのは忘れてないわけでありまして、これを受け入れた後、この国内対策もやはり日本と韓国との姿勢の違いといふものがあるように私は思うのです。

当時、連立与党は羽田孜先生が外務大臣、それから畑先生が農林水産大臣で、もっと積極的にやってほしい、こういうことを私は申し上げた経過があったと思うのだけれども、その後、これを受け入れた後も韓国は、新税を取り入れて、そし

て国費ということで一年間で二千億円、これは従来の農漁村予算とは全く違う立場で予算を組むということも明快にして、内容も明らかにされていくというように伺っているわけでありますが、その韓国のウルグアイ・ラウンド受け入れ後の概略について御説明いただきたいと思ひます。

○東政府委員 韓国の国内のウルグアイ・ラウンド関係の農業に対する対策ということでござい

ます。

今先生御指摘のとおり、農漁村特別税ということ、十年間で十五兆ウォン、一年間一・五兆ウォン、邦貨にして二千億円の税収をもって事業をやるということでございますが、これは、この特別税の税収を財源として実施する新たな事業、主なものを見ておきますと、再耕地整理、耕地整理だと思ひます、それから流通センターの設置でございますとか、農漁村道路拡充とか生活用水の開発でございますとかというようなことをやるようにしております。

ただ韓国は、先生御承知のとおり、我々途中でいろいろ聞いておりますと、百何品目のI・Q品目を持っていただけない、この農村に対するショックというのは、もちろん韓国の場合関税化の特別の措置がございすけれども、大変なショックであったということであるという措置をとったと聞き及んでおります。

○今津委員 質疑は省略をしますが、意見を申し上げますが、その受け入れの後についても、日本と韓国と、やはり私は、意気込みだとか、現実形にあらわれているものとしては迫力それから気迫、それから情熱、危機感、すべて乏しいというふうに残念ながら思ふのです。やはり、これは私も自身が議論をしていて、予算の総枠については御説明いただいたけれども、しかし、その中身についてこれからどのような展開があるののだろうかというところがわからないくらいですから、私は、もつと明快に国民にきちっと説明する責任を政府は持っているというふうに思ひます。

それから、最後になりましたが、農林大臣、日

本の農業はこれから一体どうなっていくのですか。例えば自給率については今後一年間で農政審でその目標をこれから議論をするということなどを言っておりますけれども、例えば米価はこれからどういふふうな展開をしていくのですか。あるいは保証米価はどうなっていくのですか。限度数量はどうなっていくのですか。それから就業人口は、二十代はめっきり少なくなつて六十五歳以上が極めて多くなつてきていますが、こういう現況はどうなっていくのですか。

六年後あるいは十年後、簡単に結構ですけれども、こういうものを目標としていくのだというものを具体的に、今の時点と対比をしながら、例えば自給率についてはこうやって上げていくのだとか、あるいは米価というのはこんなふうになつていくだろうとかという予測と、それからこういうことに目標を置いていくのだということをちょっと御説明いただきたいと思ひます。

○大河原国務大臣 なかなか難しい御質問でございますが、例えば米価については、このたびの目標、すなわち稲作経営の担い手、望ましい担い手を今後十年間を目標に育成する、その場合のコストは現在の六割ということとか、乳価その他についてもそれぞれの目標をねらつて、十年後にできるといふ、もう途中でもどんどん担い手はできていくわけですから、そういうことを考えておるわけでございます。

したがって、保証米価とか政策価格がどうであるかという点についてはなかなか難しいわけでございます。また、生産の合理化が酪農経営でも進めば、ある意味で言えば再生産に必要な保証価格、水準は下がってくる。それから乳業の方も、合理化が進めば取引基準価格もつと支払い能力を持つとか、いろいろそれぞれの価格政策についてはあるかと思ひます。したがって、一義的に、前提がいろいろございすから、価格の目標、政策価格の水準がどうなるかまではお答えしにくいのじゃないかというふうに思ひます。

○今津委員 私の地元ですが、酪農であれ水稲農家であれ畑作農家であれ、後継者がいなくて、そして負債を抱えているお年寄りの生産者の方々の関心は、この六兆百億円の身中ではなくて、農地を売り渡したときの特別控除の税額の限度、これは八百萬を一千五百萬という、あるいは北海道あたりは三千万と言っているのですが、こういうことに興味がいっているのです。そして、いつ負債を整理して利用しようかというタイミングを考えておられるという姿というのが私は実態でないかと思ひます。非常に残念なことだと思ひます。

ただ、新規の学卒の就職者が、平成五年は四年よりもふえたのです。これは私は、そういう中にあるという一つの事実だと思ひます。そして、それから、サラリーマンなどをやめて新しく農業につきたいという人も急速にふえていまして、相談の件数もふえていて、現実には農業につかれる人はまだまだ少ないですけれども、しかし相談をしている人たちはふえてきています。こういう新しい日本の農業を担っていく意欲を持つている青年や若い人たちがふえてきたということは、その中であつて私は特筆すべきだと思ひます。本日の農業を守るためにこれからは御精励いただきますことをお願いをして、終わりたいと思ひます。

○中川(昭)委員長代理 次に、石破茂君。

○石破委員 いよいよ審議も大詰めでございます。本会議の質問も入れれば、私は四回目の質問をさせていただくことになります。また出たかというふうな顔をなさらないで御聞きをいただきたいと思ひます。

私が初めて当選させていただいたのは昭和六十年の七月七日なんです。一番最初に国会議員として会議に出させていただいたのは、これは実は米価だった。そのときには中曾根内閣であつて、選挙の前に農業団体がそれぞれの議員に対して、米価どう思ひますかというふうな御質問をな

さつて、みんなが下げないというふうに言ひましたね。それで、その大会が一番最初だったのです。

自來ずつとこの問題にはいささかなりともかわつてきたつもりでございます。そして、本当に一生懸命やつてきた人間は、これは本当にいいんだらうかなという思いを皆がひとしく持つておるだらうというふうに思ひます。

昨年、政務次官をしておったときに、私、ある新聞に公開質問状をいただきました。つまり、あなたは米の自由化はしないんだというふうに言っているけれども、それじゃ消費者の利益にならぬじゃないか、そういうふうな選挙向けのことはかりやないか、もつと国全体のことを考えなさいな、そういう公開質問状をちょうだいをしていただきました。ある地方紙でございす。

それにお答えして、国会の決議もしているのだから、それは守らなさいいけない、民主主義というのはいふものがある、国政選挙のときにそういうふうな公約をした人は一人もおらんのだから、少なくとも任期中にはこれを守りましようということを言つてまいりました。

そして、これを受け入れなさいかぬということになつて、私はこの間そういうふうな大会に出て、選挙のときに御審判を賜ります、一〇〇%守れませんでした、申しわけございせんというふうにお申しました。

私は、本来これはある意味で国民に信を問うてもいいような、そういうふうな性格のものじゃないかと思ひます。少なくともそういうつもりで、私は三期こういうことに取り組んできたつもりであります。ですから、今回の六兆百億円にしてみても、そしてまた新食糧法案の中身についても得心がいくな結論をいただきたい、そう思ひまして、またきょうも立たせていただきたいので、お許しをいただきたいと思ひます。

まず、外務大臣にお尋ねをいたしますが、七年目以降どうするかということでありす。それ

は、そのときになつてみなければ外交交渉であるからわからないということではなからうかと思ひます。ただ私どもは、例外なき関税化ということだけは阻止をしないかきやいけな。ミニマムアクセスというのは、例外なき関税化を受け入れろと言つて、それはだめだ、せめてミニマムアクセスということとてめてきた。そして、七年目になるまでに一生懸命日本の国内の農業生産性を上げていこう、力強い農業をつくつていこうということだけれども、しかしながら、例外なき関税化というのは、関税さえ払えば幾ら入れてもいいんですよということ、それには幾ら何でも日本農業は耐え得ないだろうというふうに思つております。

なかんずく米は無理であろう。人件費からいきまして、そしてまた規模からいきまして、土地の値段からいきまして、それはまず無理。例外なき関税化だけは阻止をするということ、たとえば、七年目以降のことはそのときになつてみなければわからない、それは言いながら、例外なき関税化は阻止するんだという国のそういうような強い意思というものは必要ではないか。そしてまた、それを展望しながら六年間のいろいろな対策というのは講じていくべきだ。それはそれ、これはこれということじゃなくて、七年目以降に例外なき関税化だけはだめだよ、そういうような政府のお気持ち、それがあつたらどうか承りたいと存じます。

○河野国務大臣 科学技術の進歩、これは、ただ単に科学の世界だけではなくさまざまな分野に我々がびくびくするような変化をもたらすということもござります。今我々、石破議員もそうだけれども、五年前の我々はどういうことをしていたか、あるいは五年前の日本社会というものはどういうものであつたかということを考えると、随分違つてゐる部分があります。しかし農業というもの、それはそれほど変わるものではないということもまたさうだろうと思ひます。

そうではありますけれども、しかし技術の進歩

あるいは科学の進歩というものは我々の想像を超えるものもあるかもしれないということを頭に多量置きながら、しかし少なくとも現時点におきましては、我々は、我々がこれまで主張してきた考え方というものは最も我が国の農業にとつて大事な主張なのであるという基本的認識を持つて、今後見ていかなければならないと思ひます。しかしそれは、今繰返し申し上げますが、さまざまな変化というものがまた、一切それを受け付けなかつたか、見ないとか、目をつぶつてしまふとかいうことではないかと思ひます。

○石破委員 同じお尋ねを農林水産大臣にさせて

要は、七年目以降どうなるかがわからない、その中でこの六年間どうやっていくかということではいかぬと思ふんですね。もちろん努力はしていかなければいけません。しかしながら、私どもは、例外なき関税化はとにかく阻止するんだ。もちろんミニマムアクセスも受け入れないにこしたことはないが、しかし例外なき関税化は阻止するよ、やはりそれは国の方針として、確かに外務大臣がお答えのように、どんなイノベーションがあるかわかりません、どのような技術革新があるかわからない。しかしながら、やはり土地の値段や人件費や、いろいろなものから、生活水準から勘案してそれは無理ではないかというふうに思つておりますが、いかがですか。

○大河原国務大臣 七年目以降の問題については、たびたびお話があるように六年目の交渉で決めるわけですが、それが例外なき関税化という、特別取り扱いを継続するか、関税化にするかという問題は、その時点における諸般の事情を勘案して国としての方針を決めるべきだというふうな今までもお答え申し上げておりますが、やはり日本の稲作のために一番役に立つ、これが役に立つ、守れるのだ、最小限に被害がとめられるのだというような方式は何か、いづれを選ぶかというような点については、やはり今から慎重な検討を続けながらその交渉の時点までに考えるべきことだと

私は思つております。

○石破委員 この時点でそれをはっきり、例外なき関税化は阻止するんだということを国の方針として明確にするというのは難しいのかもしれない。しかしながら、本当に七年目以降何を目標としてやっていくのかということ、それを明らかにした上の六兆百億円であり、三兆五千五百億円であり、新食糧法案であるということになりませんか、農家に対して展望は開けないんじゃないか、私はそう思つておるのです。

やはり例外なき関税化というものは阻止しなければいけないんだということは国の方針として、規模拡大をしなさいいけないというその努力は別にして、貫くべきではないか。それが、今まで我々が言つてきたこととこれから先やるべきことと、それに整合性をとることであるというふうなことを考へております。外交交渉の方針としてやはりそれは明示をしていただきたい、それは私のお願ひでございます。

さて、別枠論というのもう何度も何度もいたしました。それで、先ほど農林水産大臣から三兆五千五百億、これのの中身につきまして御提示をいただきました。私は、先般質問させていただいて、それでは検討してみようということでお答えをいただいたと思つております。もう一度それをお話したいので、そしてまた個々具体的に、それぞれちつちやな事業を言つてくださればと申しません、それがどのようなものを目指すものであるかということについて御答弁をいただきたいと思ひます。

○大河原国務大臣 具体的な事業等でございますので、構造改善局長から答弁させます。

○入澤政府委員 前回の御質問に答えまして、高生産性農業基盤整備につきましましては全体の六割、二兆二千億円程度、それから中山間地域活性化対策につきましましては全体の約四割で、一兆四千億円程度と、こゝろお答え申し上げました。

その後、都道府県のヒアリングを今しておりますけれども、大蔵省とも、大体おおよその目安と

して、細かい事業費ごとにどのくらいの金額を目途にして査定をやつていこうかと打ち合わせをしました。そうしまして、大規模水田農業地域対策につきましましては一兆三千億円程度、これは高生産性農業基盤整備の約六割を充てようじゃないか、それから畑作農業地域対策につきましましては、全体の高生産性農業基盤整備の約三割に相当する七千億円程度、それから複合経営地域対策につきましましては、高生産性農業基盤整備の約一割に相当する二千億円程度を見込んで、これを目安にして査定作業を進めようじゃないかというふうな意見の一致を見ております。

○石破委員 内訳はわかりました。

そうすると、いま一つよくわかりませんのは、概算要求が八月の時点で出ております。そしてまた、昨年の四月九日ですが、閣議決定において土地改良の長期計画が決まつております。そして今回、この三兆五千五百億というものの中身が出てきた。それはどういう連関を持つものなのだろうかということなのです。

新しい事業なんだということでありまして、新しい事業の新しい事業たるゆゑには何であるかというところなんです。新政策というものをまとめ、新政策の延長線上に土地改良長期計画というのはあつたはずだ。そしてまた、新政策の中に概算要求もあつたはずだ。少なくとも概算要求の時点では村山政権だったのであり、ラウンド受け入れということとは、外交も継続だという総理の就任時のお言葉の中に含まれておつたはずだ。そして今回そういうような額が出てきた。それれどどういう連関を持つのかということ、私にはいまい一つよく理解ができないのであります。

土地改良長期計画の目指したもので、そしてまた概算要求で目指したもので、そして今回の対策の中に出ておるもの、今回が新しい事業なんである、別枠かどうかは別にして、新しい事業として従来の農林水産予算に支障を与えない、いやしくもそこから財源を生み出すようなことはしないということであるならば、長期計画、そしてまた概算要

求、そして今回の対策、その差異は何であり、新しさのゆえんは何であるかということであります。

○大河原国務大臣 お答えいたします。

第四次土地改良長期計画四十一兆、これについては、本年の概算要求における農業農村基盤整備事業もその年度別進捗をねらったものでございまして、国内対策としてのこの農業農村基盤整備、我々は緊急と言っておりますけれども、農業農村対策事業については、その中で、大区画圃場整備、その他生産性向上の基盤整備事業、あるいは畑作地帯であれば営農の効率的発展のための畑地かんがい事業とか農道整備、そういうものを重点に置くというわけでございまして、複合経営地帯であれば排水事業等を重点に置くというような、それから中山間地帯では地形条件に即応したような基盤整備事業をやるというようなことになっておりまして、特に事業効果の早期の発現とか、それから例えば圃場整備事業が中核になります。それが、それと関連した排水事業はもちろん、かんがい事業もセットにして集中的に行う事業とか、それぞれの物差しを当てまして、そして全体としては、平成十四年までの土地改良長期計画の重点、加速的実施といいますが、前倒しというふうに考えております。その事業については、今申し上げた緊急、三兆五千五百億の事業費をとった事業については前倒しであるというふうに考えて、事業を立てておるわけです。

(中川(昭)委員長代理退席、委員長着席)
○石破委員 大臣、確認をいたしますが、第四次土地改良長期計画は前倒しで行うということではよろしいでしょうか。

○大河原国務大臣 第四次土地改良長期計画四十一兆円の中で、今申し上げました緊急のその事業を前倒しで行うということです。

○石破委員 済みません、くどくど恐縮なんです。この第四次土地改良長期計画ができたのは五年の四月九日、一年以上前のお話でございまして、これは官澤内閣において決まったもののはず

でございまして。これは前倒しでやるんだということ。しかしながら、それじゃこの四十一兆円の中に、この三兆五千億なるものは入るのか入らないのか。

つまり、これは新しい事業云々かんぬんという話が出るずっと前に決まったものであって、新しい事業と言ふからには、前倒しとか早期発現とかいうことは別のファクターが入っているんじゃないかというふうに考えるのです。これを前倒しで早くやるというのとはまた結構なことであります。しかし、この四次土地改良計画四十一兆の前倒しなるものも新しい事業という中に含まれるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○大河原国務大臣 四十一兆円の総事業費は、平成五年に、平成十四年までの十年計画で確立しました。その中から、先ほど申し上げましたように、大河川流域地帯の平たん部であれば大区画圃場整備事業その他をやる、重点に置く。それから畑作地域においては、その営農の効率的な展開のための畑地かんがい事業その他をやったり農道の整備もやる。それぞれの中で緊急な基盤整備事業を行うような事業を引き抜いて加速度的に重点的にやる、そういうことです。

○石破委員 大蔵大臣、新しい事業の定義は何だと思われませんか。大臣が査定をされる際に、とにかく六兆百億、三兆五千五百億というふうになっているわけですから、それは査定するときになつてみなければわからぬ、これから考えてみるというふうなことなのかもしれないけれども、しかし、査定するときには、もうこの国会は終わっているわけですね。よほど延長すれば話は別ですが、そのときに査定をする、何が新しいかはそのときに考えてみる、新しいことの何が新しいかは、そのゆえんはよくわからぬ。

今大河原大臣のお答えになったことは私よくわかるのです。ただ、大区画圃場整備にしても、農道にしても、かんがい排水にしても、それは今

までいろいろなメニューの中に出ておることであって、それをいかに加速度的に集中的にやっていくかということ、それはある意味で言えば、量的という言葉はおかしいかもしれませんが、量的、量的差異、質的差異という言葉を言えば、とにかく早く効果が発現するようにしよう、大規模なのを早くできるようにしよう、それはよくわかるのです。ただ査定のときに、私どもがこれは新しい事業なんだからぜひお願いしますよというときに、大臣は何を物差しとして新しいというふう

に思われるのですか。
○武村国務大臣 今大河原農水大臣が答弁されたとおりであります。しかし、石破委員がおっしゃるように、何が新しいのかわからぬとか、そのときの話だ、そういういいかげんな考え方で対応してはならないと思っております。何よりも、政府・与党で発表いたしました大綱がござい

ます。これは考え方、文書を基本にしたものでございまして、これがまずベースにならなければいけないというふうに思います。
そしてこの六兆百億円の事業につきましても、先ほど土地改良事業の内訳について少し説明がございましたが、基本的には、ガット・ウルグアイ・ラウンドという、いわば農政の国難に対応して、それを乗り越えて新しい農政の展望を開いていこうというのが新しい事業だと私は認識をいたしております。先ほど、例えば土地改良を例にとれば、たとえ土地改良十年計画に入っている事業であっても、もちろんあそこには大規模圃場整備も入っているわけですから、やはり集中的に投資効果が出るように推進するという姿勢も大事であります。圃場整備を例にとれば、それと密接な関係のあるかんがい排水事業も圃場整備を加速すれば並行して、一体であるかんがい排水事業も予算もふやして並行して推進していくということではないかと思っております。

さらに少し申し上げますと、負担対策というのがございまして、これも、土地改良の負担軽減措置は、今までも石破議員なんかも御苦労いただい

て第一歩を踏み出してありますが、これを今回の対策の中でさらに進めようとしたしております。米、麦等、新たな自由化関連作物を追加していきたい。

さらにもう一つは、担い手への農地利用集積に積極的に取り組んでいく地区に対し、新たな負担軽減、助成を進めていきたい、これなんかは一つの例でございまして、一般的な負債対策につきましても、新規投資、過去の負債を背負っているが、なお意欲を持って新しい農業投資を進めていくという方々に対し、既往の負担の軽減を図るためにこの支援措置を講じていくという考え方であります。

自作農維持資金につきましても、新たな利子助成等の措置をとって特別融資を行うのもその考え方でありまして、いずれにしましても、負債対策といつても、さらに前向きに頑張っていくという方々を激励していきたいし、圃場整備の負担軽減につきましても、先ほど申し上げたような姿勢で全体を整理して、全体としては六兆百億円、文字どおりそういう考え方に立つて、新しい事業に意欲的に取り組む助成であるという姿勢を貫いていきたいというふうに思っております。

○石破委員 活力ある明るい展望が開ける力強い農業の実現のためにというのが新しい事業の尺度であるというふうなことはよくあるまいと思

うのです。それはもう今までもみんな歴代の農林水産大臣が言ってきたことであり、それは当然私も追いついていかねばならないものであるというふうに考えております。
私は、確かに非公共の部分では、今大蔵大臣がお答えになったような、確かに目に見えてこれは新しい事業だなどというのはいかぬのです。負債対策にしても何にしても、新規就農対策にしても、確かに今までのメニューにない、もしくは今までのメニューを抜本的に改廃した新しいものだということとはわかるのです。
問題は、公共事業の部分はどうなんだろうかと

い事業というメルクマールが。例えば、集落排水というものについてはどうなんだろう、それとか大規模圃場の整備についてはどうなんだろう、農地整備についてはどうなんだろう、それぞれの項目についてあるわけですね。

第四次土地改良長期計画においては、例えば標準区画三十アール程度、現況は五〇〇のもの、五五〇にする。大区画圃場というのは現況三〇〇を五五〇に上げる。畑地におきましては、農道整備を五六〇を七五〇に上げる。畑地かんがい施設整備については一五を三〇に上げる。集排については約三万集落、これを第四次土地改良長期計画においては実現するのだということを閣議決定をしておる。今農水大臣のお答えでは、これを前倒しでやるぞという、こういうお話であったかと思えます。

しからば、この六年間の間に、これは大体目標としてこれぐらいでいくというようなことがまずあって、それに対してどういうような予算を組むか、そういう手法でなければおかしいですね、目標を提示しなければ。どういふふうな農業は変わっていくんだというものがビジュアルに示されていなくて、それはいかぬと思つてゐるので

私は大蔵大臣といふいろいろな政治改革について議論をしながら、要するに政治改革というのは、いろいろな目標は示せる、政策は示せる。しかし、それに伴う予算は何であり、それを實現するための財源は何であり、政策と予算と財源と、三点セットにして国民の前に提示をするのだということ、私は政治改革の一つの大きな目標だといふふうに思つてやってきました。言うだけじゃなく、それを實現させるための予算は何なのか、そのための財源は何なのか、それが政治の責任を果たすことである、そういうような気持ちでやってきました。もう一回話を戻しますが、第四次土地改良長期計画の中に示されたようないろいろな目標がありますよ、日本の農業を大規模化してい

くというふうな、そしてまた中山間地に本当に明るく快適な生活環境を与えるというふうな。そうすると、それに対してどういふような目標を設定され、それを實現させるためにそれが新しい予算であるというならば、それはそれで納得がいかないこともない。それは質的な差異ではなくて時間的な差異だと思ひますがね。

とにかく、これを實現させるんだというものはやはり国民の前に提示すべきではありませんか。

○大河原国務大臣 具体的な目標その他、これは抽象的な話で必ずしも十分ではございませんので、構造改善局長に説明させます。

○入澤政府委員 第四次土地改良長期計画は、平成十四年までに、現在の大区画圃場整備であれば、現状三〇〇程度より進んでいないのですが、これを三〇〇に進めていく。これを今度のウルグアイ・ラウンド対策で特別なお金をいただきまして、可能な限り三〇〇近い水準まで近づけていく。それから、一般の圃場整備であれば五〇〇まで進んでいるのですけれども、これを七五〇ぐらいまでは区画整備を進めたいといふふうなことを考へてゐるのですけれども、それを可能な限りその用途にしてやっていたいと思つております。

先ほどから議論を聞いていまして、ひとつ先生にぜひ御理解いただきたいのは、この六年間、その六年後の方がもっと大切なんです、この六年間の間に、我が国のこの自由化関連品目の主要な生産地域におきまして今いろいろな土地改良事業がなされてゐます。通常のペースであれば十二年を過ぎても完成しないかもしれない。しかし、主要なところでは可能な限り、将来の食糧供給基地として存続するようなところにつきましては、担い手が多数いるようなところにつきましては、十二年までの間に工事を完了させて、そして将来に備へたいといふふうな気持ちでゐるわけでありませう。

いのでありまして、いわゆるボトルネックになつてゐる、例えばこの橋がつくられれば左右がつながつて受益効果が発生する、あるいはこの農道がつくられれば受益効果が発生する、そういうようなところを持ちの地区の中から重点的に選んで、そして新しい事業とまとめて実施したいといふことなんでございます。

例えば、圃場整備事業とそれからかんがい排水事業、別々にやっておりますが、ここで従来のペースでいけば、今圃場整備事業は平均して五・七年ぐらゐ、それからかんがい排水事業だと国営だと十四年ぐらゐかかつてゐます。これをあわせてやつて六年、十二年までに可能な限り圃場整備事業とセットでかんがい排水事業もやれるように予算を組みたい。

そのために、要するに新しさというのは形式上求めなくては行けませんから、私どもはいわゆるかんがい対策の新しい事業の実施要綱というのをつくつて、そこで採択地を厳選してその事業を執行していきたい、こういうふうな新しさを考へてゐるわけでございます。

○石破委員 今の局長の御答弁のとおりなんだろうと思つてゐます。つまり、新しい事業といふのは、何か全然目新しい、これがラウンド対策だといふのが降つてくるわけではないのですよ、そんなものが。そうじゃなくて、従来やつてゐる土地改良計画にしても、概算要求に示されたものにして、とにかく重点的、加速度的にそれを早めていく、それによつて競争力の強い農業をつくつていく、そういうことなのでしよう。その効果の発現が確実に期待されるのは、そこに集約的、加速度的にやる。効果の発現の度合いが高いか否かといふことが新しいか否かの尺度である、乱暴に言つてしまえば、そういうようなイメージなのかといふふうに思ひますが、いかがですか。

○大河原国務大臣 石破委員が整理されたお考えのとおりだと私も思つております。

○石破委員 そうしますと、先般お尋ねしましたときに、大河原大臣から、それは加速度的にやる

よと、しかしながら、言つてしまえば、その選に漏れたところが、事業の発現といふか成就といふか、それによつておくれるようなことはしないよといふことだつたと思ひます。

ただ、私も重点的、加速度的という言葉を開くときに、ふつと思ひますのは、では、選に漏れたところはもうなつてしまふんだいといふことなんだと思ふのです。それは、物は全部一緒ではありせんから、発現効果が早急に期待できるところと、なかなかこはねといふようなところもあるでしょう。しかしながら、とにかく六年間の間に急いでやつてしまふなければいけないところもあるが、そうでないところだつて、決まつた工期の間にはちゃんとやりますよという約束を私はしていただかなければいかぬ。そうだとするならば、農林水産の公共事業のシェアなるものがいやくも落ちるというふうなことはないであらうといふふうな論理的帰結になるはずなんですね。

公共投資十カ年計画の中においても、AだとかBだとかCだとかいろいろ話がありました。それはおきまして、やはり私は、ばらまきだとかなんだとか心ないことを言う方もいらつしやいます、やはり効果の発現が高いところ、そこに重点的にやつていくべきだけれども、全体の枠といふのは変えちゃいけない、そういうふうな考え方は貫いていくべきじゃないのかといふふうな思つておりますが、確認の質問になつて恐縮ですが、間違ひございませんか。

○大河原国務大臣 土地改良長期計画の中で、今国内対策で緊急にやる三兆五千五百億、その内容については今いろいろなりとりの中で明らかになつておりますが、通常の基盤整備事業、これもやはり通常のスピードで、年次計画をもつて進めていくといふ考えは変わつておりません。

○石破委員 先ほど聞き漏らしたかもしれませう、もう一度構造改善局長にお尋ねをしたいんですが、集排の整備の目標についてはどのようにお考えですか。

○入澤政府委員 第四次土地改良長期計画では、十四万集落ある日本の全体集落の中で、特に都市近郊等で不自由しているところ、あるいは山村で速やかに都市とのギャップを埋めるために整備しなくてはならないところを対象にして、三万集落を整備することになっております。今回そのうち十二年までに、具体的に三万のうち何割と言うわけにいきませんけれども、相当数のところを前倒しでカバーできれば幸いだと思います。

○石破委員 さて、それじゃ大蔵大臣にお尋ねをいたしますが、そういうような内訳が出てまいりました。確かに査定をするのは大蔵大臣であります。しかしながら、三兆五千五百億というものはお約束をなさったことでありますし、六兆百億というのもお約束をなさったことでありますし、そして、その中身がこうやって出てきましたね。そうしますと、やはり最優先でとにかくこの枠だけは、三兆五千五百億だけは満たすということはお約束をいただけるかどうか。

それは査定のときになってみなければわからないということだと思ふのです。だけれども、我々がこのWTOを承認するか否か、そして新食糧法案を賛成するか否か、それはもう、この場を離れてしまつて、予算編成のときになるとわからないわけですね。ある程度ここで、そういうものに対して、総事業費三兆五千五百億なり六兆百億なり、これはきちんと実現をするよ、そういうようなお答えをいただけるかどうかということ。そしてまた、できれば、今お答えになったような新しい事業というところについての大臣の御見解も最後に承りたい。

○武村国務大臣 六年間の事業ではあります、全力を尽くして、この期待されている六兆百億円の事業については実現をすべく、財政当局としても努力をさせていただきます。まず、初年度がもう間もなく結果がわかるわけでございますから、今、歳入全体の展望のない中ではありまして、これだけは目をつぶつてもき

ちつと予算化をして、責任を全うしなければならぬという思いでいっぱいでありまして、新しい事業については繰り返してお答えをいたしました。また、先ほど来の御質問の中である程度私たちがそれなりの考え方を聞き取ったいたわけでありまして、加算的、重点的という言葉もございましたが、土地改良十カ年計画を基本にとらえればそういう表現も当たるかもしれません。いずれにしても、この新しい時代の農業を切り開いていくための新しい事業であるということを確認しながら、そこに一点集中しながら、この事業そのものを真剣に見詰めさせていただきます。

○石破委員 それでは、予算関連のことはまた明日、同僚議員からお尋ねをさせていただきます。さて、次に新食糧法案でございますが、長い間質疑をしております。目指さんとするとところはわからないではありません。問題は、政省令にゆだねられている部分というのが非常に多いというところでございます。そして、その政省令の方向性というものがどういふものかということがいま一つ理解ができない部分がある。その政省令の具体的な細かいところまで今できるはずもございませんが、こういうような方向で行くんだよ、例えば米価審議会の問題にしても、もうそのうものがもう少し明らかにしてもいいのかなという気が私はしています。

そのことはまた後ほどお尋ねをいたしますが、一つは、農水大臣にお教えをいただきたいのは、米価というか、米価に限りませんが、米の値段がどうなっていくんだらうかということ。それを前段にお尋ねをしたいと思ふのです。つまり、やはり我々が育てていくべき、今後期待すべきは、コストが半分になるような、そういう大規模稲作であろう、そのために新しい事業もやるのである、こういうことだろうと思ふます。しかしながら、米価算定のときにいろいろな

議論をしてまいりましたが、例えば地代であるとか労賃であるとか金利であるとか、そういうものとのらえ方が、主観的なとらえ方ですよ、とらえ方がいわずに二種兼業農家の皆さん方と専業農家というのは差異があるのじゃないだろうか。つまり、規模拡大が進むことのメリットというのはスケールメリットで、大きくやればコストが安くなるよということ。いろいろな実証例がございます。しかしながら、デメリットとしては、例えば地代、金利、そういうものを実際に払っている、労賃の評価も実際に労賃のような感覚で受け取っている、その分のどっちが大きいのかといううこと。

スケールメリットのデメリットが安くなつていくという方が大きくないかというふうに思っております。米の値段の誘導というのは、そこを見ながらやていかなきゃいけないというふうに考えている。だから、先般来、下支え機能はどうなるのしょうかと、米価は何をだれの再生産を確保すべくやるのしょうかというふうにお尋ねをしてきたのであります。

それは、そういう細々したことが知りたいということじゃなくて、どういふようなインセンティブを与えていくか、どうやって規模拡大を促進していくかということに関連するからお尋ねをしてきたわけでございますが、しかしながら、どのような規模の農家の再生産を確保するか、それは米価審議会のようなものをつくって、そこで議論にまつというふうなお話でございました。そういうようなことも含めまして、例えばこれは五十九条の三項ですか、米価審議会に相当するものを規定する、これは政令部分だろうと思つております。また、ほかに政令部分申し上げれば、計画出荷基準数量のうち政府買い入れ数量の配分手続を規定する、これも政令事項であります。また、センターと言われる今の価格形成機構でございますが、これらの業務規程に記載すべきもの、これも省令事項だと思ふます。じゃ、セ

ンターをどのように運営していくのか、何回開くのか、だれが参加するのか、幅はどれくらいに設けるのかということがある程度明らかになつてこない、国会審議の場でもなかなかこれから先の展望というものはつくりにくいんじゃないかという気がして私は仕方がないのであります。つまり、膨大な量に上ります政省令、そういうようなものを骨子とでもいうのでしうか、そういうものを明示をいただくといいことはお願いができませんのでしうか。

○大河原国務大臣 いろいろの御意見でございますが、まず前段の米価については、前回もお答え申し上げましたように、政府の生産調整実施者から買い入れる政府米の買い入れ価格につきましては、市場における自主流通米、需給事情あるいは市場評価によって決まる価格を基本として、コストその他の生産条件や物価その他の事情を考慮して再生産確保のために決める、そういうことが基本となつておるわけでございます。現行食糧法もそのとおりでございます。

したがって、具体的な算定方式につきましては、これはいろいろの考え方があると思ふます。というのは、生産調整実施者から買い入れるんだからそう大規模なものに絞つて実際の稲作経営を前提とした算定方式をとればいかどうかというふうないろいろな議論がありまして、それはこれからの議論だということに、最後は米価審議会その他のしかるべき審議会において意見を聞いて、算定方式を決めたいというわけでございます。

それから、政省令の問題でございますが、午前中も小委員からいろいろ御質問ございました。今も例としてお読みになったところでも、手続的なものが相当あるわけですね。それで、後については運用にわたる問題が多いわけでございますが、したがって、例えば自主流通米価格形成センターの上下の値幅をどうするかとか、あるいは、何と申しますか、上場回数などを

うするかとか、そういうことについては、これは運用の問題で、実施までに考えさせていたかなければならぬという問題でございまして、その点についての御理解は、肝心な、制度の根幹に及ぶような問題について、これは政省令で、まあ悪い言葉ですが、逃げておるといふようなことがあつては相ならぬということで、我々は政省令の委任事項を整理したつもりでございまして、

で、委員のお話は運用の具体的なものについてですが、正直に言つて、私もまだ運用の具体化についてはこれからだと思つてゐる点について、なかなかお答えにくいものがあるわけでございまして、考えが詰まつておつて、それをここで申し上げないといふような失礼なことはいわけてございまして、

○石破委員 まさしく問題はその運用の部分だと思ひます。

大臣の今の答えでは、とにかく法律だけ通してといふような考えではないと思ひます。いやしくも、そのような考え方を農林水産大臣がご持ちだとは思ひません。そのようなことは私も考へておりませんが、政省令の骨子、大体どういふような方向でいくのか。つまり、公聴会を開きましても、政省令がどうなるんだらうね、運用の部分が随分多いね、そういうようなお声が随分とあつたように仄聞をいたしておりました。

政省令の骨子といふようなものを委員会にお示しをいたしたということ、委員長、お願いすることは可能でしょうか。

○佐藤委員長 理事会で協議いたします。

○石破委員 では、早急に理事会を開きいただきまして、政省令の骨子といふものが明らかになるかどうか、お願いしたいと思ひます。

○佐藤委員長 どうぞ発言してください。

○石破委員 それは早急に理事会を開いていただきますように、ここでお願ひをいたしておきます。

さて、そういたしますと、あとは生産調整に参加するかしないか、いみじくも大臣のお話の中に

ございました。生産調整に参加するかしないかといふもの、まずそれは潜在生産量といふものをある程度予測をしなければいけませんね、これぐらゐとれるんだといふこと。それはどういふようにして算定をされますか。今大体、例えば来年やるとすればどれぐらゐになる。潜在生産力です。

○大河原国務大臣 御案内のとおり、生産調整は二十数年やつております。それで、毎年、それに付いては、潜在的生産力を前提として需給ギャップを出しまして、要調整面積といふことで、それを国全体での面積、全体需給からそれを決めまして、それを県に割る、あるいは市町村に割る、あるいは農家にそれを割る、そういうことでございまして、その点については、今度は特に自主流通を中心とする、いわば部分管理といふか間接統制になりますから、よほどの確な需給見通し、それに伴う生産調整面積の決定が大事だといふふうに思つてゐます。

○石破委員 ですから、今度間接統制に移るわけですが、いみじくも大臣がおっしゃいますようにね。そうしますと、潜在生産力がどれぐらゐあるかといふのは、かなり厳しく精査をしてやつていかなければいかぬだらうといふふうに思つております。

単収でございしますが、大体五百キロといふものをめどとして考へておられますか。

○大河原国務大臣 新しい食糧法案のもとにおいて、新たな生産調整につきましては、平成八年産米から適用するわけでございまして、したがって、従来の数字等にもまたこだわらず、今お話があつた潜在的生産力あるいは単収等についても精査いたしましての確な需給見通しをやりたい、さように考へております。

○石破委員 この単収でも、随分とこれは振れてくるんですね、どれぐらゐに設定をするかといふこと。そしてまた作況指数といふのは、まあこんなに振れるものはないわけでありまして、

そうしますと、手上げ方式といふふうに出ていますが、生産調整に参加するかしないかといふ

ことを個々の農家が決めるときに、事前にどういふような情報かどういふような手段で個々の農家に伝達をされるのかといふことの具体的な像といふのが、私、いま一つ見えないのですが、どういふような情報かどういふような手段で農民に提示されますか。

○大河原国務大臣 実は生産調整についても、従来の、末端の農家の意思、地域の意思を尊重してやる、それと全体需給の調整をどうするか、なかなかにもう言い得てやすく、行ふのは、その本当の目的を達成するのはなかなか難しいと思ひます。困難を伴うと思ひます。したがつて、その手続その他、石破委員の御指摘の末端への情報の伝達等を含めて、いかなる手続を要するか、手順でこれを進めるかといふ点についても、これから検討させていただきますところでございまして。

○石破委員 私は、そこについて、大体こういうものを考へておるんだといふようなことがわかるべきだと思つてゐるのです。それぞれの個々の農民にしてみますと、物すごく不安なわけですね。

つまり、百五十万トンしか買つてもらえないといふことははっきりしているわけですね。確かな生産調整の実施といふことと、片一方に自主的な判断をさせる、二律背反とはいひませんが、これをどうやって実効性あるものにするかといふのは、私、正直言つて神わざに近いことだと思つてゐます。どうやって実施をするのか。

調整保管は民間に任せる、備蓄の部分ですね、そういういふような形にもなつてゐるわけですが、問題は、そこをどういふふうにしてそれぞれの農家に情報伝達されるのだから。そしてまた生産量といふものをどういふふうにして算定をし、なおF A Oに定められてゐるような備蓄水準といふものを達成し、なおそれを各都道府県に振り分けていくといふこと、これは非常に難しいことだと思つてゐます。

私も、これに賛成するものではない、どういふような形でその情報が伝わるのか、それについて

てはある程度の御提示といふものをいたしたいといふふうにお願ひをいたします。

もう一つ申し上げておきますと、話が飛びますが、大規模稲作をつくるという場合に、それぞれの地代といふのが物すごく違ふはずですね。東北と西日本といふのは何倍も違ふのじゃないか。それだけの地域においてどういふように生産調整に参加し、どうやって中核農家に規模を集積するかのいふようなことも、ある程度手順といふものが示されていかなきゃいかぬことじゃないのかな。

日本全体で地代がこんなに違ふ中であつて、一つのをばんと出しても、やっぱり各地域での運動論、各地域での話し合い、それが一番基本だと思ふのです。生産調整にいたしまして、どういふような話し合いがなされ、どういふふうにより自主性が尊重され、どうやってこれを実効あらしむるかといふこと、それと規模拡大といふのは、私は一種セットだと思つてゐるのです。ですから、どういふような情報かどういふふうになるかといふことについてよくお尋ねをしておるのであります。

○大河原国務大臣 直接のお答えではございませんけれども、生産調整は既に二十数年やつております。それがやっぱり一つの実績としてのあれがであります。

ただし、それが画一的、強制的で、生産者の意欲、自主的な創意工夫、そういうものを阻害しておるといふこともございまして、それで、できるだけ自主性を尊重した方式をとるといふこと、ございまして、経験としては一つのルートがといひますか、あれがあるわけですから、それをさらに、今申し上げましたような新しい視点から見直していくといふことではあるまいかといふふうにお願ひをいたします。

それから、石破委員の御指摘の地代論云々でございませぬけれども、それは、生産調整実施案については、備蓄のための政府の買入れと、それから助成金をやることになつてゐますが、そ

の買入れ価格の算定等については、そういう要素がどの程度入り得るかという問題かと思えます。まさに算定方式の問題だと思えます。

〔委員長退席、田中(直)委員長代理着席〕

○石破委員 時間が来ましたので質問を終わりますが、これを成功させるもさせないも、要は、それぞれの集落、地域においてどのような話し合いがなされるか。みんなが同じような経営をやっているはだめなで、やはりだれかに集積をしていかなきゃいけないという運動をどうやって起こしていくのかということだと思ふのです。

ですから、生産調整をどのようにやるか、米の値段がどのようになっているか、正直者がばかを見ないか、それをまだ末端の人は知りません。この新食糧法案がどうなっていくのかということも、自分たちがどうなるかということも知りません。その辺を明らかにするしかないが、今後六年のかぎであり、七年目以降にどう対応するかということであろうと思ふます。

以上をもちまして、終わります。

○田中(直)委員長代理 次に、古賀正浩君。

○古賀(正)委員 出席閣僚の皆様、長時間御苦労さまでございます。日本の農業、食糧問題、大変な岐路にあるわけであり。いましばらくお時間をおかしたきたいと思つておるところでございます。

さて、七年間にわたるガット・ウルグアイ・ラウンドが昨年の暮れに一応終結をいたしました。長時間かつたのは、交渉分野が大変広範であったということもございしますが、特に農業という難しい分野を持つておつたということにあつたと思ひます。いろいろと我が国もございましたけれども、最終的にそれを受け入れるということにいたしました。心から御慰労をまず申し上げる次第でございますが、まずは、このウルグアイ・ラウンド合意の評価を一体どう考えておられるのかということ、出席閣僚の皆様方にお伺いしたいと思ひます。

それも、日本も貿易立国でありますから、そういった意味では貿易自由化というのは結構な方向だという抽象的な方向はあるにいたしまして、やはり事国内初めいゝところにある問題があるわけでございます。いろいろな政治課題との関係もあります。そういったものとのつなぎ合わせの中で、いろいろな条件や留意すべき点もあつて、その中の評価をすべきだと思ふ次第でございます。そういったことを、時間の関係もございしますから、端的に一言ずつお願いをいたします。

まずは外務大臣、お願い申し上げます。

○河野国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、東西の対立という国際的な枠組みが終わりまして、新しい大きな国際社会が秩序を求めるといふ、政治的にも経済的にも新しい秩序が求められている状況の中で、WTOという、物ばかりではなくサービス分野にまで新しいルールをつくるというこのガット・ウルグアイ・ラウンドの合意は、まさに新しい世界をつくり出すという役割を果たすであろうと思ひます。

もちろん我が国にとつて、農業分野を初めとして大変厳しい状況にさらされる部分もございしますが、けれども、トータルに考え、我が国の将来を見た場合に、この合意は我が国にとつても好ましいものであると総体的に考えている次第でございます。

○古賀(正)委員 農林大臣、お願いします。

○大河原国務大臣 WTO協定は、農業にとつては厳しいものである、我が国農業にとつては厳しいものがあつた。ただし、とにかく関税化品目について非常に高い関税相当量を確保できた、あるいは物によりましては国家貿易、乳製品とか生糸とかあるいは麦とか、こういうものについて国家貿易による一つの役割を確保できたという点で、当面の厳しい影響はある程度回避できましたが、中長期にわたると大変厳しいものであると受けとめて、そのために国内対策を徹底して行

というところであります。

○古賀(正)委員 大蔵大臣、それから、農林物資の所管は別かもしれませんが、通産大臣もお願いいたします。

○武村国務大臣 今回の合意は、もう御承知のように、工業生産品だけでなく、農産物、サービス、知的所有権、さらには貿易のルールに至るまで、広範にわたる物やサービスの国境を越えた移動に對して大変明るい方向を世界百二十五カ国で合意をすることができたというふうに思つております。世界貿易の拡大、なんぞ日本は貿易立国として生きてまいりましただけに、このことによる受ける利益も大変大きいというふうにも認識をいたしますだけに、戦後の世界経済の歴史の中で画期的な出来事であるというふうに評価をいたします。

○橋本国務大臣 全体としてこれが非常に望ましいものであることは、繰り返す必要もないと思ひます。ただ、WTO協定を受け入れることによりまして、国際競争力の弱い産業への影響というものは当然ながら考えられるわけであり。こうした分野につきましては、協定上も、輸入急増に對する数量制限などの緊急輸入制限措置などが認められておりますし、通常五年の関税引き下げ期間を、例えば繊維、衣服の分野では十年のようにより長期化する、あるいは関税引き下げ幅を小幅にとどめるなどの対応も行つておるわけでありまして、こうした措置によりまして、我が国産業に對する急激な影響は最小限度に食い止めることができると思ひます。

○古賀(正)委員 本日は総理大臣、御出席いただきませんが、官房長官、おいでをいただいておりますので、ひとつ内閣を代表して申し上げますが、そういう立場からひとつ御見解をお願い申し上げます。

○五十嵐国務大臣 ガット・ウルグアイ・ラウンド合意の評価につきましては、貿易立国である我が国といたしましては、世界の自由貿易拡大に向

けての新しい秩序が形成されたものであり、大変評価すべきものであるというふうに思ひます。

今もお話がございましたが、しかし、この面で厳しい状況に立つ産業もございしますので、それらにつきましては最大限の国内的配慮が行われるべきものである、このように思ふ次第であります。

○古賀(正)委員 御案内のとおり、この長年にわたるガットのウルグアイ・ラウンド交渉に当たりまして、農業団体などは大変ナイーブになつておる。それを受けて自民党自体も、あるいは以前からの野党も、大変これについては、まあ自由化受け入れについて消極的な感じがございました。三度にわたる国会決議ということもやつたわけでございます。残念ながら、最終的にはその国会決議にいわば反するような形でドゥー二調整案を受け入れるということになつたわけであり。私も、地元の選挙の際には、しっかりと公約で米の市場開放はしないと申してまいりました。また、いろいろなことを農林団体や農業者等とも約束をしてまいつたわけであり。残念ながら諸般の状況を考えますと、ウルグアイ・ラウンド交渉の成功、あるいは幅広い国民的利益という観点からはざりざりの決断を下さざるを得なかつたという当時の細川総理の談話を皆さん方に伝えざるを得なかつたわけであり。まさに声涙するやうな、古賀正浩の政治的な見識を誹謗するやうな、そういう態度でございました。

しかし、それだけに、先ほど来各閣僚からお話がございましたように、日本の方向として、貿易立国の我が国としては、いろいろな条件を整えて、農家の不安や動揺を来さないために万全の国内対策を講じてまいらなければならないわけでございます。後にはそういうことに一生懸命力を尽くしてやろうということで、以降それに向けて一生懸命努力をしておるという状況でございます。

そういう中で、きょう午前中から河野外務大臣の自民党総裁当時から御発言もございました。ドゥー二調整案受け入れを是認することはできないということをおっしゃってくださったわけでございます。これは、もう率直に言いますと、我々は物すごいパンチを食らったような思いです。何で自民党ができないで済むのにお前たちがやらなければいかぬのか、こういう話でございまして、もう本当に三つあつた話でありまして、もう言うのはやめましょう。

後は力を合わせて、我々も政府の、きょうも朝から再三決意を述べられ、いろいろな施策について言及されたことを我々もできるだけ応援するというところでやっております。要は、こういう自由化が行われても日本の農業は大丈夫だ、やはり後継者、将来の日本に安心して営農にいそしめることができるようにする、そのような農政を実現するというに我々も力を尽くしたい、一緒に協力をしたいと考えておることを申し添えさせていただきます。

そういう中で、きのう中央公聴会、地方公聴会がございました。私も中央公聴会に出席をさせていただきました。私ども、三人の公述人から出た御意見の中に異口同音にありましたのが、将来の地球の人類の食糧事情についてどうも不確実なものがあるということが異口同音に出たわけでございます。私はそういうものに、今からやるいろいろな農政関係の手だてにもちろん信頼も置き、いろいろなものが実現するようにやっております。いろいろなものがあると思いますが、それでおかつかないかな。先ほど来いろいろ、各閣僚のそれぞれの答えがございましたけれども、そのあたりについては、日本の将来のため、民族の将来のために、いま一度決意も持ち持ち持っておかなければいかぬのじゃないかという気がするわけであります。このウルグアイ・ラウンドの受け入れに関しま

して、アメリカとかECとかは大丈夫が、日本だけ損することはないのかとか、いろいろな御議論もありまして、私はそんな議論より、本当にこれで市場開放をして地球の食糧が大丈夫が、日本が一たん緩急あるときに、日本の政府は国民を飢えさせないできちつとしたいということができるのか、そのための決意を聞くということが非常に大事じゃないかという気がするわけであります。

話がちょっとずれますが、私は筑後川の中流域でございまして、筑後川の中流域というのは今でこそ大変な美田がそろつたところでございますが、江戸時代は、せつかくの筑後川の豊かな流れがあるにもかかわらずその水をかんがいに使することができないという時代がございました。

そこで当時、その村の庄屋が五人、これは五庄屋といいますが、五庄屋が集まりましていろいろ相談をして、計画を立てて、その川に大堰をつくらせて水を引く、そして開田をする、そして豊かな水田地帯をつくりたい、こういうことで地域の経済力を発展させよう、こういう計画を立てたわけでございます。そして、これを有馬藩に、恐れながらお願いしたわけです。

ところが、有馬藩も、なかなかいい計画に見えなくても、当時の技術水準あるいはいろいろな水準からしまして、うまくいかどうかかわからない。そこで、うまくいかなかったらどうするか、責任とるかと、とりまして五庄屋は約束をいたした。そこで、五庄屋の責任のもとにその筑後大堰事業が承認になったわけでございまして、そして、世紀の大事業を五村挙げてみんなで取り組んでやつたわけでございまして。

そのときに有馬藩はどうしたかといいますが、本当にうまくいかぬかと思ったらこれは五庄屋に責任をとつてもらおうということで、はりつけ台を五本、これを工事現場に持ち込みました。工事現場に五本のはりつけ台を持ち込んで、もしみんながうまくいかぬかと思ったらこれで庄屋を全部殺すぞということをして、村人もそれでしつかりハッスルをして、結局、結果的にはうまく成功したわけ

あります。これは本当に今地元で尊敬されている五庄屋の話であります。

つまり、今のガットのウルグアイ・ラウンドも、今これを受け入れるというときは、今は飽食の時代でありまして、世界の状況からしますとまだいいような気もいたしますけれども、これが時間たつて、本当に今回の選択が、あるいは今回選択した後にやる政策がうまくいかなかったかというところから、地球の食糧事情がどうなるかということによって、地球自体がもう大変なことになるかもしれない。日本の民族の食糧事情が大変なことになると、何か間違えました、ごめんなさいと言つても、もうそれは間に合わないわけですね。

私たちは、ちょうど五庄屋のときそうであったように、五本のはりつけ台を持って、そういう責任のもとに命をかけて今回のWTOに政治家としての結論を出すんだ、そういう努力をしなきゃならぬと思つておるわけでございまして。そういう意味で、この数日、いろいろな対応農政についてのお話を伺つてまいりました。その中でよく出てまいりましたのが例の六兆百億円の話でございまして。大蔵大臣も耳にたこができたぐらいのお話じゃなかったかと思ひます。農林大臣もそうであったかと思ひます。

それは、どう言つても今からこれ以上言いようがないという話かもしれませんけれども、しかし、これはやはり我々も完全に腑に落ちても、これは農民に対する信頼もありますけれども、それで本当に日本の農業が市場を開放してもうまくいくんだな、こう言うための一つの大きな手だてとして持つておかなきゃいかぬということになるわけでございます。

そういう意味で、この六兆円の予算措置は本当に当てにしているのか、もう何回も、口が酸っぱくなる話だと思ひますが、もう一回大蔵大臣、お答えいただきたいと思ひます。そして、かつもう一つ一緒に伺ひたいのは、これが既存の農林予算に練り込むというのは困るということがあるわけですね。それについては、いや農政に支障のない限りはちゃんと従来の予算もやりましようという御答弁をいただいております。農政に支障がない限りというのはだれの判断なのか、まずそのことも大蔵大臣、一緒にお答えをいただきたいと思ひます。

○武村国務大臣 従来の農林水産予算に支障のないよう配慮させていただくというのが私たちの答弁でございますが、たびたび答えてまいりましたように、予算全体の中で統一した方針のもとに各省庁の予算、精査をさせていただきます。そういう大きな制約の中に既存の農林予算も立つことは、これは避けられません。

しかし、今回合意しました六兆百億円の対策費は、まさにガット・ウルグアイ・ラウンドというこういう厳しい状況を超えて、日本農政の新しい時代を開いていく、力強い農業構造をつくり出していく、その目的のもとに各種事業を集約をさせていただいたものでございまして、これは、まず初年度の予算編成におきますから、しっかり責任を持って取り組まさせていただきます。そのことはお約束を申し上げた次第です。

○古賀(正)委員 ありがとうございます。もうしつかり当てにしながら、信頼をしながら、私たちが努力をしてまいりたいと思つております。

そういう際に、実は昨年の、私どもが与党であつた際の話でありますからちよつと言ひにくいところもあるのですが、昨年、財政審議会の答申というものがございまして、例の公共事業についてその小委員会の報告がございました。従来の公共事業をA、B、C、三ランクに分けて、その中で、生活優先などはいいのですけれども、産業優先みたいなものはCランクにして、それを抑制的に扱うみたいな話になりました、これがまた、暮れのガットのウルグアイ・ラウンドと予算編成がちょうど重なるころの話になったもので、それから、我々も大変心配をし、場合によっては塩を塗

られるような思いでやったわけでございます。

あのときの財政審の答申というのは、どうなんでしょうか、あれは農政の判断ではなくて財政の判断だということでありましょか。

○武村国務大臣 財政審議会の報告という形で提起をされたものでございます。したがって、農政だけというよりは、日本の財政全体に対して、特に公共投資に対して一つの考え方を提起いただいた。生活関連をA、国土保全をB、産業基盤をCということになっておりまして、このA、B、Cが非常に何か鮮明に予算のウェイトといいますが、表明したような感じを皆さんに与えておりますが、大きな考え方としては、これは政府の方針というよりも政府の審議会の報告でありますけれども、私も参考させていただいてきたということでございます。昨年の細川政権もそうでございます。基本的には今もそういう考え方でございます。

しかし、よくよく読んでいただきますと、このA、B、Cという表現がよくないのであります。が、「重点的かつ抑制気味」という表現がなされておりますし、その文章の中では「我が国経済の成長のために必要な分野には適切な配慮をしながら」という文言もございまして、まさに今回のこのガット・ウルグアイ・ラウンドの対策費というのはこれに該当するのかなと私は解釈をいたしております。何もかも、産業基盤整備は全部予算をとめるとか削減するとか、そういうことを言っているわけではないということでございます。そういう意味に御理解をいただきたいというふうに思っております。

(田中(直)委員長代理退席、委員長着席)
○古賀(正)委員 ありがとうございます。

そうしますと、最後に一つ、農政上に支障がないかどうかという判断と、財政上に支障がないかどうかという判断と、両方が相矛盾するときはどんなやり方になるのでしょうか。

○武村国務大臣 大きな意味では、たまたま農政とおっしゃいましたが、財政全体の環境という

か、そのときの条件にはすべての予算項目は制約されざるを得ないというふうに思っております。

○古賀(正)委員 ちょっとこれは通告した質問ではございませんので、場合によっては事務局当局からの答えで結構であります。今度の協定でマークアップという予算がございまして、例えば六兆百億とかそういうたいぐいみたいなもの、ウルグアイ・ラウンド関連の予算みたいなものは、そういうマークアップを財源とする予算みたいなものがあるのでしょうか。

○高橋(政)政府委員 食糧でマークアップということで、差益といいますが、それを徴収することにしてありますが、食糧の経費については今回の六兆百億の中には含まれておりません。

○古賀(正)委員 話が少し変わりますが、御案内のとおり昨年、三度にわたる国会決議がございまして、いよいよかなりこれはガットの受け入れに当たって米の市場開放をやらねばならぬじゃないかという、そういう見通しが非常に深まりました。その際に、四度目の国会決議をやら、こういう農業団体等からの強い要請がございました。あるいは、当時野党だった有力党からもいろいろあったのは御案内のとおりであります。それをどうするか。そのときに、私は新生党でございまして、新生党の中でいろいろ対策チームで検討しながら考えましたことに次のようなことがござい

ます。四度目の国会決議をやるというのは非常に困難でございますが、しかし、日本が市場開放をして自給率をどんどん下げていくことが国際経済上は非常にいい、国際経済に非常に活気を与えたいということになるかもしれないけれども、食糧というのじゃないか。そういうことからいいますと、日本も、なかなか難しい農業でありますから、開発途上国等にかなうようなものではない、あるいはアメリカとかオーストラリアとか、そういう大

規模な開拓国にかなうものではない。しかし、そういうことばかりを当てにしておいていいんだろうか。

ということとは、例えば昭和四十七年に、ソ連が御案内のとおり大不況等がございまして、世界市場に買い付けに入りました。したがって、当時シカゴ相場はブッシュェル・一ドル八十セントぐらいだったのが一挙に倍増ぐらいたったということがございまして。その影響は世界じゅうに及んだわけでございます。また、昨年は我が国の大不作ということがございまして、やはり日本も三百万トン近くの国際市場からの買い入れをしなくちゃいかぬということになった。その情報で、例えばバンコクの相場ではたしか倍近くの米の値上がりがあったというふうなことでござい

ます。結局それは、それが上がるだけではなくて、関係にいろいろ影響がある、あるいは一般的な庶民とか開発途上国の人々を非常に苦しめるということもあるわけでございまして、そういうことも、なれば札束はたいて買えばいいじゃないかみたいなことが本当にいいのかという考え方があ

るわけでござい

ます。やはり日本のかかりかなり大きな有効需要も持つておる、金もある、そういうところはやはり世界と協力して、いわば食糧安保のようなものに力を合わせて、いろいろな不作であるとか米の凶作とか食糧の不作とかあれば、それに余り大きな影響を与えないようなことを考えるべきではないか、こういう考え方もあるわけでござい

ます。別

の言葉で言いますと、そういう一定の国は食糧自給力を余り下げないで、ある程度食糧を維持して農業を保護してやる、そういう国際的な責任があるんだみたいなことを国際的なルールに持つていく方法はないだろうか。

これは、すぐそんなことができるはずはありません。しかし、今のガットというのは、何でも自由化というのは、これは輸出国の論理でありますから、開発途上国とかなかというのはいわゆるD A Oとかなかの方が中心でありましょ。そう

いった意味では、国際的機関も必ずしもみんな整合した、きちっとした形になっていないということがあるわけでございまして、少し時間をかけて、その間しっかり調整をして、そして、そういう食糧自給力を向上させるということも、ある程度は向上させるということもこれは国際的な責務だということをひとつ日本が言い出したかどうか、そのことを国会でも決議をしたらどうか、ちよっと話がぐどくなりましてけれども、そのような議論をいたしまして、結局それは途中で不発に終わったわけでござい

ます。

これはこのまま議事録に収録をしていただけないそうなので、委員長、済みませんが、早口で読ませていただきたいと思います。

食糧の自給義務に関する国際条約を提案することを政府に要求する決議(案)

一部先進農業国においては穀物など食糧の生産過剰があり、世界の食糧供給は現在時点では一見したところ十分な状態に見える。しかし、世界食糧機構などの予測によれば、発展途上国の生活水準の向上などにより中期的には不足の状態が生じ得るとされる。そればかりでなく、世界的な気象異常などによって世界的な食糧不足が生ずるおそれも見えてくる。ある程度の大きな人口規模の国が余りにも輸入依存度が高い状態にあることは、このような世界的な食糧不足が生じたとき、その輸入国において深刻な問題を起すのはもとより、国際的な食糧貿易市場においても、当該輸入依存度の高い国の行動が国際的に大きな問題を引き起こす恐れがある。

そもそも、食糧は石油などと異なつて備蓄が困難であり、しかも自ら不足に直面しながら輸出をすることが考えられない特別な商品であることを考えると、各国がある程度の自給を図ることを国際的に義務付けることが適当かつ不可欠であると考え

る。もとより、この条約は自由貿易の拡大による世界経済の一層の発展を阻害することのないよ

うに細心の注意を払いつつ締結されなければならぬことは当然である。

条約には、この条約に参加することを勧奨されるべき国の人口規模(おおむね五千万人)、目標とされるべき食糧自給率(おおむね五十%)または穀物自給率(例えば三十パーセント)、緊急時における食糧の相互融通に関する手続き、自給率維持のために認められる生産刺激措置および国境措置の概要が含まれるべきである。また、食糧輸出国は人口規模に係わらず加盟を勧奨されるべきである。また、このような義務を履行させることを確保するための情報の交換、非常事態における相互融通の事務を処理するため世界食糧機構の中に特別の事務機構が設けられるべきである。

政府は、わが国の食糧自給率が異常に低い現状にかんがみ、早急に右の内容の国際条約案を起草し、適宜な形で国際会議を召集し、交渉を開始するべきである。

このような決議をやつてはどうかということを真剣に議論した思い出がございます。

時間の関係もございしますが、外務大臣及び農林大臣、これについての考え方があれば、ひとつ御所見をいただきたいと思ひます。

○河野国務大臣 将来の問題として、人口と食糧の問題は極めて重要であると考えます。これらは、OBサミットでございすとか、その他、私どもが承知する限り、幾つかの先輩によつて議論をされ、また、我々も大いにこの点については議論をしてまいりました。私自身、先般カイロで行われました世界人口会議におきましても、こうした観点が必要であるということを述べたわけでございます。

今、議員お読み上げになりましたこの決議、一体どこにこの決議を提案することが適当であるかということもございす。先ほどFAOというお話もございましたが、一体これをどこでどうするかということを含めて、さらに検討をしていただく必要があるのではないかと思います。

○古賀(正)委員 農林大臣にお願いします。

○大河原国務大臣 確かに、我が国のような大輸入国、人口が一億二千万、この国における食糧の安全保障、大変重要でございまして、そういう意味では、今後の人口の増、世界的な人口の増、食糧の供給力の、これは後追ひあるいは不足というような事態をおもんばかりまして、あらゆる場所においてその食糧安全保障としての自給力の強化問題を訴えることは必要だと思ひます。FAOなりOECDその他それぞれの機関等において、ポスト・ウルグアイ・ラウンドの問題として努力すべきだというふうに思ふわけでございす。

ただ、私は、条約として合意を得るのには率直に言ひましてなかなか難しい面もあるのではあるまいか。輸出国は貿易拡大、農産物の貿易拡大ということ、やはりその貿易によつて食糧輸入国、不足国はそれを充足すればいいとか、それから、一部の開発途上国におきましても、その国の特有の農産物の輸出によつて外貨を獲得して食糧の確保なり経済発展をいたしたいというような立場の開発途上国もあるということ、さまざまございまして、条約としてこれを義務づけるということについては一段、二段の検討が必要ではあるまいかというふうに思ひます。

○古賀(正)委員 ありがとうございます。

特に、農林大臣最後におつしやいました、要するに、これを要にやり過ぎると国際的な誤解を招く、これもそうだと思います。自然保護問題が一種の貿易制限、偽装的貿易制限になるみたいなこともあるようでありますから、そのあたりは十分注意してやらなければならぬけれども、しかし、長期的な日本のやはり食糧安保と申しますか、世界の国際協力、食糧政策のためにはぜひひとつこういうことも前広に努力をしていただきたい、こういう思ひでございす。

それから、全然話が変わりますが、通産大臣にお伺ひさせていただきます。

先ほどガットのウルグアイ・ラウンド合意についての評価をいただきまして、ありがとうございます。

ました。これは今回のウルグアイ・ラウンド評価とは別でありますけれども、私の地元の繊維産業、これは繊維製品であります、いわゆるちゃんちゃんこみたいな、「ヌッカ」とかいうものなものをつくつたりしている産業がございす。しかし、いわば大変幼稚産業的なものでございまして、農村の中で家内工業的にやっているのが多いわけでありまして、最近中国の攻勢などで大変苦しんでおります。もういつ消えるかというようなことにもなつておるわけでありす。

そこで、地元の業界からはMFAの発動という、これは国際的に合法的にやれる手だてがあるわけでございますが、そういったものは貿易自由化の潮流には反するけれども、国がなお努力を尽くし得る合法的な手だてでもあるわけです。いろいろ、いや、そういう国際的な潮流の中でそんなことを国がやるのは問題だみたいなお説教とかなんかするより、やはり国も最大限努力している、それでなおかつできぬのだから、これはやはりしようがないね、それで、その後撤退なりそのほかの方策などを考えるというみたいなことであれば、まだ地元の繊維業界も納得をしてくれるのじゃあるまいか、こんな気がいたします。これに關する大臣の御所見を賜りたいと思ひます。

○橋本国務大臣 今お地元の状況から話を切り出されましたけれども、日本の繊維産業界が消費の低迷と輸入の増大、非常に厳しい環境変化に直面しておる状況は十分承知をいたしております。

そうした中で、昨年の十二月、繊維工業審議会及び産業構造審議会が新繊維ビジョンを取りまとめて答申をしていただきました。この中を長々と申し上げるつもりはありませんが、通商問題として、輸入増加に伴う国内の悪影響の軽減は、構造改善などを円滑に行うための支援策を基本として、繊維のセーフガード措置は、種々の支援策の実効性が期待できない場合の最後の手段として考へる、こういう御指摘をいただいております。

今日までこうした状況の中で我々は一生懸命努力をしてまいりましたが、繊維のセーフガード措

置につきましては、もともと国際取り決めでこれは認められた措置であります。しかし、その国内での取り扱ひが必ずしも明確でなかったところでありまして、そのため、今般手続などを整備いたしました。今後、具体的な案件についての発動の可否につきましては、関係業界からの要請がなされた場合、この手続などに従つて検討されることになるわけでありす。

なお、先般、ジャカルタにおけるAPEC大臣会合の際、中国側とのバイ会談の席上、中国からの繊維の輸出についての自衛方の要請を私からいたしておりますことも申し添えます。

○古賀(正)委員 地元のそういう繊維業界とか幼稚産業なんかはやはり貿易自由化等に苦しんでいて、それをやってくれるのはやはり政府だ、お役所だという気持ちがございます。ぜひよろしく御配慮をいただきたいと思ひます。

話がまた変わりますが、御案内のとおり、米の市場開放あるいは農産物の市場開放ということになりますと、やはり一番大きな課題は国際競争力を持つということ、そのためには構造改善をなすということ、これが非常に大事なことであります。

ところが、現在、その中核である農地の流動化というの、農業基本法以来三十年たった今日、全体では農地が五百万ヘクタールありながら、現在、相続とか売買とか脱農とかいろいろな何かで移つたのは七十万ヘクタールぐらいいしかなないそうです。これで構造改善事業というのなかなかうまく進むものではないんじゃないか、こういう気がするわけでありす。もつと強力に加速的にやる方法が考えられないのかと、こういう思ひがいたします。

もちろんそのためには――その前に一つ私の例を挙げますと、私の地元も十ヘクタールという稲作農家なんかあるんですよ。うわあ、これよくやっていると云つてよく話を聞いてみますと、十ヘクタールやっていると云つても、それは四町村にまたがってやっていると云つて、そして一つは

隣の県まで行ってやっておるといふ話。もう一人、十五ヘクタールぐらいいやっている農家がありますが、その人は何と圃場が六十枚です。これじゃ十ヘクタールとかやっていると云つても、そんなに能率的な経営あるいは国際的に入ってくる米に対抗するような経営というのはなかなかできないと思うんです。

もちろん農林省でも今、農地保有合理化事業とか、例えば圃場の連担化事業とか、いろいろ事業も努力をいただいております。また、その前提としては農地基盤整備事業みたいなものが必要になりますが、それもいろいろやっていたらいいおわけでありますが、何とかもう今の段階で強力に加速的にこの農地の流動化をやるようなことを考えなくちゃいかぬのじゃないかと、こんな気がするわけであります。

その点をひとつ農林大臣、お答えいただきたいと思ひます。

○大河原国務大臣 ただいまの古賀委員の御質問の中で、基本法制定以来云々というお話も兼ねて三十年間で七十万ヘクタールというお話がございましたが、実はこの十年間の数字でございます。最近では、借地型と申しますか、賃借権の設定による農地の流動化は相当進んでまいりまして、年平均九万ヘクタールぐらいいいことになっておるわけでございます。

もちろんお話しのとおりでございますして、今度の国内対策でも農地の流動化については、担い手に対しては、従来の流動化のスピードを二倍、三倍に上げて農地を集積するというわけでございます。

そのためには、御案内の経営基盤強化法なんかによるその促進等々を行っておりますが、特に、農地保有合理化法人による今度は——いや、それからその前に、やはり高齢農家とかあるいは第二種兼業農家とか農地の出し手がふえております。したがって、これを流動化のことでございまして、進めなくちゃ相ならぬということでございます。農地保有合理化法人によつては、今までは買

い手がある場合に売り手から買うというようになとでございまして、中間保有を認めて農地の再配分をするというところとか、集落機能をj利用してやはり農用地の利用改善事業を進めるとか、その地域において先進的な地区における認定農家を中心とした農地利用に対して助成をするとか、それぞれこのたびの国内対策においても、基盤整備事業がいろいろ御議論になります。

事業費としてかさむものですから、本日もいろいろな御意見をちょうだいいたしました。それと並んで、その目指すべき経営に対する農用地利用の流動化は大事であるとして全力を挙げて進めたいと、さように考えております。

○古賀正委員 先ほどは、三十年七十万ヘクタールという言い方は大変失礼をいたしました。十年でということでありまして、ひとつこれを加速させながらやれば、国際競争力のある構造改善もまだまだできるんじゃないかと、こんな思いがいたします。

そこで、今回はたまたま社会党内閣でございますが、社会党は、私の感じでは、間違っていたら訂正をしていただきたいのですが、私の感じでは、この農地保有合理化についてはどうも余り熱心じゃないんじゃないかと、こんな気がいたしてなりません。

農業基本法というのは、まさにきょうも午前中出しておりますように、選択的拡大と農業構造改善というのが一つの大きな目標でございますが、一つは、当時、農民首切り論みたいな余計な話が出まして大変困惑したこともあるんですが、やはり、せっかく農地解放で持った農地をあんまり農地保有合理化みたいなことでだれかに集中するとかみないなことは避けようじゃないかという伝統的胆胆が社会党にはあったんじゃないかという気がしてなりません。

四十年代に入つて農地保有合理化事業団みたいなものができたときも、社会党は反対してとうとう実現しませんでした。いろいろなことをやりながら、今どうやら少しやる気になってこられてい

るような気もいたしますから、ぜひひとつこの際、強力に加速的な努力をしていただくようお願いを申し上げる次第でございます。この辺は別に社会党に聞かなくてもよろしいですね。

ひとつ、農林大臣のこれについての決意のほどをお聞かせいただきたいと思ひます。

○大河原国務大臣 このたびの国内対策におきましても、効率的、安定的な担い手、これを急速に育成、確保する、これが政策の大眼目でございます。そして、そのための手段としての農地利用の合理化と申しますか流動化、それによる集積、これに対して全力を挙げたいと思ひまして、それぞれのそれに所要の事業費についても国内対策の総事業費に計上されておりますので、その確保にも努めたいと、さように思っております。

○古賀正委員 ありがとうございます。農地の流動化に関しては、例えば土地税制みたいなものもかなり要ると思ひます。これはきょう大蔵大臣にはあえてお聞きいたしません。ひとつ課題としてあることをぜひ頭に置いておいていただきたいと思ひます。

そこで、時間の関係もございまして、先に進ませていただきますが、実は今回の新食糧法というのは、従来の五十年の食糧法を変えて新しく法律をつくらう、こういうことでございまして、これは、過去、戦時中からの五十年間の食糧法をこれは廃止するという、大変歴史的なことをやるということになるわけです。

食糧法は、御案内のとおり大変評判もよくなかつたこともございまして、それは、本来の目的からするときちとやっておきながら、一部何かそういうあげつらわれるところでイメージが悪くなつたということもあるんじゃないかという気もしてならないわけでありまして、例えばさつき申しました戦時中の食糧不足の時代の統制とか、あるいは昭和四十七年の例の穀物ショックあるいは石油ショックのころ、大阪の千里ニュータウンではトイレトペーパーがなくなるような騒ぎもあつたけれども、あのときも米や麦については、

これはもう政府の信頼があつて、一切民心の動揺もなかつたみたいなこともあつたわけであります。

ただ、こういう規制が強過ぎるということ、民間の自由潤達な作業が進まないとか、あるいは農家も非常に窮屈だということが例えばテレビなんかで過度に放送されるとか、そういうこともありまして、あのままでいいとは思ひます。私も、しかし、評価としてはかなりいいところもあつたんだというふうには思っております。そのあたりについて農林大臣の御見解をひとつ伺いたいと思ひます。

○大河原国務大臣 お話しのように、食糧管理法は、戦時中の昭和十七年に制定され、食糧の不足時代あるいは戦後二十年代の不足時代等々においてそれぞれの役割を果たし、その後、今お話がございました、特に際立つた機能としての四十七年等の石油ショック等における安定供給、それから、結果としてはいろいろな御批判をちょうだいしておりますが、昨年から異常な凶作に伴う緊急輸入米の問題にしても、食糧管理制度の一つの役割を果たした、さように考えるわけでございます。けれども、やはり今日においては、食糧管理法自体は、政府の全量管理という建前でございます。ところが事態は、自主流通米が主体になっておる。

政府が直接生産者から売り渡し命令を出して買う政府米が本来の制度としての建前を、むしろパイパスとしての自主流通米が七割にもなつておるといふこと一つをとりまして、やはり実態との、これは何も必ずしも乖離とは言いませんけれども、そのほか不正規流通米の問題を見ますと、やはりその制度と実態の乖離ということで、このような国の直接的な介入から、やはり政策の手法を変えまして、主要食糧、米については需給の調整と価格の安定を図るという意味で、供給の安定を図るという点については変わりませんが、その管理方式についてはこの際大きく、何と申しますか、全量管理から部分管理に変える。しかし、そ

れによっても、今言った目的である安定供給を確保するような施策、制度を取り入れて、それをやりたいというふうな思っておるわけでございます。

○古賀(正)委員 時間が大分なくなつてまいりまして、あと三問ほどお願いしたいと思うのですが、一つは、食糧制度、いろいろな効用もあるわけですが、やはり運用の仕方がうまくなくてはいいか。これは例えば、消防自動車が高性能であつてもポンプ操法がきちつとつかないといふと火事がよく消えないといふことがあるわけですね。

としますと、昨年の不作、それからことしの春を通じての米騒動みたいなものがどうして起こつたのか。それはやはり、一言で言うと、備蓄が不足していた、あるいは在庫が非常に足りなかった。これは二十万トンみたいなものであつたといふ残念なことがあつたわけでありまして、これも、この辺に政府に本当に責任がないのか。これはよくいろいろなところで話を聞かれます。まあ、ないといふことを言つてしまつと、事国民の食糧政策への信頼の期待を裏切ることもあるんじゃないか。やはりこれは反省すべきこともあるんだみたいなことがあつていいんじゃないかといふ気もするんです。そのあたりの農林大臣の御見解を率直にお聞かせいただきたいと思ひます。

○大河原国務大臣 その備蓄の問題等を考えますと、ゆとりのある備蓄、これの一端としての在庫的な保有、そういう点についてやはりや欠けるところがあつたんじゃないかといふに思ひまして、在庫量が今お話しのような数字にとどまつて、ショックが来るとえらいあれでございますけれども、その点を今度大きく省みまして、新食糧法では備蓄を制度として位置づけ、単なる在庫といふようなものではなくて、それに需給調整の機能を大きく期待するということにしたわけですね。

○古賀(正)委員 ありがとうございます。本日は、大変お忙しい中に、自治大臣においでをいただきました。ありがとうございます。

実は、今回のウルグアイ・ラウンド対策に伴う農村対策、特に中山間地対策等につきましては、実際やろうといつたら非常に難しいんですね。難しいことが多いわけではございません。それとまた、国の予算だけではなかなかやりにくい、かゆいところに手の届かないといふか、きめ細かく何かやるのが難しいところがございまして。

そういう際に、自治大臣は、地域農業振興のための地方単独政策の拡充ということをお打ち上げになりました。これは、それぞれの地元では大変な反響で、期待もございまして。これに期待をつなげてきておるところでございます。どうかひとつこれをしっかりと拡充していただいて、今回のウルグアイ・ラウンド対策の大きな、有効な手段にぜひ使ひたいだきたいとお願ひを申し上げる次第でございます。

そのことにつきまして、自治大臣に所信をお伺いしたいと思います。

○野中国務大臣 今回のウルグアイ・ラウンド合意に基づきます中において、我が国農業が受ける影響はまことに深刻なものであると思ひわけでございます。政権として、それぞれ国における施策が行われようとしたわけでございますが、今御指摘のように、村山総理から、自治省としてもこの問題について地域対策として取り組む方法はないか、こういう宿題をいただきました。私も検討をいたしまして、委員が今御指摘になりましたような今回の農山村の、ふるさと創生に値する農山村ふるさと事業を創設することにしたいたしました。

特に、その中におきます地域の自主的、主体的な地域づくりを進めるために、ソフト事業に経費を投入し、これを地方交付税で措置することにいたしましたわけでございます。

この使途は、もう委員御承知のように、地方団体の自主的な判断に任されておりますので、国がその使途について制限をしたり関与することはないのでございます。ただ、ふるさと創生一億円の

ときのように、金塊を買ったり宝くじを買うような、そういうことにはならないように、ぜひそれぞれの自治体が自制をしてくれることを総理からもお話がございましたので、私どもも留意をしながらこの事業の推進に当たつてまいりたいと思ひておる次第であります。

○古賀(正)委員 ありがとうございます。地方自治の本旨からも大変期待をいたしておるところでございます。

お答えの中にございましたけれども、通常、国の補助金との関係というのはどうしてもやはり問題があることが多いと思ひまして、そういう意味では、国の補助率のアップはだめよとか人件費はよくないよとか、いろいろな条件がついて大変使ひづらい交付金になる可能性があるのではないかと、このことを我々心配もいたしておる次第でございます。そのあたりについては、もう一回所信をお伺いしたいと思ひます。

○野中国務大臣 今まで申し上げましたように、今回の事業は、ハード事業といたしましては、集落排水緊急整備事業あるいは農道の整備事業あるいは森林のあるいは山林の保全のための公有化、こういうハードの事業にも投入をすることといたしますとともに、ソフトとして農山村ふるさと事業を創設をしたわけでございます。これにつきましては、一切条件をつけないで、地域の人材の養成や豊かな地域づくりの活性化のために、このように存じておる次第でございます。

○古賀(正)委員 時間が参りました。最後に、今回のガットと自然保護との関係について環境庁長官にお伺いしたいと思います。

御案内のとおり、私の田舎で座談会なんかやっておりますと、いや、ともかく我々がいろいろ農業をやるについても、農業の規制であるとか、あるいは水路をつくつても建設省のいろいろな河川の協議の関係とか、いろいろコストフルなことが多い。ところが、タイかなんかへ行くと、みんなばあつと野焼きというのですか、あれ何と云うので

しょうか、山焼きみたいなことでやつてできるようなじゃないか。おまけに、この間この席で御質問があつておりましたけれども、何か農業とかなんかは開発途上国に行った方が日本の農協で買ふより安いとかいう話もあったりしたこともございまして。我々も、そういう意味ではイコルフッティングと申しますか、そういう貿易自由化とともに、同じような条件で日本もやれるということが大変大事だと思つておるわけでありまして。

そういう意味では、貿易と環境との関係に関する議論は、今までのなんかではどうも十分ではないのじゃないかといふ気もいたします。環境保護の観点からこの問題に積極的に取り組むべきだと考えますが、長官の御見解を伺いたいと思ひます。特にWTOが来年の一月発足し、組織されるということになりますと、今後その重要な任務はこの環境問題じゃないかといふ気もいたします。そのことも含めてお答えをいただきたいと思ひます。

○宮下国務大臣 農業と自然環境の保全の問題は大変関係があります。特に農業の持つ公益的機能と申しますか多面的な機能は、これは国土保全機能、水質の保全だとかあるいは環境問題その他非常にメリットがあります。そういう面では、さつき委員の御指摘のように、自給率を高めていくことは農業保全に非常につながっていきますから、環境保全にもつながっていきますね。そういう意味で非常に大切なものだと思います。

ただ一方、農業も、今御指摘のように、大規模になりますと、無理して生産性を上げるために化学肥料を使つたり大量の農薬を使つたりして非常に地力の減耗を来したり、いろいろなマイナス面もあります。農業にはそういう一面がございまして、それらをよく考えていかなくちゃいけない。しかし、今これから自由化しようといふことだけで、価格の機能だけに着目して自由化したしますと、産出国の方では土地の荒廃が起る、そしてまた輸入国の方は、自給すれば緑も自然も自然生態系の中で調和していきけるのに、それが不

可能になってしまふという問題がございますから、やはり貿易政策と環境政策、また農産物の関係とこれらの貿易政策、大変重要な関係にありますから、委員の御指摘のように、もっともっと深いいろいろな面の検討も必要ではないか、こう思っております。

○古賀(正)委員 ありがとうございます。

終わります。

○佐藤委員長 古賀君の質疑は終了いたしました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 この委員会では村山総理は、米だけで反対だと言え日本は貿易立国として成り立たないという、そういう答弁などをしておられましたけれども、逆に言いますと、貿易立国論でもって米とか中小企業などを犠牲にして構わないとするような、そういう合理化をしまつていいのかわからないことにもなるわけです。私は、きょうはサービス貿易の問題その他を含めて、少しそのところを議論をしていきたいというふうに思っています。

まず、これまでのガットは物の貿易中心ですが、サービス貿易も含めてという点では、新しいガットをつけ加えたともいえますが、そういうところへ来ていると思うのです。これまでと違つて、ですから、物とサービス全体として世界の貿易がどうなっているかと思えば四兆六千億ドル、その中のサービス貿易は大体一兆六千億ドルぐらいですから、二二%ぐらいがサービス貿易の割合であり、しかもその伸び率は、非常に物以上に大きくなっている。つまり、サービス貿易の比重が高まってきたというのが一応今日の流れであるというところは言えると思うのです。

最初に、少し物の方についても振り返って見ておきますと、今、日米間で五百億ドルほどの貿易黒字ということが言われておりますが、実は、アメリカから国境を越えて日本へ入ってくるものと日本の国内のアメリカ系企業から国民が買うものを合わせて見たもの、逆に日本からアメリカへ国

境を越えていくものとアメリカ国内の日系企業からアメリカ国民が買うもの、これをトータルしたもので比較しますと、一九八七年ごろまでの段階では確かに日本の方が数年間貿易黒字ということはあるのですが、一九八八年のデータでは逆に八億ドル日本の方が赤字になっている、こういうデータもあるわけであり、日本の国民一人当たりとアメリカの国民一人当たりのそれぞれの購入額で比較すれば、日本の国民の方がアメリカよりも二倍も多く買っている。つまり、そこには、今日の多国籍企業化した時代にあつて、物の貿易についての黒字だ赤字だという議論も、国境を越えたものについてだけの計算では当たらないということが言えると思うのです。

実はことし七月に、この事実を示して、国務省のタルーロ次官補に彼らの日米貿易不均衡論について質問いたしましたところ、彼が反論できないという状態でありましたけれども、私は、こうした物の貿易の上に、さらにサービス貿易についても今考えていかなきゃいけないところへ来ているということ、そこで、きょうはサービス貿易の方を伺つていきたいと思うのです。

通産省からいただいた資料では、アメリカのサービス貿易額というのは世界的には差し引き五百五十七億ドルの黒字で、日本は差し引き、世界に対してですが、四百六十三億ドルの赤字、日米間のサービス貿易について見れば、差し引きアメリカの方が百七十八億ドル黒字で、日本がその分赤字、こういう関係にあるということがあります。こういう点で、サービス貿易の面で、日本は世界的に見てもあるいはアメリカとの関係で見ても輸入超過という状態にあるというのが実態かなと思うのですが、まず、この点のところから伺つていきたいと思います。

○坂本(吉)政府委員 サービス貿易に関する我が国の状況でございますけれども、手元にございますのは九二年の数字でございますが、御指摘のとおり四百六十億ドルの赤字ということになっておるわけでございます。また、御指摘のとおり、日

米のサービス貿易に関する収支で見ましても、やはり百七十八億ドルの赤字という状況になっております。

○吉井委員 物の貿易の方では、譲許表を見ても明らかのように、日本は世界で関税の最も低い国に属しますし、つまり、最も自由化している国ということになるわけですね。サービス貿易の面で見ても、対世界で四百六十三億ドルの赤字、その上、対米赤字の方は百七十八億ドル、こうしたことを見ただけでも、別に米で屈服しなくても、貿易の自由化という面で見たとくに、日本は非常に自由化の進んでいる国であるということは明白であると思うわけです。

そこで、さらにこのサービス貿易の内容について伺つていきたいのですが、今度、市場アクセスそれから内国民待遇についての各国は約束表を出しておりますね。物の譲許表に当たる、サービス貿易の方の、サービスの譲許表に匹敵するものであるわけですが、最初に初歩的なところを伺つておきたいのですが、約百五十項目に及ぶと言われ、日本はそのうち百項目ぐらい約束表に挙げているというわけですが、きちっとした数字で、何項目になるのか。

それから、我々議員が全体として世界のサービスの貿易の状況をつかもうと思つたら、その百五十の項目について、日本はどれに約束表で約束しているか、アメリカはどれか、EU諸国はどれか、発展途上国はどれか、やはり全体としての一覧表を出していただかないと、これはなかなか世界のサービスの貿易の状況というのは把握しにくいものなんです。外務省の方でそういうものをまとめていらっしゃるものがあれば、ぜひこれは出していただきたいと思ひますし、その一覧表がなければ、ないといふ言えないでしょうが、この点、どうでしょうか。

○原口政府委員 ちょっと申しわけありませんが、正確な数字は今押さえておりませんが、大体、日本が百、アメリカが八十、EUが八十、約束表に掲げております。

それで、今の全体としての一覧表でございますが、これはもう作成が非常に難しいものでございまして、というのは、そもそもサービス協定そのものが新しい第一歩ということでございまして、約束表を見ていただいても非常に複雑になっておりますので、当面はその各国の約束表を丁寧に見ていただくということしか手がかりではないかと考えております。

○吉井委員 あなたのおっしゃるのを丁寧に見ました。簡単にわかりません。外務省もそれをまとめるのは大変だと言っているのです。

サービス貿易が全体として世界はどうなっているのか、こういう概要がつかめないままに、これでもう審議は十分尽くしたから採決してしまおう、これはとてもない話だと思ふのです。私は、まずこれを速やかにまとめ上げて、サービス貿易の概要が我々国会議員にわかるように提出をしていただきたい。これはぜひ委員長にも、資料を提出できるようにひとつ計らつていただくようお願いしておきたいと思ひます。

各国の事情によつて、実は第二条の最恵国待遇については免除が認められるということになっておりますが、その各国の登録が免除表です。これを私も見ましたが、サービス貿易で世界最大の大きな赤字を出している日本が、実は免除登録はゼロですね。しかしアメリカは、世界最大のサービス貿易の輸出国なんです、見ておきますと、商業宇宙衛星打ち上げ市場、航空運送サービスなど九つの分野について免除措置をとっています。EUはAVや航空運送サービスなど十分野で免除登録をしているということですが、実は、これもなかなか外務省もまとめるのが大変らしくて、昨日、何項目かと聞きますと、昨日はアメリカは九項目でEUは十七だ、きょうになりますとアメリカは九項目でEUは実は十項目です、こういう話で、なかなかまとめるのも大変かもしれないけれども、こんな状態で、今世界の免除表について、全体としてきち々と我々が理解をするのは難しいわけですから、まずこれも初歩的なところ

で、この数字を確認しておきたいと思ひます。

○原口政府委員 今先生御指摘のとおり、我が国につきましても最惠国待遇の義務免除登録は一切行っておりません。米国は九項目、九分野ないし措置について登録を行っておりまして、EUにつきましても十分野ないし措置ということでござい

ます。

○吉井委員 その辺の数字からしてなかなか、出していただいた膨大な資料、横文字ですから横に

向けたら縦にしたりしながら眺めて大変なんです、その中でさらに何とおきたいのですが、フランスの免除は挙げているAVですね、適用期間、この免除は期限なしというふうになつて

いるわけですが、これはなぜ免除措置、除外というふうになつてゐるのですか。

○原口政府委員 英語でいえばインデフィニットというふうに書いてあるわけですが、ただ、協定

上五年を超えるものにつきましては五年目に審査がありまして、しかも十年を超えるというものはできないということになつておきますので、その

いう条件のついた期限なしということだと理解しております。(吉井委員「なぜ除外したのですか」と呼ぶ) それは、フランスにおきましてはオー

ディオ・ビジュアルについて、文化協力が望ましい国というのがございまして、その国との間で特別な取り決めを結んでゐるので、それ以外の国との間に対して、文化協力が望ましいと思つてゐる

国との間ででき上がつてゐる待遇を最惠国待遇で提供することはできないという判断があつたものと理解しております。

○吉井委員 大体これまでから、いかなる留保も許されないと云つてみたり、例外なしだと言つたりとかつまみ食いはいだめだとか、随分、国会に對してもそうですが、PRで国民の皆さんに對しても、何かこのWTOについてはもうがんにがらめどうしようもないんだ、手も足も出ないんだというふうな、そういう言い方をされてゐたらつしやるわけですよ。例えば外務省のパンフレットを見ておつても、いわゆる「つまみ食い」はもうできないんだ、こういう調子ですよ。

しかし、フランスがAVでこれはできたように、これはまたおもしろいことに外務省のこのパンフレットに出てゐるわけですが、「各国の利害が複雑で交渉が難航した分野に関しては合意に至ることができず、協定発効後も、自由化交渉を継続する」ということでまとつたのがこれなんです。つまり、どの国も自国民の死活的利益を守ろうとして、国家主権を行使する立場で頑張つた。その結果、合意できないものは免除したりWTO協定発効後も継続して協議を続けることになつた。だから除外できたわけですよ。

私は別な問題についても引き続いて見ておきたいと思うのですが、航空機産業というのはアメリカの最大の輸出産業です。アメリカの輸出額も二百一億ドル。AVも映画を中心に大きな額で、米

国では二位ですが、だからEUと争つたわけですね。

この輸出最大の航空機産業の国家的利益を守るために、航空機開発補助金については、補助金及び相殺措置に関する協定から外させて多数国間協定、すなわち民間航空機協定で定めるとして、ガットの民間航空機委員会が昨年十二月にはまともになく、ことしの十二月を目指して交渉が継続されてきたというのが経過ですね。

しかし、EUに對しては民間航空機の機体開発に補助金規制をかける立場をとりながら、アメリカは民間航空機に積み込むエンジンについては、国防総省の開発補助金でつくられた軍用機のエンジンを転用するものであるのに、こちらは開発補助金の制限を加えない扱いにするように主張した。だからアメリカとEUで激しくもめてゐるわけですよ。この結果、現在、十二月の民間航空機委員会の開催そのものが危ぶまれてゐる状態ではありませんか。

○橋本國務大臣 今御指摘がありましたように、本年に入りましてからも鋭意交渉は進められてまいりましたが、これまでのところ米、EU、ECを初めとする各国の意見の相違から特段の進展は見られておりません。日本としては、やはり各国の民間航空機産業の実情などを踏まえたルールづくりが必要だと考えて、引き続き努力をしていきたいと考えてゐるところです。

○吉井委員 結局、ボーイングとかマクダネル・ダグラスなど航空機会社の企業利益とEUのエアパスの利益が激しくぶつかつて、これでWTO協定の補助金協定に穴があいてゐるわけですよ。その上、民間航空機貿易協定の改正も先送りされたままという状態です。つまり、ここにあるのは国内産業の立場に立つたものとして、アメリカもEUも妥協しない部分を断固としてやめてゐるわけなんです。それが国際政治の現実の姿じゃないかと思ふんですが、外務大臣、どうですか。

○河野國務大臣 それぞれの分野ごとに交渉の仕方が違つたわけがございまして、その一つの例を挙げて、日本が交渉の仕方がなまぬいとか交渉の結論が納得できないというふうにおつしやるのだとすれば、それは分野別に交渉のルール、交渉の仕方が違つたということを指摘しなければならぬと思ひます。

○吉井委員 アメリカ側の最大の輸出産業の一つである映画で市場開放を迫つたのを、フランス映画界ははねつけて大勝利と宣言しました。通信機器分野の政府調達も同様です。逆にアメリカの方は、自国に不利な海運サービスでは、EUの方がとてもめいめいむちやな免除表を提出して、協定の趣旨に反するというで継続交渉扱いになつてゐます。

今政府は、一括受託方式だから個々の協定につ

いてつまみ食いはできないんだと、先ほどの外務省パンフなんかでも盛んに言つておられますが、しかし、ことしのマラケシュでの調印や昨年十二月のジュネーブでのウルグアイ・ラウンド合意までは、国民の利益を守る立場で各国はそれぞれ主張して、サービス協定でさえ免除登録をしてきた

して、各国の利害の対立するもので合意できないものは免除表で、他の分野のものも同様の扱いをしたり、WTO協定発効後も継続して協議するというふうな扱いにしてゐるわけですよ。

まさに、言つてみれば、各国はつまみ食いをし、それを認めないという立場でまさに自国民の直接の利害にかかわるもの、それについては頑張つてゐるわけでありまして、ところが、日本の方は大事な時期にジュネーブへ大臣が詰めるというふうなこともしてゐないし、国民の利益を守る努力もしないで米輸入での屈服をしてしまつた。

昨年十二月十三日の本会議で、当時の細川総理は、ラウンドの成功に対する我が国の国際的責務を念頭に置いてやつたんだと答弁してありますが、国際的責務という言葉で国民に対する責務を放棄するといふことは、私は断じて許されないとだと思つたわけですよ。その点では、大河原農水大臣の言われた大失敗、大失態というのは、このことを言つておられるんじゃないかと思つたわけでありまして、これは、外交の継続性を理由にしてこの大失敗をそのまま容認するというのは私は間違ひだと思つたわけですよ。今国民の根本利益、安全といふことを考えるならば、米を外さざるという再交渉をするべきだと思ふんですが、どうですか。

○河野國務大臣 当時、我々野党におつたわけがございまして、どうも調停案の受諾につきましては、我々は、その最終段階におきましてなぜ我が国閣僚が現地において交渉しないのかということ

を我々もまた指摘をしたところでございまして、確かに、当時はジュネーブにおきまして、アメリカはカンター通商代表あるいはEUもまた責任

を我々もまた指摘をしたところでございまして、確かに、当時はジュネーブにおきまして、アメリカはカンター通商代表あるいはEUもまた責任

を我々もまた指摘をしたところでございまして、確かに、当時はジュネーブにおきまして、アメリカはカンター通商代表あるいはEUもまた責任

者を出して相当熾烈な交渉をしたという事実がございます。その時期に我が国は交渉担当者、すなわち行政府のお役人の方々にお任せをしていたというふうにも見えましたので、我々は野党の立場でありましたけれども、与党・政府に対してまして、ぜひとも閣僚を派遣すべきだ、そして閣僚は最後の段階まで徹底した交渉をやるべきだということを言ったわけです。このことは議員も御記憶當中であらうと思います。

私どもとしては、交渉が最終的にまとまるまでは、これはもう徹底して交渉をやつてほしいということを中心を主張をいたしました。百二十を超えろと国と地域が最終的に合意をしたという段階になれば、これはまたそのときは国際的な信義をいかにして守るかということも必要ではないかと思ひます。

○吉井委員 私は過去の経過だけじゃなしに、やはり今は今の時点での最大の努力をしなければいけないと思います。

革靴 皮革の業者の方からも私たちもいろいろなことを、訴えを聞いておりますが、日本の革靴、皮革産業について見えますと、これは零細業者によって支えられてきたわけです。革靴を含む履物の輸入について見ますと、この五年間で十一億ドルから十九億ドルへ一・七三倍へと急増しました。長期不況と相まって苦境に立たされている。この上、WTO協定で関税率引き下げ、関税額割り当て枠を引き続き拡大するということになりましたと、本当に外国製品の輸入が一層急増して、革靴産業を滅亡のふちに追いやることになってしまっています。私は零細業者に死ねと言わんばかりのこんなやり方は断じて許されないと思っています。

また、繊維製品もそうです。八五年の三十九億ドルから九三年の百六十六億ドルへと四・三倍に急増して、国内需要の五〇・八％に達しています。その結果、大島つむぎや西陣織を初めとする絹織物から綿、毛、合繊織物分野、アパレルに至るまで今重大な打撃を受けて存続の危機に瀕して

いる、立たされているというのが実態です。今回の協定によってさらに大きな大変な事態になるわけです。

ですから私は、米、皮革、繊維など農業も中小企業も地場産業も、今国民の死活にかかわる問題になってきている、こういうときに眞の公平、平等な貿易ルールの確立の立場で、やはり米も皮革もそういう立場で修正を求めて再交渉をやつていくべきときだと思つんです。改めてお考えを伺いたいと思います。

○河野国務大臣　もうこの場で御答弁をたしか申し上げたように思いますが、農業分野は、農業協定によって例外をなくすという一つの交渉方式が確立をされて、その方式の中で農業協定というものはつくられているわけです。サービス分野につきましては、全く新たなルールをつくる、まずルールづくりだということからそれぞれの議論が始まっているわけであって、このサービス分野の問題を引き合いに出して、農業分野の方がこれでは不十分だという議論は、議論としてできない議論でございます。その点は、議員はもう十分御承知の上でのお尋ねだろうと思えますけれども、改めてそこは申し上げておきます。

○吉井委員　物貿易であれサービス貿易であれ、私は死活にかかわる問題については、これは修正を求めて再交渉を進めていくというそういう立場をとるべきであると思います。

時間が大分たつてきましたので、この機会に、後ほどまた触れますが、せんだつての橋本通産大臣のスーパー三〇一とWTO関係についての発言について少し確認しておきたいと思うのです。

二十一日のあなたの答弁で、「実施法案の中におけるスーパージョイントの問題でありました。私の立場からすれば、これは疑義ありということでもあります。」アメリカ側の説明としては、スーパージョイント一条の存在自体がWTO協定に違反するものではない、「この部分は完全に平行線でありました。」と私に答弁されました。翌日、今度は松本議員の質問に対してあなたは、「通商法三〇〇

一条の存在自体がWTO協定に違反するというわけではありません」という、つまり日本政府の認識として、違反しないというふうに言っているわけですね。

日本が、アメリカの実施法の中でスーパー三〇一条を正當なものとして入れているのを、これをWTO協定に照らして疑義ありという立場をとるか、WTO協定に違反しないという立場をとるかかは、正反對の大きな問題です。改めて橋本通産大臣のAPECでの発言はどちらであつたのか、伺つておきたいと思ひます。

○橋本国務大臣　ＡＰＥＣにおけるやりとりというのは、委員が御質問になるような種類の角度からものではないかもしれませんが、そのままの状況が適用されるものではないと思います。

そして、先日、正確を期すために私は松本委員にきちんと改めてその点の誤解のないように申し上げたわけでありますが、WTO協定におきましては、同協定の対象となる事項についてWTOの紛争解決手続を経ることなく一方的措置をとることは禁止されております。したがって、三〇一条の存在自体がWTO協定に違反するというわけでは

はありませんが、米国がWTO協定の対象事項については通商法三〇一条に基づき相手国の利害を侵害するような一方的措置をとる場合にはWTOの協定の違反となります。万一、一方的な制裁措置が発動された場合には、WTOの紛争解決手続の利用を含め、国際的なルールにのっとり解決を求めることになると考えております。

○吉井委員 WTTQに照らしてスーパー三〇一というのこれは疑義ありと、その精神に合わないということで主張しておられるというふうに理解してよろしいわけですね。今うなずいていらっしゃるからそういうことで。

それで、アメリカ政府は議会との間でWTO裁定審査委員会法案への支持を表明したと伝えられておりますが、USTRのレビューによりまずと、法案では、WTO裁定が米国に不利かどうかを審査して、不利の判断が出るたびに再交渉を求める決議ができるとしています。批准前からアメリカでは再交渉する立場で法案を検討されているわけですが、アメリカは、スーパー301一条がWTO協定に違反しないとこれまでから主張してきた上に、スーパー301一条による制裁などがWTOのパネルで是正せよと勧告を受けたときに、不利だという判断を出してWTO協定そのものの再交渉を求めていく、こういう立場を明らかにしてきているわけです。これでは日本政府の言っているWTOでの紛争解決はできるといふ立場が成り立たないことになってしまふのじゃないでしょうか。この点はどうでしょうか。

○原口政府委員　今御指摘のドールとクリントンの間の了解事項でございますが、これは、立法措置によって設立される予定のWTO紛争解決検討委員会というものがございまして、主にWTOにおける紛争解決にかかわる小委員会等、これはパネルでございますね、パネル等がその権限を越えて行動していないかどうかというようなことを検討するために設けられたメカニズムでございます。脱退を前提としてそのための手続を定めたものではないと承知しております。

なお、カンター通商代表は、議会がWTOから脱退すべき旨の決議を行っても大統領がこれを拒否することは可能であるというふうに述べております。

○吉井委員　時間が参りましたので締めくくらせていただきますが、アメリカは、再交渉だけでなく、審査委員会で不当とされた判断が五年間で三

回に上れば、大統領にWTOからの脱退を求める決議を採択することもWTO裁定審査委員会法案に盛り込んでおりますし、既にWTO協定国内実施法の中で、五年ごとに議会がWTOを脱退するかどうか表決するという条項も入れております。こういう中で、スーパー三〇一条を使つたおとし、二国間協議に追い込んで屈服させようとするこのアメリカの経済覇権主義のやり方を抑えられ、ということにはならないと思うわけでありま

す。
私は、このWTO協定というのが、こうしたアメリカの経済覇権主義を抑えられないという点でも、また貿易立国論で大企業や多国籍企業の利益のために、米はもとより草靴、皮革、繊維など中小企業、地場産業の犠牲を強いるようなこういうものについては、これは批准するべきではないという立場を明らかにして、質問を終わりたいと思います。

○佐藤委員長 吉井君の質疑は終了いたしました。

次回は、明三十日水曜日午前九時三十分理事会、午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時六分散会

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会議
録第五号中正誤

ページ 行 誤

一 一 三 本 轄 弘道君 木 轄 弘道君

平成六年十二月六日印刷

平成六年十二月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D

第三百三十一回国会 衆議院 世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会議録 第八号(その二)

(本号(その二)参照)

派遣委員の福島県における意見聴取に関する記録

一、期日

平成六年十一月二十八日(月)

二、場所

ウェディング エルティ

三、意見を聴取した問題

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、蘭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)、農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)、特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(内閣提出)について

四、出席者

(1) 派遣委員

座長 中川 昭一君

赤城 徳彦君

今津 寛君

仲村 正治君

辻 一彦君

藤田 スミ君

(2) 現地参加委員

田中 直紀君

坂本 剛二君

(3) 現地参加議員

斎藤 文昭君

金子徳之介君

(4) 政府側出席者

増子 輝彦君

外務大臣官房外務参事官

外務省経済局開発途上地域課長

大蔵省関税局企画課長

文部大臣官房総務課長

文化庁文化部長

農林水産大臣官房参事官

食糧庁次長

特許庁総務部長

福島県農業協同組合中央会専務理事

農 業

福島県飯館村長

福島県農民運動連合会副会長

佐々木健三君

安田 壽男君

西 一信君

斉藤 長見君

意見陳述者

正午開議

○中川座長 これより会議を開きます。

私は、衆議院世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会派遣委員団団長の中川昭一でございます。

私がこの会議の座長を務めますので、よろしくお願いたします。

この際、派遣委員を代表いたしました一言ごあいさつを申し上げます。

皆様御承知のとおり、本委員会におきましては、世界貿易機関設立協定及び関連諸法案の審査を行つておるところであります。

当委員会といたしましては、各案件の審査に当たり、国民各界各層の皆様から御意見を聴取するため、御当地におきましてこのような会議を催しているところであります。

御意見をお述べいただく方々には、御多用中にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。忌憚のない御意見をお述べいただくようお願い申し上げます。

それではまず、この会議の運営につきまして御説明申し上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩序の保持等は、座長である私が行うことといたします。発言される方は、その都度座長の許可を得て発言していただくことと存じます。

なお、この会議におきましては、御意見をお述べいただく方々は、委員に対しての質疑はできないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

次に、議事の順序につきまして申し上げます。最初に、意見陳述者の皆様から御意見をそれぞれ十五分程度お述べいただきました後、委員より質疑を行うことになっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日御出席の方々を御紹介いたします。

出席委員は、自由民主党の赤城徳彦君、栗原博久君、改革の日笠勝之君、今津寛君、千葉国男君、仲村正治君、日本社会党・護憲民主連合の辻一彦君、永井哲男君、日本共産党の藤田スミ君、以上でございます。

なお、現地参加委員として、田中直紀君、木幡弘道君、坂本剛二君、また、現地参加議員として、斎藤文昭君、金子徳之介君、増子輝彦君が出席されております。

次に、各界を代表して御意見をお述べいただく方々を御紹介いたします。

福島県農業協同組合中央会専務理事安田壽男君、農業西一信君、福島県飯館村長斉藤長見君、福島県農民運動連合会副会長佐々木健三君、以上の方々でございます。

それでは、安田壽男君から御意見をお願いいたします。

○安田壽男君 J A福島中央会の安田でございます。

実は、本日の出席につきまして御連絡をいただきましたときに、私並びに私どもの団体は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の受諾は、日本農業を守る立場からもちろんであります。が、全地球的立場からも誤りである、こういう判断をしているものであります。与党の御推薦によりまして意見を申し上げることはいかなるものか、こういうことで御連絡申し上げましたところ、ただいま座長のごあいさつにもございましたように、率直な意見を述べてよろしい、こういう御返事をいただいたということで、本日は農業者並びに生産者団体の立場から考えを申し述べさせていただきます。

初めに、基本的な考え方ですが、ただいま申し上げましたように、農業合意の受け入れは誤りである、したがって、これを包括するWTO設立協定は批准されるべきでないと考えているところでありまして、しかしながら、国際信義上これが許されないとするものであります。万全な国内対策を行うとともに、速やかに輸出、輸入両者の立場が対等となるような農産物貿易ルールの設定に向けてお取り組みをいただきたい、この

ようにお願いを冒頭申し上げるものでございます。

御承知いただいておりますように、日本の農業は、単に食糧としての農産物だけを生産しているのではない、国土の保全あるいは自然環境、景観の形成、さらには洪水調整機能、地下水の涵養など多面的かつ不可欠な役割を担っておりますことは御承知のとおりであります。

また、私たち日本人の心も体も、日本の気候、風土、農業によって培われてきたものでありまして、言いかえますと、日本でとれた食べ物によって育ちはぐくまれてきたからこそ日本人だと言うことができるのではないかと思っているところであります。

ところが、我が国の農業は、輸出産業重視と申しますか、国内農業政策重視と申しますか、食糧の輸入は年々増加し続け、国内自給率は先進諸国の中ではまさに異例ともいふべき水準にまで低下し、私も日本人の胃袋の半分以上が輸入によって満たされている、御承知のとおり現状であります。

こうした中で、昨年十二月、政府はガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉の受け入れを決定いたしました。世界各国の異なった生産条件を無視し、農産物貿易ルールの原則関税化をすることにつきましては、日本の農業者の立場から決して許すことができない、このように受けとめているところでございます。

関税化は、各国の生産条件にかかわらず競争を基本原則として、農産物市場の自由化を招来するものでありまして、生産条件の劣った国の農業を崩壊する危険性を大きくはらんでいると申さなければなりません。

経済効率が優先される工業製品の貿易ルールを農産物の貿易ルールとすることには強く疑問を抱かざるを得ません。さらに、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の内容は、農産物の輸出国と輸入国の公平さが保たれていない、こういう疑念もござります。

特に、米につきましては、関税化の例外を確保したとはいえないながら、その代償として国内の米需給動向に関係なくミニマムアクセスというもののによって莫大な量の輸入の義務が課せられており、ことしの豊作がその矛盾を一層顕在化させて、合意の誤りを証明したものでないか、このように受けとめているところであります。

あえて付言いたしますと、合意を受け入れざるを得なかったにせよ、韓国がとりました最終段階での交渉、受け入れ後の国民に対する明らかな政治責任のとり方、さらには事後対策の実現性を可能ならしめる財政措置の明確化など、我が国のとった措置と比較して余りにも大きな差があったことについて指摘せざるを得ないのであります。

さらに、各国の農業が多様な条件のもとで存立している事情を踏まえ、各国が自国農業の維持発展を可能とする平等かつ公平な新たな農産物貿易ルールの確立に向け、早急な我が国政府の取り組みを願ってやまない次第であります。

世界の食糧、人口、環境問題について一言申し上げたいと存じます。

地球規模で食糧、人口、そして地球環境問題を考えました場合、人口の増加率が食糧生産の増加率を上回り、二〇二〇年ごろには食糧の絶対量が不足するとの予測も出されております。市場競争にさらすことによりまして特定国の特定地域に農業生産が偏り、農地、国土の荒廃をもたらすことになりかねず、現状でさえ偏在しております食糧消費を、質、量両面からこれを拡大させ、結果として地球環境の破壊を進め、飢餓人口を増大させ、地球の平和を脅かすことになりかねないかと深く憂慮するものであります。

したがって、世界各国、とりわけ先進諸国におきましては、それぞれの国の責任においてみずからの国の食糧生産資源を最大に活用し、持続可能な農業の発展を図り、国内自給を基礎とした食糧供給の安全保障を確保していくことは各国共通の責務であると考えているところでござります。

す。

今回のWTO設立協定は、農業分野という一部条項の受諾の諾否を選択できない、いわゆる一括受諾方式である聞き及んでおります。このような点から、我が国においてはもろろんでございしますが、アメリカ、ECなど関係諸国におきましても、慎重な検討とあわせて国内対策についても考慮されていると聞き及んでおります。このことですが、このことは、本協定が、我が国のみならず関係各国におきましても必ずしも万全の合意がされていまいというようにも受けとめているところでございます。このような各国情勢を十分に把握されまして、慎重な対処をお願いしてやまないところでござります。

特に、農業合意につきまして、若干の疑問点をさらに申し上げたいと存じます。

御承知のとおり、昨年十二月のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意を決定いたしましたときに、政府は、影響を最小限に食い止め、農業者の不安を払拭し、安んじて営農にいたしむことができれば万全の対策を講ずるべきと農業者、国民に約束をいただいたと受けとめております。

しかし、その後、農政審議会等における審議、報告を受けて、緊急農業農村対策本部でウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱が決定され、総事業費六兆百億円の関連対策に係る事業実施の枠が明らかにされました。ただいま開かれております国会審議の中で、これまでの農林予算に別枠で上乗せするのではなく従来予算に支障を来さないよう活用していくことだとか、従来の農林予算に対する限り込み予算になるようなことがあつてはならないと、閣僚の中でも答弁に食い違いがあるとの報道がござります。

私も、この対策は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意受け入れという新たな事態に対処する施策であり、別枠のものである、このように理解、認識をしているところでありまして、この点についての明確化をお願いしたいと存じます。

審議経過と関連対策大綱について率直にあえてつけ加えさせていただきます。

農業者が、そこまで国がやってくれるんならおれたちも頑張るぞというふうな受けとめられている現状ではないというふうな申し上げなければならぬのであります。もちろん、具体的施策が明らかになっていない、総枠のみの段階でこのような批判的発言は軽率とは存じますが、まず、総枠の取り扱いにつきまして、従来の農林予算との関係がどうなっているのか、明示をお願いしたいと思っております。

農地流動化対策、新規就農者対策などの強化はもちろんです。低利融資という取扱いだけでは、構造的な不況産業対策として、施設、土地等を含めた負債総額による買取り的救済対策を望んでやみません。特に、影響の大きく出ます中山間地対策につきましては万全のものといいたしませんと、これから我が国の農業が崩壊することになるのみならず、地域社会の崩壊、そして日本人の心の荒廃をもたらしかねない、銃を持ってみずからの家庭を守らなければならぬようなことになりかねないのではないかと深く懸念するものでござります。

新食糧法の関係についてでございますが、計画制度の運用に当たりましては、国内産米の需給に影響を与えないとするミニマムアクセスの具体的取り扱いを明らかにしていただきたいと存じます。

また、生産調整につきましては、生産者の選択制によって有効な成果が上げられるよう助成金の体系、水準の確保を図るとともに、生産者団体以外の登録出荷業者の担うべき役割を明確化し、行政、生産者団体が一体となって取り組むよう配慮いただきたいと存じております。

また、備蓄につきましては、百五十万トンから二百万トン水準の確保について国が責任を持ち、民間が必要上分担しなければならぬ場合には、これに対する適正かつ有効な援助・支援対策をお

願いたいと考えております。

計画流通米の確保対策につきましては、新しい制度の基本でありますから、米の生産、流通の大宗となるよう助成措置を図ることにつきましては、生産調整の実効を上げることとあわせて欠くことのできないものと受けとめているところでありまして、十分な措置を願ってやまないと考えております。

また、価格形成につきましては、政府買い入れ価格が米価全体の下支えとして再生産が確保される観点から定められるべきものでありますし、自主流通米の価格形成につきましても、単純な市場原理にゆだねれば大幅な価格変動は避けられない、生産、供給の安定を期すことになりまして、この点、十分な御配慮をいただきたいと思います。同時に、外国産米の取り扱いにつきましても、消費者に対する安全性の確保などの確かな情報を提供するための表示制度などの強化が必要であると考えるところでありまして、

最後に、個別品目対策についてでございますが、輸入農産物と対抗するためには、生産者は競争力の強化に不断の取り組みを行っておりますが、努力にも限界があると言わざるを得ません。今回、米以外の各品目につきましては、既に自由化されている品目についてはさらなる関税の引き下げ、そして、乳製品、でん粉等に対する関税化の導入など、その存立条件は一層厳しいものとなっております。

個別品目の対策につきましては、各作目別の経営が確立できるよう価格の安定と需給調整対策の拡充強化、環境負荷の軽減、加工・流通施設の集約合理化、技術の確立と普及など作目の特性に応じた多様な対策が各般にわたり講じられるべきものと考えております。

特に、畜産、酪農につきましては、自給率の維持向上に向けた生産目標の明確化、経営安定を図る政策価格の中長期的安定と、担い手の育成を図る経営継承対策、生乳の計画生産を円滑に進める支援措置、生産性を向上させる基盤強化対策が重

要であります。関連対策大綱に織り込まれた項目につきましては十分に私どもも活用してまいりたい、このように受けとめているところでございます。

また、今回の法改正に関しまして、事業団が輸入するカレントアクセスの乳製品につきましては国内生産に影響を及ぼさないよう適切な管理運営を行うと承っておりますが、生産者並びに生産者団体の意向を十分踏まえた政策展開を願ってやまないと考えております。

以上、本県農業の実情を踏まえまして私見を申し述べさせていただきますが、牛肉の自由化は外国産とは質的に違う日本の和牛には影響がないと言われておりましたけれども、それはわずか二年程度で乳雄肥育農家に決定的な打撃を与えたとどまらず、豚、ブロイラー等ほかの肉畜経営にも大変な影響を与えております。また、乳雄子牛の価格下落によりまして酪農にも決定的な影響を与えている現況を指摘しないわけにはまいりません。

本県は全国有数の養蚕県でございますけれども、養蚕経営については減亡寸前である、このように申し上げなければならぬところでありまして、最後にになりましたが、日本農業再建に向けて、私どもも懸命の努力をいたしますが、国政の観点からなお一層の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。私の意見陳述を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

(拍手)

○中川座長 ありがとうございます。
次に、西一信君にお願いいたします。
○西一信君 ただいま御紹介をいただきました西

でございます。国の大先生方の前で緊張しては下手でございますが、農家の本當の姿を話してみたいと思います。
私は、本県の浜通りの北部にあります鹿島町で水稻を中心にした農業経営をしています。経営概

況は、水稻十一ヘクタール、うち借地七ヘクタール、それに農機具の有効利用を図るために春の作業受託など十五ヘクタール、秋の収穫作業二十ヘクタール、調整作業が三十五ヘクタール程度、また、そのほかに畑が一ヘクタール、冬期間はハウスの利用のシイタケ八千本と、一年を通して働ける複合経営をやっています。

私は常に、農業の使命は、安全な食糧を消費者に安定して供給し、またそれに見合う妥当な価格で提供することと考えています。基本的には、我が国の食糧はできる限り国内で生産し、履歴のわかる農産物を生産すべきだと思います。

先日、ある新聞の投書欄に七十三歳の方から次のようなことがありました。

ようやく食糧改革論議に火がついた。国家管理制度を解くのはコメを壊滅に導くとの声もあるが、食糧法ができたころはどうだったのか。戦争のために働き手がなく、若者は戦地に駆りだされ農地を守る者は老人と子供。そのために食糧が極度に不足し、国が低米価と強権集荷でコメを巻きあげたためにつくった法である。また戦後は民主化のあらしが吹く中で米価は米審によって決められ、農家においては本當の作る自由、売る自由を制約してきた。昔からよく「農家は生かさず殺さず、また百姓と油は搾れば搾るほど出る」と言われた収奪の対象を農業に置いた時代はもう終わった。新農政も面積を拡大すれば成り立つなどとは夢物語だ。もはや日本の農業は要らないのか。

という投書があり、つくづく感じさせられました。私も二十数年農業をやってきましたが、いつも農業は過保護だのと言われてきたように思いますが、しかし、本當にそうだったのかと思うと、違うように思われます。

ある補助事業では、使いたくない農機具をセッ トだからといって買わされたり、またその地域の条件や気象を考慮しないで建物ばかりに金をつぎ込んだり、全く不思議でなりません。私の部落で

も集会所を建て直そうと考えた結果、集団転作を実施すれば補助金が出る制度があることを知りました。おかげで集会所は新しくなり、部落の方々も本當に喜んでいます。

しかし、その転作を任せられた人たちは、年々ふる減反の指示で、最高は二五%にも達しました。そのころ、以前は共同作業でも小面積は消化できたのですが、先ほど話したように、二十ヘクタールの転作になりますとだれもが参加が不可能になってきましたので、補助事業で汎用コンバインを導入し、大豆と麦のプロットローテーションを計画し実施いたしました。ところが、大豆、麦ともに食糧事務所での検査は通らず、大部分が規格外で売り物にならず、安値で売りま

した。労働賃金も機械代も出なくなり、数年で解散しました。このような事例は全国では数多く見られるはずで、農水省でも、監査をするだけでなく、その原因などもよく調査すればわかるはずで

す。また、私の町は全国でも有数の養蚕の町でした。最盛期には上繭が一キログラムで肥料が六十キロ購入でき、繭増産の意欲が向上したが、通産省と農水省の繭と生糸の輸入規格の違いによりプレス繭の輸入が増大し、また中古織物機械の大量輸出により絹製品の輸入も増大した。このようなことから繭の価格が低迷し、また生産資材の高騰により養蚕に対する意欲が低下した。これに加えて、養蚕農家の後継者不足による労働力の高齢化で養蚕離れが加速された。現在の繭の生産費が一キロ当たり三千円ぐらいかかるが、繭一キログラムの価格が保証価格で千五百二十円であるそうである。意欲を高めるには一キログラム最低二千五百円が必要とのことです。

また、私の隣接の市町村では畜産が盛んに行われているようです。しかも大部分が補助事業だそうなんです。しかし、現在の牛や豚の価格を見ますと全く大変なようです。これも豚肉や牛肉の輸入が原因だと思えます。このようなことも全国に共通すると思えます。

先の見えない農業に嫌気が差しても、やめることもできないような状態です。十年後、二十年後の農業を考えての補助事業と思いますが、机上論では成り立ちません。役人は責任をとりまうか、とるのは皆農家です。野菜づくり、花づくりも同様だそうなんです。価格には上限があり下限はないと言われている。新聞やマスコミで報道されている方々は全国の農業者の中の数%にしかすぎないと思います。大部分の農業者は現在岐路に立たされているのが本当の姿と思われまう。

私の町では、この十年間で兼業化が一段と進み、専業が三部落で二戸、一種兼業が五年前の半分の一部落五戸で、専業、一種兼業が減少し二種兼業が増加しました。これに伴い新規就農者は三年に一名となり、厳しい状況になっていきます。この上、輸入増大により価格の低下、生産の縮小を余儀なくされたとすれば、農業は大きな打撃を受けることは明らかです。

米の生産調整についてですが、このことについては、私が農業に就労したときは開田が盛んに行われまして、私の部落でも二割ぐらいはふえたように記憶しています。しかし、昭和四十六年から減反政策が始まりました。それから二十数年、現在まで私たちは政府の指示どおり実施してきました。この間、私は借地を中心に規模拡大し、あわせて機械、施設をグレードアップし現在に至っています。しかし、昨年のような大冷害に見舞われますと、共済制度はありますが、収穫は皆無であつたとしても七〇%であり、小作料を支払えば残ったものは生産費に不足するありさまで、農業にとって規模拡大が即経営改善につながる条件整備がまだ整っていないと考えています。転作もあり、四年を三年間の収穫で生活するような状態です。

そしてまた、政府の転作の指示のおくれは全く残念です。農家は種もみの準備を、刈り取る前に計画を立てます。収穫が終わってからの指示とは、農水省のプロの仕事とは思われません。また、米価につきましても、現在の政府米の価

格は昭和五十年前半の水準にあります。つまり、十七、八年間は据え置きと同じです。その間、肥料、農薬、農機具などは三から四倍に値上がりしています。規模拡大による生産性の向上、経営改善の効果はないに等しいと思われまう。私も十数年青色申告をやっていますが、現在の総収入は十年前と同じです。

また、水田というものは、皆さん方も御承知と思いますが、環境の浄化、ダムの効果、国土の保全など多目的な役割を果たしていると思います。このような仕事を国がやるとすれば数十兆円かかるのではないのでしょうか。農業者はこの仕事を続けてきたのです。

また、私たちの生産性の向上に大きなウェイトを占めているのが土地改良事業だと思っています。私たちの町でも九〇%ほど完成しております。現在やっている県営圃場整備は十数年を経過してきましたが、ようやく完成に近づきました。この間、土地の価格の変化もあり、全く大きな事業でした。また工事費も、ここ数年は消費税も加わり高騰の連続でした。この事業の償還金が十アールで約四十五万円で、現在はピークで、十アール当たり二万円以上の支払いをしています。この支払う期間も親子二代から三代も続くようです。このことがありまして農地の流動化も進まなくなりました。ちなみに、我が町の小作料は十アール最高三万円です。このようなことからして、今後の対策だけでなく、以前の事業にも土地改良負担金対策をお願いしたいと思っています。

したがって、今後の米政策を考える場合、農業者による生産性の向上が経営の向上につながる、さらに規模拡大できるような生産基盤の充実支援をお願いしたいと思います。また、中身は建物、機械などへの補助または全額利子補給などがあります。

また、今回米の需給調整に備蓄を位置づけされておりますが、昨年の米騒動の反省からも当然の措置だと思います。しかしながら、現在新聞などで百五十万トンから二百万トンという考え方は、

消費者対策上は有効な水準に近いとは思いますが、生産者対策からは疑問が残ります。

と申しますのは、本年は豊作により、既に新聞紙上によりますと、来年度は減反面積が十三万ヘクタール上乗せは必至だ、これを実施しないと米価は大幅にダウンするだろうとの記事がありました。ことし、私の町でも、国、県よりの強い要請があり、町単独で数百万円の予算化を図り復田を実施しました。来年も活性化対策で据え置きの計画ではなかったのか。減反が強化されるとは経費のむだ遣いであり、猫の目農政も甚だしい限りであります。

次に、日本の農業の将来を担う後継者対策ですが、私は常に、楽しくなければ農業でない、今一番やりがいがある職業は農業であると信じ、それを実践し後継者育成に努力してきました。辛い県や市町村の援助により毎年海外に研修生を派遣して、現在では県全体では八百名を超えました。私たちの町でも三十名近くになっており、我が町の農業の原動力になっております。

先日、きょうのこのことのために私のうちに十数人集まっていたとき、日本の農業をどうするかを話し合っていました。日本の農業をどうするかを実現するよう努力を期待したいと思っています。

鹿島町の若い農業者の話、世界の農業者が共存するために、国への提言ということで、一、規模拡大の条件として、土地基盤整備の計画を早くする、土地改良は国庫負担でやる、五年後、十年後の農業を考えて計画する、土地の賃借関係を大事にする、長期的な展望に立つて計画する、消費者米価が生産者米価の二・五倍になる不思議の解決。二番目として、農産物は工業製品とは全く違うものである、自然には逆らうことは無理である。三番目に、世界の人口の増加をどのように考えているのか。四番目として、米のミニマムアクセス導入による転作の強化はしない約束はどう理解すればいいのか。五番、食糧制廃止による米管理システムはだれがやるのか、備蓄の場所はどこにすればいいのか。六番、コスト低減のために肥

料、農薬、農業機械導入の補助金を考えてはどうか。七番、サラリーマンと同じような生活をするためには国家的な農産物の価格補償を考えてはどうか、例えばカナダの農家所得安定制度などを見習ってはどうか。八番、厚生年金並みのような制度の確立など、まだまだたくさんありましたが、このくらいにしたいと思っています。

今まで述べた事柄が実現し、また国が企画したものが絵にかいたばかりにならないければよいと願ひ、また、農業者に不安を与えない施策の実現がなければ容認は考慮したいと思っています。

以上が本日述べたい点であります。最後に、将来の日本の農業振興を考えると、今ならまだ遅くはありません、農業者が将来の経営に希望の持てるよう、国の需給計画が明確で、再生産とある程度の所得補償を可能とする価格政策、さらに若い農業者の就業対策がとられるならば、私は必ず農業は活性化すると信じています。

私のような者にこのような場所を与えていただき、心から感謝申し上げます。(拍手)

○中川座長 ありがとうございます。

次に、斉藤長見君にお願いいたします。

○斉藤長見君 相馬郡旅館村長の斉藤でございます。

きょうは、衆議院世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会の福島地方公聴会におきまして意見を発表する機会を与えていただきまして、心から感謝を申し上げます。

さて、私の住んでいる飯館村は、浜通り地方に属するのでございますが、阿武隈山系の北部に位置しております。高原地帯であります。広大な丘陵地帯が広がっております。標高二百二十メートルから六百メートル、平均して四百五十メートルの地帯に生活基盤を持つ山間農業地帯であります。また気候は、夏は涼しいのでございまして、冬は大変厳しくて零下二十度くらいまで下がるときがたまにございまして、

平成二年の市町村所得推計によりますと、農業は村総額の一九%を占める村の基幹産業でござ

いまして、米、畜産、葉たばこ、野菜を主要作物としておりまして、近年、冷害との闘いの中で、パイプハウスの設置によるホウレンソウ等の野菜、トルコギキョウ等の花卉栽培や肉用牛の生産振興に努めているところであります。

しかしながら、当地方特有の夏の期間の「やませ」でございまして、たびたび冷害をもたらしまして、最近では昭和五十五年と平成五年に大冷害が、そしてまた六十三三年、平成三年にも冷害が発生しているところであります。昭和五十五年と平成五年の水稲の十アール当たりの収穫量は、それぞれ三十七キロ、十八キロとほとんど皆無でございまして、農家の自家用飯米確保にも事欠く状況であります。昨年の冷害に際しましては、被災米作農家の自家用飯米確保対策を講じてまいりましたし、昨年十一月からことしの十月までの一年間に二百三十トンの飯米を供給したところであります。

一方、ことしは、年当初におきましては二年連続の冷害が懸念されたことから、関係機関、団体が一体となりまして稲作の基本技術の徹底に努めてまいりましたが、幸い後半の気象に恵まれまして、県全体では十月十五日現在の作況指数一一一の良となっておりまして、史上最高の十アール当たり収穫量が見込まれておりまして、農業を基本とする村経済も順調に推移しているところでございまして、喜んでおるところであります。

「天災は忘れたころにやってくる」と言われておりますが、ただいま申しましたように災害が頻繁に発生いたしますと、「天災は忘れないうちにやってくる」と言わざるを得ない状況であります。近年の稲作生産の変動は極めて大きいものがございます。

政府は、米穀の生産、流通、消費をめぐる諸情勢の変化に伴いまして、現行の食糧管理制度がその機能を十分に発揮することができないとの国民世論、さらには、新たな国際的規律への対応から、さきに農政審議会が取りまとめた「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」に即して、今後とも米穀の需給及び価格の安定を基本

に、生産者の自主性を生かした稲作生産の体質の強化、市場原理の導入や規制緩和を通じた流通の合理化などが図られるよう、食糧管理法の廃止と新たな制度の構築のため法律案を出されたところでありまして、

その中で、昨年の未曾有の冷害を踏まえまして、米の安定供給体制を確立するため、新たに備蓄を法制度化しまして需給調整機能を果たすこととしております。新聞等によりまして、その運用幅は百五十万トンを基本に幅を持って運用することとございまして、本年の豊作、さらには消費量の減退から、既に平成八年米穀年度において国内生産のみで二百一十萬トンから二百二十萬トンの持ち越し在庫が生じるとの試算があるなど、米をめぐる需給環境は予断を許さない状況にあると思っております。

さらに、米の政府買い入れ価格につきましては、自主流通米価格の動向等を反映させて、生産条件等を参考に、再生産の確保を旨として定めるとしておりますが、このような持ち越し在庫量を踏まえまして、政府買い入れ価格は決して農業者の意向に即したものととはいえない状況にあると考えております。

このような状況から、新たな食糧管理制度におきましては、主食である米はいかなる事態があっても国民に安定して供給できる体制を確立することとはもとよりでございまして、当地域で最も懸念しております政府買い入れ価格の決定に当たりましては、米価の下支え機能として位置づけ、米の再生産が確保される価格として、今後とも農業者が稲作に安んじて生産できるように特段の配慮が必要であると考えております。

新聞報道によりまして、米の需給動向から明年度の生産調整が強化されることとありますが、短期的な米の需給調整を主眼に生産調整の緩和、強化が行われるとすれば、農家の営農展望が描けないばかりか、強い農政不信を招くだけではないかと考えております。したがって、新たな

な法制度のもとで実施される生産調整につきましては、転作等目標面積の強化を行わないこと、また実施に当たりましては、生産調整の実効性を確保するために助成補助金を増額する必要があると考えております。また、収益性の高い転作物物の定着が難しい中山間地域の特殊性にも配慮をした生産調整の実施についても御検討いただくようお願いを申し上げます。

次に、中山間地域対策についてであります。我が村は、冒頭にも申し上げましたとおり山間地域に属しております。いわゆる特定農山村法に基づき特定農山村地域に指定をされております。昭和五十一年の過疎地域の指定以来、過疎地域振興計画に基づき、おこなわれていた社会資本の整備や生活環境の充実のため、幹線道路網、公共施設の設備に努めてまいりました。

公共施設の整備につきましては、村の第三次総合振興計画の大事業であるセンター地区構想の実現を図るため、役場新庁舎の建設、運動施設及び運動公園、宅地分譲地の整備等、一定程度の整備を図ってまいりました。

また、基幹産業である農林業の振興に当たりましては、水田の圃場整備、畜産の振興のための生産基盤の整備に努める一方、冷涼な気候を活用したホウレンソウの栽培、さらには本村農業の柱である飯館牛のブランド化を図るために飯館ミートバンクを設立するなど、つくる農業から売る農業への転換を積極的に推進し、高次元農業の展開を積極的に推進してきたところであります。

さらに、ミートバンク事業の実施、そして「山がっこう教室」あるいは体験実習館「きこり」の設置等によりまして都市と農村との新しい交流が始まっておりますが、今後ともこうした交流をさらに発展させ、単に村民のみの農業ではなくて、広く村外に開かれた農業の創造に努めてまいりたいと考えております。

また、地域の活性化を図るためには人材の育成が極めて重要であることは今さら申し上げるまでもございせんが、本村においては婦人の果たす

役割の重要さに着目いたしまして、平成元年以来、「若妻の翼」と称しまして海外研修等実施してまいりました。

これらの施策が功を奏しまして、徐々にではありますが地域の活性化が図られてつあるものの、平成六年十月末現在、六十五歳以上の高齢者人口が一八%を超えてまいりました。今後とも高齢化が一層進行するとともに、近年の幼少人口の減少は、農業生産の停滞はもとより、地域の維持発展に極めて重要な支障を及ぼすものと懸念をしております。

したがって、このたびのウルグアイ・ラウンド農業合意の影響を最も強く受けることが懸念されます中山間地域対策の実施に当たりましては、平たん地域に比べ事業費がかさみ、専業主体並びに村の財政状況に配慮した生産基盤の整備、さらには都市に比べておこなわれている生活環境の重点的整備による定住条件の整備を積極的に行うとともに、関係省庁が一体となって、当該地域に対するアクセス条件の改善、医療・福祉水準の向上のための社会資本の重点的配分、さらには本村が実施しているような地域の活性化のための自主的な活動に対する国の強力な支援が不可欠でありますので、今後の施策の実施に当たりましては格別の御配慮をお願いいたしたいと考えております。

以上、村の抱える課題を含め意見を述べさせていただきました。今後とも村の発展に向け全力を尽くしてまいります。国の御支援が不可欠でございまして、委員の皆様には技術的な施策の実施に御尽力くださいますようお願い申し上げます。終わりにさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○中川座長　ありがとうございます。

次に、佐々木健三君にお願いいたします。

○佐々木健三君　このたびの地方公聴会に当たり、私は全国のガット批准阻止、日本の農業と米を守れという大きな声を背に受けまして、意見を述べさせていただきます。

村山内閣が、三度にわたる国会決議、「米の完全自給」、「安全保障体制としての食糧自給力の強化」に反し、米を初めすべての農産物を自由化することは、我が国民の生命を他国に牛耳られることになりかねず、農業のみならず、農村、国土の荒廃をもたらすものであります。決して認めることはできません。実はこれは、現在の農水大臣大河原太郎氏が閣議者として読み上げた前農水大臣への問責決議案の骨子です。私たち多くの農民は、今日、現在でもこの問責決議案の気持ちでいっぱいでございます。

では、何ゆえにこの意思を投げ捨て、受け入れを提案する当事者に身を翻したのでしょうか。政治家としては大変恥ずかしいことではないかと思っております。その弁明たるや、さきの国会の答弁を聞いておきますと、外交の継続によるものとして合理化をせよとされています。しかし、国の政治はその国の主権者たる国民を守つてこそその使命であつて、断腸の思いや苦渋の選択などという言葉で葬り去られては迷惑千万でございます。公約も政治家としての信念もそのときどきの状況によつて簡単に投げ捨てられる今日の政治は必ず国民の厳しい審判を受けるであらうし、直ちに国民に信を問うてこそ政治の本道だと考えております。

前置きが長くなりましたが、私はこの福島市の西で、両親、妻、息子と酪農を経営しております。酪農は、御存じのように、牛肉・オレンジの自由化によつて大変大きな影響を受けております。今日、残されていた乳製品の自由化によつて壊滅的な状況になろうとしています。

牛肉の自由化を前にして、私たち畜産農家は自由化の反対運動を繰り広げてまいつたわけですが、これらの抗議の中、共産党以外のすべての政党の賛成で自由化が行われました。その審議の過程で、自由化しても生産者の皆さんには万全の事後対策をして、決して泣かすようなことはしないと繰り返し言われておりました。しかし、現在は、結果はどうだったのでしょうか。これらの事後

対策は物の見事に裏切られました。一番最初に打撃を受けたのが酪農でございます。副産物のぬれ子やもうただ同然になったり、あるいは廃用牛がこれまたお金を出して持つていつてもらうようになつたり、主産地の北海道なんかでは捨て子でなく捨て牛という言葉も生まれるぐらいの状況であります。大きな経営になればなるほどその目減りは大きくて、数百万円単位の減収が当たり前になっている現状であります。

また、肉牛生産者の方々も、良質の高級肉をつくつていけば生き残れるというふうな自信を持つていましたが、それも今日では和牛牛牛の下落、和牛肉の下落がはつきりとあらわれております。そのために、事業団が子牛の価格制度を実施しておりますが、これらも、ふえ続ける給付金のために財政的にはパンク状態、生産者の負担も増加しております。生産者の中には、これらがつつまで継続されるのか、大変不安になっております。つまり、これから申し上げますガット・ウルグアイ・ラウンドの受け入れ、自由化というものがどんなものであるかということはこの牛肉の自由化が先駆けて証明いたしております。

先ごろ、私の息子が結婚いたしました。新婚旅行にニュージーランドに行つてまいりました。国土は日本よりも小さいのですが、人口は三百万、福島県と隣の仙台市を合わせたぐらいの人口でございます。また、同じ時期に、安田専務のいらつしやる二本松農協の役員の方々がオーストラリアに視察に行かれまして、一千町歩の単位の米づくりを目の当たりにしまして、とてもこれでは勝負にならないという話が語られております。

そもそも農業はその国の風土と環境、歴史や人間の営みによつて発展したもので、全く国境措置をなくした場合には一気に破壊されてしまうことは歴史が証明していると思ひます。日本には日本の農業があつてしかるべきであり、大企業は多くの利潤を求めるために海外に進出し、国内では産業の空洞化を生み、自国の労働者を路頭に迷わせながらも生き延びることが出来ます。しか

し、農業は生産を海外にゆだねるとなれば、多くの論をまつまでもなく、農地は荒れ、国土は荒廃し、美しい日本の自然は大きく破壊されることになります。とりわけ中山間地は極めて深刻な状況になると思ひます。今日までこれらの環境を守り、大きな役割を果たしてきたのが日本の米づくりであります。

新農政では、十ヘクタールの規模の農家を、経営体と言つておりますが、五万戸つくると言つております。しかし、既に酪農の問題でもわかる通り、規模拡大万能ではないのです。兼業農家、結構ではないでしょうか。それこそ高齢化社会の中で、高齢者と若者が協力し合つて地域の農業を守ることこそ人に優しい農政ではないでしょうか。地域は多様な人々が共同で助け合つてこそ成り立ちます。大規模農家があらに戸、こちらに戸では、それだけで若者に見捨てられてしまひます。

今北海道では、大規模酪農の反省として、マイペース酪農というのが静かなブームになつております。ここにその記事があるのですが、朝五時から起きて、もうお握りを持つて食事をして、お昼はパンを食べて、夜は九時になるといふのです。子供たちはもう眠つてしまつて、もう人間の生活ができないといふことで、これらの反省から三友組合長さんなんかいろいろ模索して、地域に合った、環境に優しい酪農をやろうといふことで、規模を縮小する、そういうことが今進められております。これらのことでもわかるように、家族が助け合つて持続できる、それこそが本当の農業ではないかと思ひます。

次に、ガット合意で国民に物すごい影響を与えるのが、食品の安全性、特に残留農薬、添加物の基準が非常に甘くなるということが指摘されております。

先日、ラジオを聞いておりましたら、日弁連が特別の部会をつくつて、やはり安心して食べられる食品、有機農産物をつくるべきだといふ法体系の作成に着手したといふふう言われておりま

す。それは、前にも話したとおり、急増する輸入食品の安全性が国民に大きな不安を広げ、厚生省が持つてゐる統計でも、アレルギー症候が若齢の子供に極めて多いという数字も出ております。今政府がやるべきことは、国民の健康と安全を守るために食品の安全チェックを厳しくするのが当然であり、安全性よりも貿易を優先するというのは本末転倒であります。

食糧制度を廃止して、新食糧法が出されておりますが、国民的に全く議論がないままに一気に成立させるといふ状況であります。特に、今回の新食糧法を見ますと、農民には罰則つきでの減反が押しつけられ、生産者の米価も市場価格にゆだねられる、当然引き下げられるといふことであります。まさに売り買いは自由にして、生産を縛ると言わざるを得ません。これは大規模経営ほど困難にさらされるといふのが実情ではないかと思ひます。

これらの指摘した問題点を、事後対策によつて農民の支持を得ようといふふうな内容であります。が、農業者の中にもこの時期やむを得ないという声が出ております。これは大変残念なことでありますが、今回の事後対策は、農家がもう病気になつて困つてゐるのに、病気を治すのではなくて香典を渡すようなものだといふふうな我々は断じておろします。その大ききを見せるために事業費で示し、その財源はまた明らかにされておりました。そして最終的に、ここで頑張つたのは政治家のおかげだといふふう言われてはたまつたものではないかと思ひます。

この公聴会を含めまして、あとわずかの会期中で何が何でも、審議不十分の中で通そうといふのが今の状況だと思ひますが、国民の中には十分その中身が知られていないといふのが実情だと思ひます。

実は、ここに一枚のチラシがあります。これは、短い期間でございますが、県内九十市町村、それから八十九の農協を全部回つて、ガットの中身や、それから事後対策だと言われているそ

○中川座長 これより委員からの質疑を行います。

が、アメリカでは五百万トンつくられておる。今、二百三十五万トンほどニュージーランドから入ってくるらしいようです。リングは昭和四十六

率直に言って、一番直ちに影響が出てくるのは加工原料、ジュース面ではないか。国内におきまして生産過剰事態での調整、あるいは当然生産品に

めたいと思うのですが、買い取り等について、きょう時間ございませんから、具体的なものについて後日私どもの方にお示し賜れば、このよう

に考えております。

次に、西陳述人にお聞きしたいのでございますが、大規模の大きな農家をされているようでありまして、大規模な農家の姿勢について感銘いたしております。私自身も、実は今回衆議院に十六年かかってやっと出てまいったのですが、農家をやっておりますので、あなたのそのお気持ちというのは痛いほど実感いたします。

お聞きしたいのですが、補助事業の問題とか、そういういろいろなことを若い方とお話しされたということですが、あなたのお子さんは、あなたの農業姿勢に対して共感し、あるいはまた我が国の食糧を生産するという意気に燃えて後継者としてお働きと思うのですが、あなたの村は、農業をやっている方が自信を持って自分のせがれに農業をさせようという雰囲気でございますか。

○西一信君 お答えしたいと思います。

私のことなんですけれども、実は農業の勉強をさせて、勤め人をさせております。それは、後継者の組織には入っているのですけれども、現在のところ展望が立たない、そういうことで勤めております。でも、私どもの場合には夫婦二人でそれなりにやれる状態ですので、今のところは嫁さんでもらえばそれなりに任せるかなと思っておりますけれども、そのような状態です。

○栗原(博)委員 私は、懸念することは、こうして、中核というよりも福島県では有数の農家であられる西さんでも、自分の子息に対してはまだ自信がないというお考え、これはやはり私も政治家として肝に銘じて取り組まねばならぬと思っております。

あなたの先ほどの話の中で、補助事業の不必要なセットですね。私も実はかつて県の職員をしておりまして、現場の地方事務所等にも行ったことがあるのですが、私自身でも、国からの不必要な仕事、例えば建物でも、私かつて新潟県魚沼の豪雪地帯におったわけですが、それは電信柱でもいいようなものであっても、それを大規模格の、人間が住むような建物までつくらせる、それが全

部農家の負債として今残っておるわけでありまして。

その中で、今でもそういう指摘があると思うのですが、具体的に、あなたがされていて、そういう補助のセットとかあるいはまた規格以上のものについて、どんな点で特に問題点があるというふうにお考えですか。

○西一信君 私の地区では、第一次構造改善、第二次構造改善事業とやりまして、その中で、水田単作地帯なんですけれども、牧草の機械を入れたんです。そういうことからして、全然使わない農業に対しての償却、それがもたないで、十年ぐらい続けたんですけれども赤字で、機械を売り払う、そしてまた、それでも赤字なものだから、それなりに縮小しながら現在まで細々と、リースセンターなんですけれども続けておりました。

○栗原(博)委員 私は規模拡大がすべての農業の終結ではないと思うのです。やはり経営の安定というものが本場の農業の求める姿だと思っております。先ほどのあなたのお話の中でそのようなお話をされましたが、具体的にどのようこの点をお考えでいらっしゃるか。

○西一信君 規模拡大のことなんですけれども、我々の町は二千町歩あります。その中で受委託作業を委託している方が五十数名おりますけれども、そういう中で、いつも我々はもう限界だ。大体十町歩以上が我々の町では三十軒ほどありますけれども、我々はもう限界なんだ、田んぼの草刈りはどうするんだ、そういうことで、やはりこのままでは後継者も継がないだろう。だから何とかして、先ほど言ったように再生産が可能であれ。

そしてまた、我々の友達の中には、田んぼを五町歩ぐらいつくっていたのですけれども、四十過ぎてからサラリーマンになりました。現在は夫婦二人で勤めて、週に二回ぐらい夜はテニスだなどというところでやっておられるようです。我々も、職業が間違ったななんということも冗談で話

すのですけれども、しかし、やる人がいなければ、おれたちは町のためにというか、二千町歩を守るために、五十人、今まだ頑張つてやらなきゃならないな、そういうことで話し合っております。

○栗原(博)委員 あなたの意見の陳述の中で、米は昭和五十年代前半から全然値段が上がっていない。たしか、私もうちで百姓をしておりますと、肥料、農機具等の高騰には悩まされておるわけですね。

具体的に、私もこれはこれから国会の中でも議論せねばならぬと思うのですが、米の値段が上がらない限りはやはりこういうものについて、資材等について強力な施策を導入してもらわなければならぬと思うのですが、あなたはどのように考えていますか。

○西一信君 我々今、皆さんが御承知かどうかからないのでございますが、コンバインは、五条刈りで一万近くします。そのコンバインの償却のために、大体五年で償却するとすれば一年で二百万、二百万をとるために十三町歩ぐらい稲刈りをせざるを得ない。そうすると、自分たちのものというか、償却のためにだけ十町歩が終わる。そういうことで、私も、先ほど言ったように三千町歩ぐらいは刈り取りをしているのですけれども、それが五年間しかもたないのです。

そうすると、今話し合っているのは、やはり農機具が今の半額ぐらいだったら何とかやっていけるかな。そうでなかったら、おれはこの機械で終わりだ、あとはだれかに任せ、農協職員がやるのかとか役場職員がやるのだろうか、そういう心配まで今出ています。

○栗原(博)委員 では、斉藤村長さんにちょっとお尋ねいたしますが、大変高冷地という中で、特にまた昨年度の大凶作についてお話を承りまして、痛恨のきわみでお聞きしておりました。おたくの村を見ますと、過疎化ということで、資料を見ますと、人口が大変急テンポに減っております。特に私、これを見まし

て、昭和四十五年に農業従業者が三千七百人おったのが今は一千六百人だ、もう半減以上しているわけですが、特にこの中において米の部分開放、ミニマムアクセス受け入れによっておたくの村はどのような大きな影響を受けるかということをお聞きしたいと思っております。

○斉藤長見君 うちの方は、「やませ」の影響が年じゅうというか、毎年あるわけなんです。昔はため池がいっぱいありまして十分管理されていたものですから、稲作につきましては、種類さえきちんと、寒くてもとれるところの米をつくれればある程度間に合ったのです。ところが、今はそういう米をつくっていてももう商売にならないわけですし、基盤整備が終わりましたから、水が十分な、十分なと言っているながらもやはり大変不足しているような格好なんです。やはり水と米、気候と米ということになります。やはり水でもなかなか大変なんです。やはり村の中の全体、農業の経営としては半分くらいは米でということが基本で、今もそうやってきています。

○栗原(博)委員 冷害は水管理が、もう少し水を張れば冷害も逃げ切れたと思うのですが、やはり兼業といましようか、農業だけでは、このまま米だけつくってはいけません。収入にならぬ、他の仕事につきながらということで、やはり米づくりに専念できないところにもまた冷害も起きるのじゃないかというかと私は思うのです。

その中で、あなたの村では、村づくりということで飯館牛という大変すばらしい肉を生産されているようでありまして、私も自民党の国会議員、特に福島県と新潟県は大変経済的な、あるいはまた歴史的な条件が同じということで、両県の十七名の国会議員が、福島、新潟県の自民党の議員連盟をつくりまして、田中直紀先生が会長に御就任になって同じ立場で実はやっているわけですが、私も新潟も大変高冷地でもあります、同じような状況のところがありますので、一生懸命我々も取り組んでまいりますので、今後ともどうかひとつ御指導賜りたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○中川座長 次に、永井哲男君。

○永井(哲)委員 きょうはお忙しいところお越しいただきまして、大変貴重な意見を陳述していただきまして、誠に申しあげたいと思います。

私のところは網走管内ということで、農地が十七万五千ヘクタール、ほぼ福島と同じだけの農地があるところでございます。きょう皆さんがおっしゃったことは、本当に痛いほど私もよくその気持ちがわかるのであります。

私、社会党の立場ですけれども、そういう点で、社会党は本心に厳しい選択をしました。それは特に、今ガットを受け入れないという状況の中で、これは自由化も関税化もしていないという農業の実態の中で、それではその農業に本心に未来というかそういうものがこの時点で開けているのか、非常に厳しい状況にある。国際的ないろいろな約束という問題もありますけれども、そういう中で、より農業をこれから政治の中できちっと位置づけ、そして二十一世紀に向けての力強い基礎をつくるには、苦渋の選択でありますけれども、ガットというような国際的な状況、これをのんで、そしてそれに対抗できる、そういうものを私たちがその中心となつてやっていくというふうな気持ちでその選択をしたということを御報告申し上げたいと思います。

皆さんの気持ちはいろいろわかりますので、なかなかそれは理解というところにはいかないとも思いますが、そういう中で、私たちは万全な対策を打って、これから皆さんが農業の経営に不安を抱かない、そういうようなものをつくり上げていきたい、そういうふうなことを考えているところでございます。

今、六兆百億円という問題で、これが別枠なのかどうかという大きな問題となっております。この点、このWTOの委員会の最終的な中で、首相の方からも一歩進んだというふうな統一見解というものもきつと出してくるだろうと

いうことも、これも私たちは、与党の立場としてもそういうような方向に持っていきたいというふうにも思っているところでございます。

さて、そういう中で、今、新規就農者の問題、これは大変大きな問題だということに思っています。この福島県の場合と見比べてみますと、昭和六十年に新規就農者が百人を割って、以来ずっと百人台は回復していない。平成三年には三十九人と最少に落ち込んだというふうな何とておりま

す。そういう中で、例えば私の北海道では、将来六万八千戸のそういう農家の体制をつくっていくに、それには毎年二千三百人程度の新規就農者が必要だ、これは自治体の方で出しております。しかし、それに対して、新規就農者は年間五百人しかいないというのがたまたま北海道の状況でありますけれども、この福島にとつて、そういう将来展望を持っていける農業の新規就農者の数としてはどの程度のものか。それに対して、今の現状というものはどうなのか。そして、それがなかなかそういうような人数に満たされていないとするならば、その原因は一体どういうところにあるんだらうかということについて、安田さんにお伺いしたいと思ひます。

○安田壽男君 福島県で今、農作業を基幹的に担っているのは約八万六千人ほどだと書かれていますが。平成六年、ことしの一月の調査であります。概算的なものですけれども、二十代、二十九歳以下の人が〇・九%、六十五歳以上が三〇%を超えて、こういう状況であります。

永井先生のお話ございましたように、自由化もガットの影響もまだ出てない、心理的なものは別ですけれども、直接的には影響が出ていない状況でこういう状態。そこに今度はもっと厳しいものが加わってくるというところから、私もものすごく加わっている、今とりあえず基幹的に農業に参加している人たちに、しかも若い人たちに、対して重点的に応援をしていくというところで、国の施策を受けた県、市町村での取り組みと並行し

て、私もJA組織も認定農家制度、これは国、県等の枠をもう少し広げて取り組みをしてきていて、こういうところが第一点でございます。

結果をもたらしただけに過ぎない、これは十分私も自らの取り組みをとおわせて反省をしながら、ちゃんとしたい体制をとっていかねばならない。そのためにはやはり、安心しておれぬ頑張るよと、さつき西さん、自分の息子にはというお話ございましたけれども、私のところは、私がこんな立場で常勤しているものから、三十八歳の息子が専業的に農業をやっております。しかし、手前のところで確保されているからそれでいいというところにはなりません。そういう人たちがこれ以上脱落しない、少なくとも人たちに応援をしていこうということで、今回国からお示しいただきました対策の中で後継者対策等を前向きに受けとめて、また我々も組織的に対処しなければいけません。

ただ、それじゃそれだけでカバーできるのかというところになりますと、とてもそんなわけにはいかぬだろうということで、私自身は、我々農業協同組合は流通の過程にだけ機能してきたということではなくて、生産の現場に直接組織的にその事業を広げて、みずからまさに組合員と一体になつて、喜びも悲しみも経営の責任もメリットも一緒に負担していく、担っていくんだ、こういう姿勢で取り組みをしなければいけない。そういう思いで、まだ県全域に、これを呼びかけるところまでは至っておりませんが、私自身の二本松市農業協同組合では、そういうために地元の市と一緒にやって今農業振興公社を設立し、そこを母体としてやっていくというところで、明年の五月にスタートさせるべく取り組み組んでいるということでお答えにさせていただきます。と思います。

○永井(哲)委員 安田さんに、できればということとでちよつとお伺いしたいのですけれども、平成六年にはこの福島県では六十二人の新規参入だと

いうふう聞いておりますが、これは、できればこの程度いてほしいという人数として、毎年どのくらいの人たちが参加してほしいというふうな農業側では考えているのでしょうか。

○安田壽男君 具体的に、福島県の農業の将来展望を担って何人あればいいというところまではまだ組織的に検討しておりません。しかし、この程度の数ではどうにもならないということは率直に申し上げられると思います。

○永井(哲)委員 それで、生産者の立場としてお伺いしたいのですけれども、先ほど西さんの方も息子さんはつかせていないというふうにもお伺いしました。その中で、なぜなかなか就農がでないのか、いろいろな理由があると思いますが、その点、再度というふうな形になるかも知れませんが、例えはフランスの場合ですと、ことしの九月、農業者ともちよつと会つてお話を伺つたのですけれども、フランス人にとっては必ずしも農業というのの魅力のない産業だとは思っていない、そういうふうにもおっしゃつておりました。ただ、なかなか新規に入っていく資金がないから農業に入っていないんだ、そんなふうにも農業者は言っていたわけですから、そういう点をちよつと加味してお答えいただきたいと思ひます。

それは生産という立場で、西さんと佐々木さんにそれぞれお伺いしたいと思ひます。

○西一信君 先生からの質問なんですけれども、私は、農業を始めて、青年会長とかしながら、鹿島町にはその当時、二十数年前ですけれども、三百人ほど後継者がいました。それでも実質的に活動している者がなくて、それで十人ぐらいつたわけなんですけれども、現在は三十数名、先ほど言つたように、大体大部分が海外派遣研修ということで勉強してきました。その中で、いつでもや

はり酒飲みながら話すことは、本心にこのままで大丈夫なんだろうか、子供に農業を継げと言われ

るか。

先ほど私が言ったんですが、私の子供も農業に
関係あるところに勤めております。それで、二、
三日前に集まったときに、隣の人のおれの子供に
何で農業やらないんだと言ったら、おやじと同じ
品目ではうまくない、自分がそれなりに展望が開
けたらやる、そういう答えをもらったんですけれ
ども、現在、養蚕やっている仲間もいますし、み
んな本当に大変だ。

先ほど言ったように、このままの状態では本当
に、新規就農者は鹿島町で三年に一人ぐらいで
す。福島県九十市町村あるんですけれども、先ほ
ど一年に六十人と書いたのは、ただ本当に農業を
楽しみながらやる人もまぜてかなと思ってるん
ですが、本当に農業を目指してやる人というのは
恐らく三十人ぐらいだと思います。

やはり、三十人では三年に一人しか市町村では
回ってこない。これは一年一人ぐらいは必ず
確保していきなさいと思ってる、どうだ、農業を一
緒にやらないかなんという話も話しているん
で、すけれども、今の状態で、例えばサラリーマンに
なれば週休二日とかそういうことがありますが、
先ほど佐々木さんが言ったように、本当に朝早く
から夜遅くまで働く、そういう後ろ姿を見てい
ては、やはり後継者とかそういうのはなかなかつ
いていかないと思います。

○佐々木健三君 私ことなんです、私の息子は
ことしの秋口に結婚いたしまして、私と一緒に農
業をやっております。

よく見てみますと、結局、農業をやろうという
のは、現状は苦しくても将来何とか見通しができ
るというふうになれば、これは頑張れると思うの
です。今、若者たちは、うちの息子にかかわら
ず、どんな職業の青年もみんな厳しい中でやっ
ているんですね。弱電に勤めている人は、先ほど
陳述しましたように、海外に行っちゃって職場が
なくなつたとか、もうそういう問題がいっぱいあ
るんです。農業も苦しいけれども、よその産業に
働いている青年も大変苦しい状況だと思うんです。

ね。

我々、少し先輩としては、やはりこういう青年
の人たちに希望を与えることがあれこれの施策を
やる根本だというふうに通じているんです。私は
それほどうまく子供に伝えたいつもりはないん
です。私のこういう活動も含めて、おやじのあ
いいう形をすれば農業は何とか生きられるんじやない
かと思つたんだというふうには私は理解してあり
ます。こういうことだと思います。

○永井(哲)委員 ありがとうございます。

酪農は本当に労働時間が非常に長い大変なお仕
事でありまして。農業、すべてこの時間というもの
も、今の千八百時間労働とかいう中で、大変に大
きな問題であるという中で、大変な御苦労と思
います。

そこで、これも西さんにお伺いしたいのです
が、ドイツとかE.Cあたりでは、生産の拡大
というのがもうできない、十年來もう枠を拡大で
きない、それどころか下げていくといつたような
状況の中で、いろいろな、例えばデカップリング
だとかいうようなものもあるわけですね。直接所得
補償というものもいろいろ問題となりますが、
その規模の拡大をできないということ、直接所
得補償というものが二つあれば、生産者の立場と
してはどちらを選んでいきたいというふうと思
っているのでしょうか。

○西一信君 先ほど規模拡大の話をしましたけ
れども、我々の土地で土地改良事業、その償還金
が年に二万数千円あるんです。それで、小作料
が三万円なんです。そうすると、貸し手の方が、
償還金を除いて一反歩一万円も入らない状態なん
です。その人が例えば一反歩持っていたとする
と、一反歩でコシヒカリを今のあれで五俵ぐら
いしかもらえないんです。そうすると貸したくな
い、そういうことで流動化が進まないというのも
規模拡大につながる理由だと思ひます。

また、所得補償のこと話したんですけれど
も、生活は所得がやはり一番だと思ひます。楽し
く働けて所得があつて暮らせるのが一番だと思ひ

ます。若い人たちも、そういう今の農業の実情か
らして、やはり農業に携わることが無理なのかな
と思つています。

○永井(哲)委員 斉藤さんにお聞きいたします
が、今の新規就農者が少ないという問題のほかに、
やはり生産者自体が高齢化している、そして高
齢化していく中でなかなか農作業自体が対応でき
ていない、いきづらいつたような問題もあると
思ひます。

また、大規模化していけばどんなところに住む
人が少なくなるといつたような問題を抱えてあり
ますが、そういうような高齢者であっても生産と
いうものを地域が支えるようなシステムをつくら
ないといふふうには私も考えているわけ
です。その点、斉藤さんの村における高齢者、そ
して、その作業の実態といふことが、そういうよう
な中でどんなふうに斉藤さんとしてはお考えで
しょうか、今後の高齢化の問題点について。

○斉藤長見君 中山間地域ということになります
と、大体二割、三割ぐらいの高齢者が主役だ、こ
う思ひます。どこから高齢者でどこから若い者だ
というあれもつけられないので、今七十歳前後で
もちゃんとした現役で農業をやっている人もい
っぱいいるわけなんです。

特に、これからの高齢者をどういう農業として
の受け入れ、育て方をしていくかということにな
りますと、まだきちつとした策もございせん。
ただ将来は、高齢者が村の人口の中の二五%にな
るといふのもあと四、五年のことでございますの
で、農業をやろうがあるいは別のことをやろう
が、元気な老人であればもう半分くらい老人に
なつてもしょうがないのじゃないかというつもり
で、今地域づくり、物づくり、人づくりという三
本のことを一緒にこれからのいろいろな施策を
とつていきたいな、こんなふうな考えておりま
す。

○永井(哲)委員 先ほど佐々木さんの方からも言
われておりましたけれども、日弁連の方で新たな
安全の対策をする。実は私、弁護士としておりま

して、八八年だつたと思ひますけれども、旭川で
人権大会というのがありまして、人権大会は毎年
二つぐらいの大きなテーマでやるのですけれど
も、農業の問題というのがそのときの一つのテー
マとして掲げられました。

安全といふものをもう重視していかないと
けない。コーデックス委員会とかそういう中で統
一規格といふものも成つていくわけですから、そ
ういう中で表示といふものも、これは消費者の人
たちがみずからきちつとわかるということも含め
て、その表示の問題もあわせて強化していかな
ければいけないといふふうにも思つているところで
ございまして、そういう表示、安全といふ問題
について佐々木さんの御意見をお伺いしたいと思
ひます。

○佐々木健三君 実は私、自分のところの牛乳を
製品化して地域に宅配しているのですが、従来で
すと日付は製造月日、これから賞味期間月日に
変わるわけなんです。これもWTOとの関係だと思
うのですが、消費者はやはり困ると言うのです
ね。製造月日がやはりいいんだといふふうには
ございまして。それは先生、おわかりですね。

○永井(哲)委員 はい、わかります。

○佐々木健三君 だから、そういうのがすべての
食品に今度は義務づけられまして、恐らく一番
困つたのは保健所の方々ではないでしょうか。今
までそれできちつと取り締まりしてきたのに、突
然、次からその取り締まりができないといふよう
な状況になつていまして。

それから、コーデックス委員会の問題なんです
が、私たちがいろいろ聞くところによりますと、ひ
どいものになると十五倍ぐらい日本で規制されて
いるものが緩和されるといふのです。実はきのう
新婦人の大会がありまして、そのことを話した
ら、そんなのうそだといふぐらいみんなびつくり
するのです。三倍、五倍はもう当たり前になつて
います。ですから、もうこの問題だけでも議論が
できるぐらい大変な内容だといふふうな思ひので

す。これは我々、生産者だけの問題ではなくて、もうむしろ消費者の方々の問題だというふうに思っています。今一生懸命声を大にして言っているのですが、その点は大変心配をしております。

○永井(哲)委員 時間が参りましたので、もう終わりにしますが、コーデックス委員会のあれで一言言えば、緩和されている面もあれば逆に強化されている面もあるということも御報告しておきたいと思ひます。

今度のものは自由化というふうに一般的に言われていますが、そういう高くTBEを張るような形で、私は関税化だというふうに思っています。それにしても将来的に皆さんの不安を抱かせない、そういったような農業の政策の確立に向けて私ども社会党も一生懸命頑張っていくことを皆さんにお約束して、私の質問を終わらせていただきます。

○中川座長 次に、仲村正治君。

○仲村委員 私は、改革を代表して出席をいたしました仲村正治と申します。

御承知のように、衆議院で審議を続けておりますWTO協定を我が国が締結することのよしあしについて広く国民各界の御意見を聞きするため、きょうは私たちが、衆議院のWTO協定等特別委員会から派遣をされたのであります。

本日の公聴会に御意見を述べにいられたために御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。先ほどは御四名の方から大変貴重な御意見を拝聴することができまして、大変参考にさせていただきます。

そこで、私はこのWTO協定締結の意義について、私なりの意見を交えながら御質問をさせていただきます。

今回の世界貿易機関設立に至るまでの経緯、経過は、七年余のガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の結果として生まれてきたものであります。この協定に加入することとなりますと、生産条件の不利益が我が国農業の分野に及ぼす打撃、不利益ははかり知れないものがある、しかし貿易立国とし

て発展を続けている我が国の総合的国益の立場からWTO協定の一括受諾方式の国際取り決めの受け入れを決定したことについて、今、国会審議を続けているところでございます。私たちが、これは決して九割で無条件での受け入れであってではない、国内対策の万全を期すことが大前提であるというふうに考えているところでございます。

ところで、先ほど安田壽男さんから、農業合意は誤りである、WTO協定は批准すべきものでない、こういう御意見がございました。今我が国は、高度に発達した工業国家、そしてその製品を中心にした輸出によつての貿易立国として世界でも高水準の高所得国家・国民となっています。そういう全体の状態に合せて、農業分野での他産業との水準を維持するためにこれまでも政府は相当試行錯誤の努力を続けてきて、ある分野においては成功したのもありますけれども、ある分野においてはうまくいっていない点も多々あります。その点について、我が国の農政はイエス・ノーのノー政であるという批判もありますが、私はそのように考えておりません。

ただ、他産業並みに農業分野の所得を維持するために自然に生産コストが高くなるようなことで、これはある意味で日本全国民が負担をしているということになっておるわけですが、しかし反面、やはり高物価国家ということに強い批判もありまして、内外の価格差の是正をやるべきであるという意見もないわけではございません。しかし、昨年からことしにかけての米不足に見られるように、少々高くてもやはり国内産がいいという意見等を考えますと、やはりこれからは食糧、農産物というものは国内産を中心にして考えていかなければならないという考え方を持っておるわけでありまして。

先ほど、このWTO協定を批准すべきでないというような考え方について、もし我が国がそれを批准しなかった場合に、世界の貿易ルールの枠外にあつて我が国のこの高所得の状態を維持できる

のか、そしてそれによつて農業分野の援助ができていくのか、いわゆる農産物の現在の価格の維持ができるのかという点について私は非常に疑問を持っています。何としてもやはりWTO協定の批准をして、その中で我が国の農業が生き残っていくような状態をつくるべきであるというふうに思っておりますけれども、安田さんはその点についてどのような考えをお持ちであるか、お尋ねをしたいと思ひます。

○安田壽男君 先ほど永井先生の御質問の中にもございましたが、ガットの農業合意受け入れ、その影響が具体的に出てくる前に、農業後継者が極めて少ない、継続はできない、こういう状況下になつていく、これは御承知のとおりでございます。

そういうときに、さらに重い負担、競争が強いられる農業合意は、農業者の立場からはこれはとても耐えられるものではないということ、申し上げましたように、それぞれの国が異なつた自然条件のもとで農業生産を営んでいる、こういうこともあわせて御考慮いただければ、私どもの主張、考え方は決して誤りではないのかな。しかし、先生おただしのよう、我が国の経済社会、工業を中心にして高度な発展が今日の農業の改良なり価格支持にも大きな貢献、役割を果たしていることも御指摘のとおりでありますし、私どもその面について何らの配慮をしないということではございません。

したがって、農業者の分野からは誤りであり、批准はすべきでない、こう申し上げますが、具体的に国益の立場から国民の幸せを考へる立場からどうするかについては、まさに国民の代表としての諸先生方の御判断にまづ以外はない。しかし、私どもこれで死んでしまふわけにまいりませんから、生き残れるために明確な対策をお願いいたします。六兆百億円の例にとらせていただきますが、枠が外枠だよ、内枠だよと、我々一人一人の農民が判断に迷うような、そういうお示しの仕方では、せっかくの御配慮がその効果を上げる、農

民に意欲を持たせるような状況になつていないというところをつけ加えさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○仲村委員 先ほど御陳述の中で、世界の食糧、人口、環境などを考えた場合に、各国が自国の農業の維持発展を可能にする平等、公正な貿易ルールの確立を図るべきである。もちろん私も、これは生産条件のいい、生産性の高い農業国だけの立場のみ考えてはいかない、やはりやせ地にしがみついて、生産性の低い国においても自国の食糧生産のために努力をしてもらわなくてはならぬ、そして食糧増産のために地球環境が破壊されるような状態を生み出すようなことがあつてはならないということ、それは安田さんと同一見解を持つている立場であります。

今回の締結は、それは各国が利害を痛み分けしたぎりぎりの各国農業の生き残り策を考えての取り決めであつたと思ひます。したがって、我が国にとつても、今後世界全体の経済を発展していくための貿易ルールの確立する中で、その中に農業の分野の位置づけをどうしていくのか、そして農業の生き残る道は何なのかというような考え方で、それはぎりぎりの苦渋の決断であつたというふうに考えておりますけれども、先ほど御指摘になられた農業の維持発展を可能とする平等、公正の貿易ルールという考え方に皆さんの立場からどうあるべきであつたというふうにお考えだろうかということをお尋ねしたいと思ひます。

○安田壽男君 例えば米についてでございますが、去年の大不作、ことしの大豊作、これは人知を超えたまさに自然の影響によるものと思つております。したがって、こういうときに何らかの機能的な調整ができるような方策、そういうことがきちんとつけ加えられるということであつてほしい。たくさんございまして、具体的に一つだけ例示をすれば、それが農産物についての貿易ルール、私どもの立場からお願ひしたい点であります。

○仲村委員 非常に生産条件の悪い我が国農業、これは非常に狭隘な国土の中に一億二千四百万人の人たちが一定の所得を維持しながら食っていくわけにはならぬという非常に厳しい条件下にあるわけでごいさすけれども、その中でよく自給率向上対策という意見が出てまいります。私たちも、やはり食糧安保という立場から一定の国内での自給率というものを維持していかなければならないという考え方には違いありません。しかし、無理して自給率向上を図るとなると、自然に生産コストが高くなる、これは消費者に必ずしも寄せて来るといふような考え方がありますので、自給率の問題についてもやはり我が国の国土に見合うような形のものでなければならぬというふうに思いますが、その点について安田さんの御意見を聞かせたいと思います。

○安田壽男君 先生御指摘のとおり、何が何でも一〇〇%でなければいけないとか、六〇%が悪くて七〇%ならいい、こういう単純なことには相ならぬというふうに思っております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、特に我が国農業の約半分近い面積を占めます中山間地では平地よりも農業生産、食糧生産以外の側面であつた役割が非常に大きい、このことをきちんと評価していただく、農産物価格以外の面で手当てをしていただく、そこでの農業経営が持続できる、こういうことであればおのずと日本の立地条件を生かした、気候風土を生かした中で自給率というものが出てくるのではなからうかというふうに思っております。

○仲村委員 先ほども、我々がガット・ウルグアイ・ラウンド、いわゆるWTO協定を受け入れることは無条件じゃない、それには前提条件があるというのを申し上げましたが、いわゆる国内の農業が今後も生き残っているような条件整備をきちつとやるのがWTO協定を受け入れる前提条件であるということでございます。

御承知のように、今六兆百億円という農業対策をするんだということになっているわけでは

すが、今審議を通じて我々が感じていることは、まだまだあやふやな点が多い、既定の農業予算と切り離してこれはウルグアイ・ラウンド対策だといふふうにするのかしないのか、そういう点も非常に不明確な点がありますし、またこの六兆百億円に対する財源もまだ見通しがついてないというように感じまして非常に不安な気持ちでありますけれども、こういう点は我々国会議員がきちつとしていかなければならない責任があるというふうに思っております。

ところで、これに関連して新食糧法が提案されているわけですが、その中身は、今後の生産調整は生産者の自主性に任せる、強制感を持たせるような生産調整はしないというふうに出てくるわけですね。これは生産者の立場からすれば非常に歓迎すべきことであると思います。しかし、平成六年、平成七年の六十万ヘクタールの生産調整によって恐らく平成八年八月には二百万トン近い余剰米が出るだろうという懸念もあるわけでございますが、この自主的な生産調整という考え方、過剰な状態になったときの米価に及ぼす影響についてどのようにお考えになっておられるか、安田さんにいま一つ伺いたいと思います。

○安田壽男君 特に自主性を尊重した生産調整の取り組み、アメリカとかオーストラリアとか、商品としての米生産的な規模が大半を占めている地域におきましては、個々の経営体の選択で十分その機能が發揮できるのではないかと、我が国の米生産体系は残念ながら自家飯米も相当程度占めている。そういったときに、選択制というかが希望制というか、そういうものが有効に成果を發揮することができるといふことについては大きな疑問を持っております。

それから、個々の農家に面談当たりについて幾ら奨励補助金を出しますよということについては、隣同士がやる、やらない、同居しても適用できるわけですが、地域全体に影響を及ぼします事業、施設等については、残念ながらこれは非常に難しいことになる。そうしますと、新聞や

テレビで報道されておりますように、今度は希望制だよ、選択制だよといったも、農家個々が受けるのは、地域として、例えば市町村長さんがこの地域のために何かやりたい、組合もそれを受けて立ちましよう、こういう意思決定がされたとしても、そこに取り組む人、取り組まない人が同居すると、地域の中で農民同士がいまい合うことになりかねないのかな、こういう疑問を持っております。

かといって、先生御指摘ございましたように、二年がかりで百三十万トンの備蓄をやりましようというところで取り組んだところが、ことしの大豊作で一挙にこれができてしまった。そのほか、緊急輸入の米がある云々は別枠として考えるにしても、やはり国全体としての過剰は、これは生産者の立場でもそれによって米価が引き下げられるということになれば困ることありますから、要は行政の立場でも、その御指導をいただきますが取り組んでおります私どもの立場でも、どうしたら生産者個々の信頼を勝ち得て有効な対処方策を見出すことができるのかにかかっている。単純に、一年で二年分の備蓄ができてしまったから機械計算で十三万ヘクタールの転作強化だよということだけでは、今後のすべての農政展開についてはないか、こういう疑問を持っております。

○仲村委員 ありがとうございます。時間が参りましたので終わります。

○中川慶長 次に、千葉国男君。

○千葉委員 私は、お隣の宮城県からやってまいりました改革の千葉国男でございます。

公述人の皆様には、大変お忙しいところ御出席をいただきまして、貴重な御意見をお寄せいただき大変ありがとうございます。

今仲村委員の方から具体的なWTOの関係のお話がありましたので、私は、現場における具体的な問題について幾つか御質問させていただきたいと思ひます。

初めに、西一信さんにお伺いいたします。

先ほどのお話の中で、楽しくなければ農業ではない、私は、大変すばらしい言葉である、またその思いが込められたお言葉に大変感動いたしました。若い方々とも積極的に、これからの日本の農業についてどうあるべきか、こういう本当に真剣な姿勢にも感銘をいたしましたところでございます。

その中で、鹿島町における規模拡大についてのお話もございましたが、実際御苦労されてきて、今後規模拡大のあり方といひますか、見通しといひますか、今日までの営農から考えてどういふふうに見通しを持っておられるか、そういうものをまずお聞かせいただきたいと思います。

○西一信君 お答えしたいと思います。

規模拡大についてなんですけれども、我々の町では、現在五町歩以上の生産農家というのが五十五戸ほどあります。その中で、先ほど言つたように、それを基本としながら、農作業の受委託、そういうものをしながら生産に励んでいると思ひます。

それで、今後はと申しますと、やはりその方たちが、先ほど言つたように本当にコスト低減とかそういう形でスムーズにいくならばそれなりに規模拡大も可能、そしてまた、先ほど農地の流動化が進まない理由を言つたのですけれども、それなどについても、いろいろ補てんとかそういうものを願えば流動化が進んで規模拡大が進む、そういうふうには思ひます。

○千葉委員 先ほどの中にも、収入という面から考えると、ずっと、十八年ぐらいいろだというお話がございましたね。その中で、農機具とかあるいは肥料とか農業代が高い。私は、足腰の強い魅力ある農業を築いていくためには、何といつても収入を上げてそしてコストを下げていく、やはりそういう努力が必要だと思ひますけれども、米はこれからますます先行きに対して高くなるという考え方は難しいだらうと思ひます。そういう中で、やはりそういう物財費をいかにコストを下げていくか、そういうことが必要だらうと思ひます。

が、先ほどもちよつと出ましたけれども、その辺に對する考え方、現場で御苦労された体験をひとつお願いします。

○西一信君 先日、皆さんで話し合つたのですけれども、コスト低減のためにということで、肥料、農業機械などの値下げ、そういうものがあればそれなりに低減できる。また、先ほど言つたように、米価が二十年ぐらい一緒なんですよ、そして消費者米価は恐らく倍以上になつてくるのか、そういうことを感じます。その不思議さを解明していただきたいということをさつき言つたのですけれども、そういうことも我々はいつも思つています。それからまた流通の改善、これなどもコスト低減につながるのではないかと思つております。

○千葉委員 農業とか肥料、いろいろありますけれども、アメリカなんかとの比較では、もちろん流通のあり方とか規模拡大に伴う消費量の大きさ、あるいはまた機械化が進んでいく、こういうことで、日本の農業あるいは肥料というものが約二割から三割ぐらい現実に高いんじゃないか、こういうふうな指摘されているわけです。その辺について西さんの方の現場で、例えば経営者会議なんかのお話の中で出てくるのは、要するに、農協からそういう農薬とか肥料を買う、それは組合の精神からいくと全体に對してそれを反映しなければいけないということで、大きい農家の方が特別量を多く農協から買つても余りおまけもされない、そして結果的に商社の方から買うようなことが起きてくる、こういうことが言われておりまして、その中で農協との感情的な問題があつたとかなくなつたとかということがよく報道されているわけですが、現場でそういうことで御苦労されたようなことは、どうでしょうか。

○西一信君 我々も、グループで共同購入するしかコスト低減にはつながらないということで、それなりに勉強しながら、会社と直接交渉したりはしてきましたが、会社と直接交渉したということ、またそれも二、三回でやめた時期もありま

す。

○千葉委員 農協さんに何か文句を言うつもりはありませぬけれども、今度いろいろな対策として、そういうものにも對しても奨励金とかそういうことで還元をしていきたい、そういう努力もされているようなんですが、お互いに力を合わせて、すばらしい農業を築いていくためにぜひその辺の努力と歩み寄りをお願いを申し上げたいと思ひます。

もう一つ、西さんにお伺いしたいのですが、若手の方々を育てるために海外研修等大変積極的に努力をされて今日まで来ているわけなんです、私も、やはりこれからの日本の農業を支えていくためには、新しい方々、農家の子弟の方たちももちろん当然ですけれども、そういう意味で、新規参入の道をいかに広げていくか、また将来に對して希望を持つて取り組んでいただくか、こういうことが非常に大事だと思つております。

そういう意味で、今までもずっとそういう若手の人材育成に力を入れてきた経験からいつて今何が一番、三年に一人だなどというお話もさつき出てきましたけれども、こういうふうなやればもつと若手の方々が入ってくるんだ、これをやつてもらいたいんだ、こういう現場からの提言をぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○西一信君 やはり今までのいろいろな補助事業がありますけれども、ばらまきというのか、そういうのをなくしながら、本当にやる気のある者に対してはそれなりに助成をする、そういうことでなければ恐らく続かない。そしてまた、先ほども話したのですけれども、花の問題にしても、今種が海外から来るのですよ。そうすると、種の値段がとても高くて買えない。しからば、その種を買つて育てたにしても、先ほど言つたように上限があつて、安くて計算が合わない。そういうふうなこともありますので、やはりやる気のある者にはそれなりに援助してもらえれば、また若い人たちは、ああ、あれが頑張っているんだと思つてついてくるんじゃないかと思つております。

○千葉委員 齊藤村長さんにお伺いしたいと思ひます。

先ほど、地域の活性化には人材の育成が大変大事だ、そのために婦人の果たす役割も大きいというところで、「若妻の翼」、研修をやつたり、意欲的に取り組まれておりますし、あるいはまた飯館牛のミートバンク構想をやつていろいろ努力されているのですが、従来から続けられてきたふるさと創生資金に續いて、今回、地方単独施策として、農山村対策として、今後六年間で一兆二千億円の措置ということが言われているわけです。山村指定とか過疎指定を大体二千の町、村と、こうなりまして、概算ですけれども、大体一つの村なら村に今度は六年間で一億円行くような計算になるだろうと思ひます。これまで行われてきた一億円の助成が、こういう形で人材育成とか、そういう新しい村の活性化に活用されてきたと思ひますが、その辺は、どういふふうなふるさと創生資金等が飯館村で有効に使われてきたんでしようか。

○齊藤長見君 村というものなんです、そこに人がいて物をつくつて収益があるというのが村だろう、こう思ふのです。

そこで、いろいろ、そこにいつまでも住んでもらいたい、多くのに残つてもらいたい、来てもらいたいということで私も頑張つていっているわけなんです、それぞれ、農山村ということになりますと、財政的に限度があるわけでありまして、この前のふるさと創生の一億円は本当に助かりました。今までもこうした事業が幾つか国の方にはあるわけですが、前にもあつたわけですが、ただ、国の方のメニューにはいろいろの条件がありまして、村というのは百あれば百全部違うと思うのです。それにもつてきて、同じものをこれでどうですかと言われまして、大変中身が違つたり人の考えが違つたりということで、実際補助金をもつて仕事をするんですが、効果の上がらないでしまつた村、あるいは金、団体というものもあつたのではなかったのか、このように思ふわけであ

ります。

これからのこうした創生交付金なりあるいは六兆円の営農事業の支援ということになりますれば、やはり地方で、その村で、その町で、これが絶対うちの町で生きていくには必要なんだよというものをつくつた場合に、やはり国の方においてこういうものを支援してもらつて、要するに、押しつけでなくて受け入れるような立場で御指導いただきたい、御支援をいただきたい、そんなふうに思ひます。

私どもの方でも、いろいろ人口の定住策あるいは交流策、あるいは人づくり、地域づくりということで特別に金をかけているわけなんです、やはりどちらかといいますと、大体うちの方でも限界かなというふうなことも考えることもあるわけなんです。これからひとつ、五年、十年というのではなくて、農村対策というものはこういうものなんだよというふうなことを張りつけていただければ大変ありがたい、こんなふうな考えております。

○千葉委員 この間、十一月十七日の私のこの一兆二千億円の質問に對して野中自治大臣は、考え方として、まずソフト面ですっかりと応援をしていきたい、二番目としては従来からやつてきた農業の集落排水とかあるいは農道の整備とか、あるいは三番目としては森林の保全というのがやはり中山間地では大事だ、そういう意味で森林を保全するとか林道の整備等を推進する、こういうふうな答弁がありまして、今村長さんからお話がありましたように、その村、村に應じた対応についてしっかりと御支援をしていきたい、こういうふうなお話もございました、先ほど来の飯館村として積極的にやつていっている問題について全国の模範となるような活性化対策をぜひお願いを申し上げたいと思ひます。

きょう、それぞれお話をいただきましたものについては、早速あすからまたWTOの特別委員会がありますので、その中でしっかりと反映させていただきたい、このように申し上げまして、私の

質問を終わります。

以上です。

○中川座長 次に、藤田スミ君。

○藤田委員 日本共産党の藤田スミでございます。

きょうは陳述者の皆さん、本当にありがとうございます。

私どもはマラケシュ協定の批准に反対をして、公平、公正、平等の原則に立った再交渉を日本政府は行なうべきだ、日本の国の経済の位置が世界で非常に重要なところにあるだけに、私どもはそういう立場を堅持するべきだというふうに考えております。

今回のこの協定というのは、先ほど安田さんのお話にございましたように一括受理方式でありますから、これまでのガットのように留保をする権限というものも認めておりません。そのことが主権侵害を一層拡大するものであるということを私どもも指摘しております。

いずれにしても、世界貿易機関、WTOを設立する協定を柱にしまして、大変広範囲にわたる貿易協定を盛り込んだものでありますので、これらの協定文書だけで実質は二万数千ページに及ぶものであります。関連する国内整備法案と合わせますと、とても今国会中に審議を尽くせるものではありませんで、皆さんがおっしゃったように私どもも慎重審議を求めているところでございます。

WTO協定の発効期日は定められておりません。このことは外務大臣も我が党の松本善明議員の質問に答えております。現在、批准は二百二十四カ国中二十七カ国でございますから、私はそういう点でも我が国の立場にもっと毅然と立つべきだと考えるわけです。

アメリカの方は、ウルグアイ・ラウンド諸協定の協定もアメリカ合衆国の法律に反するものは効力を持たないという明記をしております。国内実施法案を提案し、さらに先日クリントン大統領と共和党との間で、WTOの紛争処理内容いかんでは、つまりWTOの紛争処理委員会の裁定がアメ

リカの側から見れば勝手な内容だとする判断が五年間に三回重なればWTOを脱退する決議案を議会に出すという、このような合意を交わしているわけでありまして、その点でも大変アメリカの身勝手さといえますが、横暴が非常に露骨であります。

昨年の全中の抗議声明を私は忘れることができませんが、農産物の輸出の市場分割をめぐる談合を看過し、その不当な圧力に屈して、食糧の自給、すなわち、国家存立の基盤を将来にわたって放棄する協定の受け入れは許されず、こういうお立場は、今まさに世界の食糧の事情を見ましてもそのとおり、その放棄というのは国際貢献という立場からも反するものであると言わざるを得ないと思うのです。

そこで、まず佐々木さんにお伺いをいたしますが、今度のこの農業合意に伴う対策は影響を最小限に食い止めるものだおっしゃっておられるわけですが、これは牛肉の輸入自由化のときも実は同じ言葉を使い返されておりました。その結果がどうであったかということ、先ほど若干お聞かせをいただきましたけれども、もう少し詳しくお聞かせください。

それから、今、さらにこの農業協定の中で牛肉の関税率が引き下げられてまいります。また、乳製品の輸入もふやされていくことになるわけでありまして、そういう中で、政府はさらに畜産業の規模を拡大することで展望が開けるということを言っているわけですが、この点については展望を開けるのかどうか、お聞かせをいただきましたと思います。

恐縮ですが、あわせて安田さんの方にお伺いいたしますが、中山間地域対策という点では、農政審は直接所得補償制度の導入を否定いたしました。そして、対策の中では融資を柱とした中山間地域新規部門の導入資金の創設ということが一つの大きな柱になっているわけですが、新規作物には野菜などを想定しているが政府の方は説明をしております。しかし、大量の輸入野菜と

どう立ち行けばいいのか、実は私は中山間地域を回って途方に暮れる思いをしておりますが、安田さんの御意見を聞かせてください。

○佐々木健三君 当初もお話ししましたように、今回の自由化に先立って牛肉・オレンジが自由化されまして、我々そのときも大変運動をしまして、異口同音、事後対策で何とかするんだというふうに言われまして、しかし、結果は御承知のとおりでございます。

県内でも、統計的に見ますと、平成元年からことし、平成六年までの間に実に七百七十戸の酪農家が離農、やめております。これは三〇%、三五%ぐらい減っているわけですね。これが、さらに関税率が下がって乳製品がフリーパスで入ってきますと、この数はもっとふえるだろうというふうに考えております。肉用牛も同じように四百戸、養豚に至っては千六百戸、三分の一になってしまいました。こういうふうにして、万全な事後対策が結果的にはこういうふうな状況になっております。

現在はどういうふうになっているかといいますが、今までバターの在庫が随分、六、七カ月あるというところで減産をやつてまいりましたが、この夏の猛暑で原乳が足りなくなりました。十月からは一転、牛の導入を図る。その前までは、四歳未満の牛を淘汰した場合には補助金を出したわけなんです。今度牛を導入したら補助金を出すと、いふような状況になっております。これは何も農政の貧困というよりも、農業そのものがこういうふうな季節や条件に非常に左右される、工業製品のようにいかないという一つのあらわれだというふうに思っております。

和牛の肥育も、現在子牛の価格が県内で三十三万で補てんされるわけなんです。事業団の補てん金も相当膨大になっております。数字は定かではありませんが、担当者がいっぱいいますのでそちらで調べていただきたいのですが、とにかくそういうことで、牛肉をつくる側も、あるいは牛肉の子牛を供給する側ももうどうしようもない

というのが現状だと思っております。

乳価も、これは足りない時期でございますから、当然需給のバランスからいって団体が要求しているように五円の値上げは当然かと思うのですが、しかし、これもメーカー側は、貿易の自由化をにらんで工場を海外に移していかうか、あるいは国内産の原乳でなくとも製品はつくれるとか、そういう状況を反映して、いまだに乳価交渉は三円下げられたままで来ております。

こういうふうな考えますと、さらに関税が下がって自由に入ってくるという状況になりますと、もう推して知るべしというふうに考えております。

以上です。

○安田壽男君 中山間地域対策の中で、新規作目導入資金の融資についてどうかということでありますが、私はこれが効果ゼロだとか、あるいは全く期待できませんというふうにはお答えしてはいけないうふうなふうに思っております。しかし、それほど大きな役割、ウェイトを占めるのかなということに思いをいたします。これは残念ながらそうはならないのではないかと。それは中山間地の作目だけではなくて、佐々木さんからもお話がありました畜産の問題、あるいは平地における施設園芸、米づくりまで含めて、農家自身がお金を投資してどこまで回収できるのかというその長期的な展望、保証、そういうものがないと、これは過去の経験から見てそういう意欲が持たない、展望が持たない。

したがって、それをはっきりと、国が勧めるんだからこまめには大丈夫だよというような指導方針といいますか、そういうものが同時並行あるいは先行してお示しただけだと、せっかくの施策が画餅に帰することになる懸念が大きいのではないかと、このように思っております。

○藤田委員 中山間地域で大変御苦労をされ、そして非常に創意のある新しい部門への開発に取り組んでおられることは私もよく承知をしております。そういう皆さんの意欲を打ち消さないため

にも、私は最大の国内対策はこの協定をきつぱり拒否することだというふうに言わざるを得ません。

今回の国内対策で、政府の方は新政策が示した規模拡大を一気に進めようというふうに言っているところであります。新政策では、十ヘクタール以上の規模拡大でコストの水準は現状の五割程度に引き下げられる、これで内外価格差の縮小、つまり生産者米価を引き下げられるというわけでありますけれども、それで果たして何よりも規模の大きい農家の経営が立ち行くのかという心配をいたします。西さんにお答えをいただきたい。

あわせて、中小零細農家は行方はどうなるのか、安田さんからお答えをいただきたいと思ひます。

最後に、佐々木さんに一問だけお聞きをいたしますが、私も大阪で米の輸入自由化反対の運動に取り組んでおります。実は大阪府下で百万の署名をはるかに超えていきました。今、国会には四百万を超える署名が集まっていますところであります。まさに国民の願いがどこにあるかということ、私はひしひしと感じながら、国会の中では圧倒的多数の皆さんは受け入れという立場ですが、国会の外に出ると圧倒的多数の国民はだめだと言っているように確信をいたしますが、運動に取り組んでこられた佐々木さんに一言最後にお述べいただきたいと思ひます。

○西一信君 質問にお答えしたいと思ひますけれども、日本とアメリカの相違ということで自分なりにまとめたものがあります。米についてなんですけれども、アメリカの営農面積というのは一戸当たり百五十ヘクタール、日本では〇・八ヘクタールで約百八十分の一。それから生産量は、これは一九九一年のみの換算ですけれども、アメリカが七百万トン、タイが二千万トン、日本が千二百万トン。それから輸出なんですけれども、タイが四百万トン、アメリカが二百二十万トン、この時点でアメリカは残四百八十万トンあるようでございます。また日本の生産者米価というの

は、アメリカの七・七倍、タイの十一倍。それで、土地改良事業は、アメリカはしない、日本は必要ということです。また消費者価格につきましても、アメリカの二・九倍、タイの六・六倍です。

日本の高い原因として私なりに考えたのですけれども、やはり一番として国土条件、二番目としては高度の機械化が進んでいる、三番目として他産業の賃金の高騰、四番目として燃料の高値、これはアメリカの四倍だそうなんです。それから農業機械の高値、先ほど言ったように五、六条のコンバインで約一千万円以上します。それから流通の問題、先ほど話しましたけれども、私らがつくっている米の値段が消費者に行くまでに二・五倍になっております。それで生産者はアメリカの十倍ということ、十ヘクタールで大丈夫かなという話なんですけれども、恐らく無理だと思ひます。

○安田善男君 中小零細農家がどうなっていくかというお尋ねと受けとめさせていただきます。私なりに申し上げますと、米については、自分のうちで食べる、いわゆる自家飯米をつくり続ける、こういうタイプと、いやそんなことも面倒くさいからやめたという形のものと分かれていくのではないかと。それから、野菜、果物についても同様の傾向になるのではないかと思ひますが、こちらはいささかもっと趣味的なものという形に踏み込んだ形で残り得ても、他は全部放棄されて荒廃化するのではないかと。それから、畜産については、お答え申し上げるまでもなく、ほとんどこれは姿を消すというふうに思っております。

○佐々木健三君 今安田専務さんがおっしゃったような状況が、このガット合意が通りますと本当に現実のものになっていくのではないかと。今、我々には心配するわけです。このことを我々、運動として取り組んでおりまして、全く知らされてないというのが現状です。くしくもきょう四名出席していますが、みんな共通の話題になつてくるわけなんです、今地域では話せば話すほど

こういうふうな状況が生まれてくると思ひます。

一番心配するのは、こういう状況があるにもかかわらず、国会がもうゴール間近だというふうな話になっていきます。先ごろの農業新聞ですと、委員会も出席がやつと半分ぐらいで、しかも閑散とされているという話を聞きますと、現場のこういう厳しい状況を踏まえて、国会では何やっているんだらうというふうな憤りさえ感じます。

ぜひ我々のこの声を反映しまして、ただ形式的な公聴会でなくて、本当に反映できるような公聴会にしたいだきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○藤田委員 どうもありがとうございます。

○中川座長 これにて質疑は終了いたしました。

この際、一言ごあいさつ申し上げます。意見陳述者の方々におかれましては、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。

拝聴いたしました御意見は、各案件の審査に資するところ極めて大なるものがあり、厚く御礼を申し上げます。

また、この会議開催のため格段の御協力をいただきました関係各位に対しまして、深甚なる謝意を表する次第であります。

それでは、これにて散会いたします。

午後一時三十五分散会

平成六年十二月九日印刷

平成六年十二月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局